

改正後	現行
<p style="text-align: right;">こ支家第47号 令和5年5月10日 こ支家第677号 令和5年10月31日 こ支家第680号 令和6年1月19日 <u>こ支家第324号</u> <u>令和6年5月22日</u></p>	<p style="text-align: right;">こ支家第47号 令和5年5月10日 こ支家第677号 令和5年10月31日 こ支家第680号 令和6年1月19日</p>
<p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">こども家庭庁長官</p>	<p>各 都道府県知事 指定都市の市長 中核市の市長 児童相談所設置市の市長</p> <p style="text-align: center;">こども家庭庁長官</p>
<p style="text-align: center;">児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について</p>	<p style="text-align: center;">児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について</p>
<p>このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり に定められ、令和5年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ 円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金 について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）は廃止する。 ただし、令和4年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>（通則） この交付要綱は、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規 定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目 的とする。</p>	<p>このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり に定められ、令和5年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ 円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金 について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）は廃止する。 ただし、令和4年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>（通則） この交付要綱は、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の 規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを 目的とする。</p>
<p>第1 用語の意義 次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19 第1項の指定都市をいう。以下同じ。）、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所 が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置 （障害児入所施設を除く。）、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子 保護の実施、第24条第5項又は第6項に規定する保育の実施（以下「保育の措置」とい う。）、<u>第21条の18第2項に規定する家庭支援事業の実施（以下「家庭支援事業の措置」とい う。）、第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導の委託（都道府県及び市町 村が設置する機関に委託する場合を除く。以下「指導委託」という。）、</u>第33条の6第1項に規</p>	<p>第1 用語の意義 次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19 第1項の指定都市をいう。以下同じ。）、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所 が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置 （障害児入所施設を除く。）、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子 保護の実施、法第24条第5項又は第6項に規定する保育の実施（以下「保育の措置」とい う。）、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項 に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の2、第7号、第 7号の3及び第8号又は第51条第3号及び第5号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保</p>

改正後

定する児童自立生活援助事業の実施又は第 33 条第 1 項及び第 2 項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における第 50 条第 6 号、第 6 号の 2、第 6 号の 4（市町村に委託する場合を除く。以下同じ。）第 7 号、第 7 号の 3 及び第 8 号又は第 51 条第 2 号の 2、第 3 号及び第 5 号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育に係る費用、指導委託に係る費用、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に係る費用、家庭支援事業の措置に係る費用、保育の措置に係る費用（別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 2 条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。

(1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所 （児童自立生活援助事業所Ⅲ型（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 36 条の 4 の 2 第 3 号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅲ型。以下同じ。）のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。））及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費並びに指導委託、家庭支援事業の措置の実施に必要な経費をいう。

(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置停止されている児童を除く。）若しくは一時保護施設に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームにあつては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 31 条第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

3 「保護単価」とは、措置児童等の 1 人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護施設にあつては、その一時保護施設の運営に必要な事務費及び事業費の年額又は月額。）その他の単価であつて、第 3 に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設（里親支援センターを除く。）、里親及び一時保護施設について設定したものをいう。

4 「事務単価」とは、指導委託にあつては対象児童の 1 人当たりの事務費の月額、里親支援セン

現行

護又は養育又は保育の措置に係る費用（別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 2 条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。

(1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所 （以下「自立援助ホーム」という。））及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。

(2) 事業費 事務費以外の経費であつて、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 31 条第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

3 「保護単価」とは、措置児童等の 1 人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であつて、第 3 に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。

（新規）

改正後

現行

ターにあつてはその里親支援センターで実施する里親支援事業に必要な事務費の月額、家庭支援事業の措置にあつてはその事業の実施に必要な事務費、保育の措置にあつては対象児童の1人当たりの事務費及び事業費の月額その他の単価であつて、家庭支援事業の措置以外については都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長が、家庭支援事業の措置については市町村の長が、第3に定めるところにより、その施設、指導委託を受ける機関及び団体（以下「指導機関」という。）について、設定したものをいう。

5 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値及び事務単価に対象児童数その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設、指導機関、里親又は児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）に対し各月算定して支弁しなければならないもの並びに一時保護施設費及び家庭支援事業の措置に係る経費をいう。

6 略

7 略

8 略

9 略

4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。

5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第9号の規定によるものとする。

(1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表第一（以下「別表」という。）の級地が「一級地」とされている地域とする。

(2) 「16 /100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域とする。

(3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。

(4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。

(5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、摂津市、松原市、広島県府中町とする。

(6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。

(7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。

(8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。

6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部並びに義務教育学校の後期課程を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。

7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。

8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をい

改正後

現行

10 略

11 略

12 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護施設において、第3の2（1）の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額と指導委託及び家庭支援事業の措置にかかる支弁基準額の合算額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第6号の4、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第2号の2、第3号及び第5号、第53条、第55条並びに第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1/4	1/4	1/2
		都道府県立施設		1/2	1/2

い、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。

9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。

10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

11 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護所において、第3の2（1）の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号及び第5号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1/4	1/4	1/2
		都道府県立施設		1/2	1/2

改正後						現行					
	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2		都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
その他の施設 里親、 <u>児童自立生活援助事業所</u> （ <u>児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。</u> ）の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2	その他の施設 里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
一時保護 <u>施設</u> の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1 / 2	1 / 2	一時保護 <u>所</u> の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1 / 2	1 / 2
保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1 / 4	1 / 4	1 / 2	保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1 / 4	1 / 4	1 / 2
<u>指導委託の措置費等</u>	<u>都道府県、指定都市、児童相談所設置市</u>	<u>私立の指導機関</u>		<u>1 / 2</u>	<u>1 / 2</u>						
<u>家庭支援事業の措置費</u>	<u>市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）</u>	<u>＝</u>	<u>1 / 4</u>	<u>1 / 4</u>	<u>1 / 2</u>						

3、4 略

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

改正後

現行

第3 保護単価及び事務単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価及び事務単価その他の支弁基準の関係者への通知
 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの監督に属する施設、里親及び指導機関について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価及び事務単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。
 ただし、次の2から4によらず、家庭支援事業の措置については、別に定める基準額により設定することとし、保育の措置については、支援法第19条第1第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。
 この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価及び事務単価その他の支弁基準（家庭支援事業の措置に係る支弁基準は除く。）について市町村長、施設の長、里親、指導機関に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

2 事務費の保護単価の設定方法
 (1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表3の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。
 また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「22 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知
 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。
 ただし、保育の措置については、次の2から4によらず、支援法第19条第1第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。
 この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

2 事務費の保護単価の設定方法
 (1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。
 また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「21 自立支援担当職員加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 配置改善加算分保護単価	児童養護施設において 5:1、4.5:1、4:1 のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において 4:1、3.5:1、3:1 のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1 及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1 のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価

単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 配置改善加算分保護単価	児童養護施設において 5:1、4.5:1、4:1 のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において 4:1、3.5:1、3:1 のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1 及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1 のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価

改正後			現行		
	員) 配置を行った場合	単価		員) 配置を行った場合	単価
	児童心理治療施設において 4:1、3.5:1、3:1 のいずれかの職員 (児童指導員、保育士) 配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価		児童心理治療施設において 4:1、3.5:1、3:1 のいずれかの職員 (児童指導員、保育士) 配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	一時保護施設において 5:1、4.5:1、4:1、3:1、2:1 のいずれかの職員 (児童指導員、保育士) 配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウ、(5)-エ、(5)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価		一時保護所において 5:1、4.5:1、4:1、3:1、2:1 のいずれかの職員 (児童指導員、保育士) 配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウ、(5)-エ、(5)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価×配置里親支援専門相談員数	2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価×配置里親支援専門相談員数
3 心理療法担当職員加算分保護単価 (常勤職員)	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設において、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×配置心理療法担当職員数 (ただし、児童心理治療施設においては、一般分保護単価に含まれる心理療法担当職員数を減じた数)	3 心理療法担当職員加算分保護単価 (常勤職員)	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×配置心理療法担当職員数 (ただし、児童心理治療施設においては、一般分保護単価に含まれる心理療法担当職員数を減じた数)
4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院 (10人未満の施設に限る。)、母子生活支援施設、 <u>児童自立生活援助事業所 (規則第36条の4の2第1号に規定する児童自立生活援助事業所I型 (以下「児童自立生活援助事業所I型」という。)に限る。) 及びファミリーホーム</u> が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算 (I) 分月額保護単価又は(13)個別対応職員加算 (II) 分月額保護単価	4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院 (10人未満の施設に限る。) 又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算分月額保護単価
5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設及び児童自立支援施設であって、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)職業指導員加算分保護単価	5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)職業指導員加算分保護単価
6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(15)看護師加算分月額保護単価	6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)看護師加算分月額保護単価
7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表3のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(16)母子生活支援施設保育士加算分保護単価	7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(15)母子生活支援施設保育士加算分保護単価

改正後			現行		
8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表3のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯以上の施設であり計4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(17)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯以上の施設であり計4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(16)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価
9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表3のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員10世帯以上の場合計2人、20世帯以上の場合計2人若しくは3人、30世帯以上の場合計2人、3人若しくは4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(18)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)	9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員10世帯以上の場合計2人、20世帯以上の場合計2人若しくは3人、30世帯以上の場合計2人、3人若しくは4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(17)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)
10 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(19)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数	10 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(18)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
11 家庭支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(20)家庭支援専門相談員加算分保護単価×配置家庭支援専門相談員数	11 家庭支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(19)家庭支援専門相談員加算分保護単価×配置家庭支援専門相談員数
12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価	12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価
13 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価（I）、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、小規模か	13 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、小規模かつ地

改正後			現行		
		つ地域分散化加算分保護単価、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算、医療的ケア児等受入加算分保護単価及び自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）			域分散化加算分保護単価、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算、医療的ケア児等受入加算分保護単価及び自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）」
14除雪費	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(34)除雪費加算分保護単価	14除雪費	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(31)除雪費加算分保護単価
15降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第23条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(35)降灰除去費加算分保護単価	15降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第23条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(32)降灰除去費加算分保護単価
16社会的養護処遇改善加算費	地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合ただし、社会福祉事業団等経営の施設を除く。	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(36)社会的養護処遇改善加算分保護単価	16社会的養護処遇改善加算費	地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合ただし、社会福祉事業団等経営の施設を除く。	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(33)社会的養護処遇改善加算分保護単価
17社会的養護従事者処遇改善加算費	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、 <u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホーム</u> が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(37)社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価	17社会的養護従事者処遇改善加算費	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、 <u>自立援助ホーム</u> 、ファミリーホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(34)社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価
18小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(39)小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価×加配された職員の合計数	18小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(35)小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価×加配された職員の合計数
19地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(40)地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分月額保護単価	19地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(36)地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分月額保護単価

改正後			現行		
20医療的ケア児等受入加算費	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(41)医療的ケア児等受入加算分月額保護単価× <u>生活単位数</u>	20医療的ケア児等受入加算費	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(37)医療的ケア児等受入加算分月額保護単価× <u>実施か所数</u>
21自立支援担当職員加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び <u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）</u> が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(42)自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価又は(43)自立支援担当職員加算（Ⅱ）分保護単価	21自立支援担当職員加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び <u>自立援助ホーム</u> が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(38)自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価又は(39)自立支援担当職員加算（Ⅱ）分保護単価
22こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費	<u>別に定める基準による職員が在職している場合</u>	<u>別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(38)こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分保護単価</u>			

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護施設^{（注）}の専門職員等加算分、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）への対応加算（以下「一時保護施設の新基準対応加算」という。）分及び一時保護施設のユニットケア加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

また、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型（対象者の居宅を除く。）を除く。）及びファミリーホームの賃借費加算分、一時保護施設の第三者評価受審費加算分、賃借費加算分の保護単価は第4の2の表の（1）に掲げる保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費及び一時保護施設^{（注）}処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁に当たっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、小規模かつ地域分散化加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護所^{（注）}の専門職員等加算分、第三者評価受審費加算分、賃借費加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費及び一時保護所^{（注）}処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、小規模かつ地域分散化加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費

改正後

童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁に当たっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(5)、(6) 略

3 略

4 事務単価の設定方法

(1) 里親支援センターの事務費の月額事務単価の設定は個々の施設ごとにその所在する地域により定まる別表2の事務単価表の1一般分事務単価をそのまま設定するものとする。

また、次表の「1里親等支援員加算費」から「7休日・夜間支援体制強化事業加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分事務単価を加算した額をもってその里親支援センターの事務費の事務単価とすること。

<u>単価の名称</u> 第 1 欄	<u>設定の条件</u> 第 2 欄	<u>適用される単価</u> 第 3 欄
<u>1 里親等支援員加算費</u>	<u>里親支援センターが支援対象とする登録里親世帯が60世帯を超えており、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「里親等支援員」が2人以上配置されている場合</u>	<u>別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(1)里親等支援員加算分事務単価×(配置里親等支援員数-1) (61帯以上20世帯ごとに1人を上限とする。)</u>
<u>2 心理療法担当職員加算費(常勤職員)</u>	<u>里親支援センターにおいて、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合</u>	<u>別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(2)心理療法担当職員加算分事務単価×配置心理療法担当職員数</u>

現行

算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(5) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

(6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(28)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

(新規)

改正後

現行

<p><u>3 親子関係再構築支援加算費</u></p>	<p><u>里親支援センターが別に定める基準に該当する場合</u></p>	<p><u>別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(4)親子関係再構築支援加算(Ⅰ)分事務単価別又は(5)親子関係再構築支援加算(Ⅱ)分事務単価</u></p>
<p><u>4 自立支援担当職員加算費</u></p>	<p><u>里親支援センターが別に定める基準に該当する場合</u></p>	<p><u>別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(6)自立支援担当職員加算(Ⅰ)分事務単価又は(7)自立支援担当職員加算(Ⅱ)分事務単価</u></p>
<p><u>5 市町村連携事業加算費</u></p>	<p><u>里親支援センターが別に定める基準に該当する場合</u></p>	<p><u>別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(8)市町村連携事業加算分事務単価</u></p>
<p><u>6 レスパイト・ケア体制構築事業加算費</u></p>	<p><u>里親支援センターが別に定める基準に該当する場合</u></p>	<p><u>別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(9)レスパイト・ケア体制構築事業加算(Ⅰ)分事務単価又は(10)レスパイト・ケア体制構築事業加算(Ⅱ)分事務単価</u></p>
<p><u>7 休日・夜間支援体制強化事業加算費</u></p>	<p><u>里親支援センターが別に定める基準に該当する場合</u></p>	<p><u>別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(11)休日・夜間支援体制強化事業加算分事務単価</u></p>
<p><u>8 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費</u></p>	<p><u>里親支援センターに別に定める基準による職員が在職している場合</u></p>	<p><u>別表1の事務単価表の2加算分保護単価の(12)こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分事務単価</u></p>

(2) 指導委託に係る指導機関の事務費の月額保護単価の設定は別表2の事務単価表の1一般分事務単価をそのまま設定するものとする。

(3) 里親支援センターの心理療法担当職員加算分(常勤単価を除く。)の事務単価は、別表2の事務費の2加算分事務単価をそのまま設定するものとする。

また、里親支援センターの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分は、第4の2の表の(1)に掲げる事務費の各費目の事務単価をそのまま設定するものとする。

(4) (1)により里親支援センターの事務単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中に加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等があった日の属する月の翌月分(その月初日に改定等があったときはその月分)の支弁から、(1)の方法により、その里親支援センターの事務単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてその

まま設定すれば足りること。

(5) 里親支援センターが新設される場合において、その開所する月（里親支援センターの開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の事務単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

5 措置費等の支弁基準の設定方法

2、3及び4により保護単価等を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価等による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第6号の4、第7号、第7号の3、第8号、第51条第2号の2、第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、保育の措置及び家庭支援事業の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。

2 措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、里親又は一時保護施設に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。

4 措置費等の支弁基準の設定方法

2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3、第8号、第51条第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。

2 措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、 <u>里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）</u> 、ファミリーホーム、里親又は一時保護施設（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額 ア 乳児院、 <u>里親支援センター、児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、ファミリーホーム又はファミリーホームの養育者等が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）</u> 、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、 <u>里親支援センターについては算式(3)、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、ファミリーホーム又はファミリーホームの養育者等が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）については算式(4)、ファミリーホームについては算式(5)</u> により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(6)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(7)）によって算定した額とする。ただし、社会的養護処遇改善加算費及び社会的養護従事者処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。 算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）） ただし、新設により開所した <u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活</u>	(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、 <u>自立援助ホーム</u> 、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額 ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。ただし、社会的養護処遇改善加算費及び社会的養護従事者処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。 算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）） ただし、新設により開所した <u>自立援助ホーム</u> にあつては、初めて児童

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p><u>援助事業所Ⅲ型を除く。</u>）にあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数〕＋2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数＋3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p><u>算式(3)</u> <u>その施設の月額事務単価</u></p> <p><u>算式(4)</u> <u>児童自立生活援助事業所を実施するファミリーホームの月額保護単価</u> <u>×その月初日の児童自立生活援助事業所の現員</u> <u>（ただし、そのファミリーホームが新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）</u></p> <p>算式(5)</p> <p>新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価×その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月</p>	(1) 事務費			<p>を受託した日の属する月から算定する。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数〕＋2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数＋3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>算式(3)</p> <p>新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価×その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(6)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）×支弁率</p> <p>その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数</p> <p>その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(7)</p> <p>その施設の月額保護単価×その協定人員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>イ～カ 略</p>	(1) 事務費			<p>額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(4)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）×支弁率</p> <p>その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数</p> <p>その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(5)</p> <p>その施設の月額保護単価×その協定人員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を施設に対応する乳児加算分保護単価等に置き換えて算定する。</p> <p>算式</p> <p>乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費				(1) 事務費			<p>当支給規則（昭和 39 年総理府令第 33 号）別表第 1 に掲げる旧 5 級地である地域に所在する場合であって、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であって、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和 47 年労働省令第 33 号）第 1 条第 1 号 に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第 97 条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士 1 人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、<u>母子生活支援施設及び里親支援センター</u>が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価 <u>又は事務単価</u>（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×配置心理療法担当職員数×アの算式により算定した定員</p> <p>ク～シ 略</p>	(1) 事務費			<p>指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設 <u>及び</u>母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×配置心理療法担当職員数×アの算式により算定した定員</p> <p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式 基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ケ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。</p> <p>算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数</p> <p>コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、<u>里親支援センター、児童自立生活援助事業所</u>及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合には次の額。</p> <p>算式 第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額 314,000 円を限度とする。</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、<u>里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）</u>及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合には次の額。</p> <p>算式 建物の賃借に係る実費。 なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（<u>児童</u></p>	(1) 事務費			<p>サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 母子生活支援施設（定員 40 世帯以上）母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、<u>自立援助ホーム</u>及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合には次の額。</p> <p>算式 第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額 314,000 円を限度とする。</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、<u>自立援助ホーム</u>及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合には次の額。</p> <p>算式 建物の賃借に係る実費。 なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（<u>自立</u></p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p><u>自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）</u>及びファミリーホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月)の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善費及び社会的養護従事者処遇改善加算費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護<u>施設</u>の事務費の支弁額は、次のアからオまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ その一時保護<u>施設</u>が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護<u>施設</u>の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ 一時保護<u>施設</u>が別に定める基準に該当する場合には次の額を加算する。 第三者評価受審に係る実費。ただし、年額 314,000 円を限度とする。</p> <p>エ 略</p> <p>オ 一時保護<u>施設</u>が別に定める基準によ</p>	(1) 事務費			<p>援助ホーム及びファミリーホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月)の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善費及び社会的養護従事者処遇改善加算費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護<u>所</u>の事務費の支弁額は、次のアからオまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。{ [前年度の一時保護延べ人日/12月/30.4]（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205}（小数点以下第1位の数値を四捨五入）</p> <p>イ その一時保護<u>所</u>が別に定める基準に該当する場合には、次の額を加算する。 一時保護<u>所</u>の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ 一時保護<u>所</u>が別に定める基準に該当する場合には次の額を加算する。 第三者評価受審に係る実費。ただし、年額 314,000 円を限度とする。</p> <p>エ 建物の賃借に係る実費。 なお、礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>オ 一時保護<u>所</u>が別に定める基準により</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
			<p>り児童相談所一時保護施設処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p> <p><u>カ 一時保護施設が別に定める基準により一時保護施設の新基準対応加算分を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</u></p> <p><u>キ 一時保護施設が別に定める基準により一時保護施設のユニットケア加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</u></p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び<u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）</u>において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} / 30.4 \\ \text{(10円未満の端数は切り捨て)} \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right)$				<p>児童相談所一時保護所処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び<u>自立援助ホーム</u>において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} / 30.4 \\ \text{(10円未満の端数は切り捨て)} \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right)$

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
			(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」(「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」(令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知)の別紙)において定める月額保護単価とする。				(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」(「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)の別紙)において定める月額保護単価とする。
(2) 一 般 生 活 費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む。)、児童心理治療施設(通所部を含む。)、乳児院、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護施設(一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。)の一時保護児(以下「一時保護児」という。)	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数(通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあつてはその月初日の入所者数とする。 ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。)	(2) 一 般 生 活 費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む。)、児童心理治療施設(通所部を含む。)、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所(一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。)の一時保護児(以下「一時保護児」という。)	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、 <u>自立援助ホーム</u> 又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数(通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあつてはその月初日の入所者数とする。 ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。)
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>自立援助ホームの入所児童</u>	<u>その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費</u>		
	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費			母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	

改正後

現行

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄		費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	
			施設種別	一般生活費 (月額)				施設種別	一般生活費 (月額)
(2) 一般生活費	母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）	その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）	一般生活費保護単価表		(2) 一般生活費	母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）	その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）	一般生活費保護単価表	
			児童養護施設	乳児分 <u>63,860 円</u> 乳児以外分 <u>55,270 円</u>				児童養護施設	乳児分 <u>61,760 円</u> 乳児以外分 <u>53,450 円</u>
			児童自立支援施設	入所児分 <u>55,270 円</u> 通所児分 <u>16,980 円</u>				児童自立支援施設	入所児分 <u>53,450 円</u> 通所児分 <u>16,430 円</u>
			児童心理治療施設	入所児分 <u>55,730 円</u> 通所児分 <u>16,980 円</u>				児童心理治療施設	入所児分 <u>53,910 円</u> 通所児分 <u>16,430 円</u>
			里親、 <u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）</u>	乳児分 <u>64,120 円</u> 乳児以外分 <u>55,530 円</u>				里親	乳児分 <u>62,020 円</u> 乳児以外分 <u>53,710 円</u>
			乳児院	3才未満児分 <u>63,860 円</u> 3才以上児分 <u>55,270 円</u>				乳児院	3才未満児分 <u>61,760 円</u> 3才以上児分 <u>53,450 円</u>
			ファミリーホーム	乳児分 <u>63,860 円</u> 乳児以外分 <u>55,270 円</u>				ファミリーホーム	乳児分 <u>61,760 円</u> 乳児以外分 <u>53,450 円</u>
			<u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）</u>	<u>55,270 円</u>				<u>自立援助ホーム</u>	<u>別に定める基準に該当する者</u> <u>53,450 円</u> <u>上記以外の者</u> <u>11,690 円</u>
			母子生活支援施設	入所者 <u>4,130 円</u> 保育室保育入所児童 3歳未満児 <u>10,350 円</u> 3歳以上児 <u>6,570 円</u>				母子生活支援施設	入所者 <u>3,990 円</u> 保育室保育入所児童 3歳未満児 <u>10,010 円</u> 3歳以上児 <u>6,350 円</u>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(2) 一般生活費			<p>算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価<u>111,650円</u>×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親、ファミリーホーム <u>又は児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る。)</u> に対し各月初日以外の日^{に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。)}又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 (1)の里親、ファミリーホーム <u>又は児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る。)</u> 一般生活費月額保護単価÷30.4) ×その月の委託措置等^等児延人員数</p> <p>(3)、(4) 略</p>	(2) 一般生活費			<p>算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価<u>106,610円</u>×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日^{に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。)}又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 (1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4) ×その月の委託措置児延人員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日^{に措置又はその解除の措置があった場合は、児童(母子生活支援施設にあっては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。}</p> <p>算式 (1) 一般生活費月額保護単価÷30.4) ×その月の措置児童(者)延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(2) 一 般 生 活 費			<p>(5) 一時保護施設（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。 算式 ①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>4,590円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>6,230円</u> ②6日目から30日目まで 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>1,270円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>1,290円</u> ③①及び②以外 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>1,820円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>2,100円</u> 法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,300円（ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く） ④乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式①～③により算定した額に次の算式により算定した額を加算する。</p>	(2) 一 般 生 活 費			<p>が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合については、次の算式により算定した額。 算式 （月額保護単価÷その月の開所日数）×その月の通所した日数 （注）10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 (5) 一時保護所（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。 算式 ①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>4,440円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>6,030円</u> ②6日目から30日目まで 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>1,230円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>1,240円</u> ③①及び②以外 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>1,760円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>2,030円</u> 法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,300円（ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く） ④乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式①～③により算定した額に次の算式により算定した額を加算する。</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
			法第33条の規定により一時保護された延児童数× <u>3,670円</u>				法第33条の規定により一時保護された延児童数× <u>3,650円</u>
	里親及びファミリーホームの委託児童	略	略		里親及びファミリーホームの委託児童	里親及びファミリーホームの養育者が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	里親及びファミリーホームの養育者が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。 算式 別に定める基準による延児童数（2歳未満児）×8,640円＋別に定める基準による延児童数（2歳以上児）×5,600円
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、 <u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）</u> 、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、 <u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）</u> 、ファミリーホームの入所児童 算式(1) 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童 算式(2) 別に定める基準による児童数×日額850円	(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、 <u>自立援助ホーム</u> 、ファミリーホームの入所児童 算式（1） 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童 算式（2） 別に定める基準による児童数×日額850円
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時的保護委託児童（3歳未満児）	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数（3歳未満児）×日額2,620円	(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時的保護委託児童（3歳未満児）	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数（3歳未満児）×日額2,620円

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	ア 点 数 分	助産施設の入所妊産婦 施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。 イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。 なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。 (注) 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。	(5) 助産施設基本分保護費	ア 点 数 分	助産施設の入所妊産婦 施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。 イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。 なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。 (注) 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。

改正後					現行						
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄			経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄			経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	イ 点数以外の分	(ア) 分娩介助料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき <u>237,720 円</u> を限度として支弁できる。	(5) 助産施設基本分保護費	イ 点数以外の分	(ア) 分娩介助料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき <u>236,200 円</u> を限度として支弁できる。
		(イ) 胎盤処置料		胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。			(イ) 胎盤処置料		胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
		(ウ) 新生児介補料		新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。			(ウ) 新生児介補料		新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。
		(エ) 保険料		保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき12,000円を限度として支弁できる。			(エ) 保険料		保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき12,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児			幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の育・保育給付費の支給を受けている児童	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費の補助又は施設等利用給付費の支	(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児			幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の育・保育給付費の支給を受けている児童	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費の補助又は施設等利用給付費の支

改正後				現行																			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄																
		に限る。)が利用 する施設・事業所 (以下「幼稚園 等」という。) の就園に必要な経 費	給がある場合においては、その額を控除 した額とする。			に限る。)が利用 する施設・事業所 (以下「幼稚園 等」という。) の就園に必要な経 費	給がある場合においては、その額を控除 した額とする。																
(7) 教 育 費	児童養護施設、児童自立 支援施設、児童心理治療 施設、母子生活支援施設 (第3欄の(7)に限る)、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 若しくはファミリーホーム の入所児童、里親の委 託児童又は一時保護児で あって、義務教育諸学校 又は特別支援学校の高等 部に在学中のもの及び特 別支援学校の高等部第1 学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義 務教育(特別支 援学校高等部の 教育を含む。) に必要な学用品 費、 <u>習い事に係 る費用及び学習 に用いるスマー トフォン等の通 信端末の購入・ 利用に係る費用</u> (2) 教材代 (3) 通学のための 交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援 施設の教材費 (7) その児童の特 別支援学校高等部 入学に必要な学用品 費等 (8) 特別支援学校 高等部の児童が就 職又は進学に役立 つ資格取得又は講 習等の受講をする ための経費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、 部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童が あるときは、それぞれ算式(2)から算式(5) により算定した額を、児童自立支援施設に おいては、教材費として算式(6)により算定 した額を、特別支援学校高等部第1学年に 入学する児童があるときは算式(7)により算 定した額を、資格取得又は講習等の受講を した特別支援学校高等部に在学する児童で あって別に定めるものがあるときは算式(8) により算定した額を、それぞれ算式(1)によ って算定した額に加算する。なお、算式(7) については4月分の措置費等として支弁す る。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価× その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表(措置児童数1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学 校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価 (月額)</td> <td><u>7,210円</u></td> <td><u>9,380円</u></td> <td><u>9,380円</u></td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるそ の措置児童の別に定めるところにより 教科書に準ずる正規の教材として学校 長が指定するものの購入に必要な実費 を合算した額。	学年別	小学校	中学校	特別支援学 校高等部	保護単価 (月額)	<u>7,210円</u>	<u>9,380円</u>	<u>9,380円</u>	(7) 教 育 費	児童養護施設、児童自立 支援施設、児童心理治療 施設、母子生活支援施設 (第3欄の(7)に限る)、 <u>自立援助ホーム</u> 若しくは ファミリーホームの入所 児童、里親の委託児童又 は一時保護児であって、 義務教育諸学校又は特別 支援学校の高等部に在学 中のもの及び特別支援学 校の高等部第1学年に入 学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義 務教育(特別支 援学校高等部の 教育を含む。) に必要な学用品 費 (2) 教材代 (3) 通学のための 交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援 施設の教材費 (7) その児童の特 別支援学校高等部 入学に必要な学用品 費等 (8) 特別支援学校 高等部の児童が就 職又は進学に役立 つ資格取得又は講 習等の受講をする ための経費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、 部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童が あるときは、それぞれ算式(2)から算式(5) により算定した額を、児童自立支援施設に おいては、教材費として算式(6)により算定 した額を、特別支援学校高等部第1学年に 入学する児童があるときは算式(7)により算 定した額を、資格取得又は講習等の受講を した特別支援学校高等部に在学する児童で あって別に定めるものがあるときは算式(8) により算定した額を、それぞれ算式(1)によ って算定した額に加算する。なお、算式(7) については4月分の措置費等として支弁す る。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価× その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表(措置児童数1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学 校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価 (月額)</td> <td><u>2,210円</u></td> <td><u>4,380円</u></td> <td><u>4,380円</u></td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるそ の措置児童の別に定めるところにより 教科書に準ずる正規の教材として学校 長が指定するものの購入に必要な実費 を合算した額。	学年別	小学校	中学校	特別支援学 校高等部	保護単価 (月額)	<u>2,210円</u>	<u>4,380円</u>	<u>4,380円</u>
学年別	小学校	中学校	特別支援学 校高等部																				
保護単価 (月額)	<u>7,210円</u>	<u>9,380円</u>	<u>9,380円</u>																				
学年別	小学校	中学校	特別支援学 校高等部																				
保護単価 (月額)	<u>2,210円</u>	<u>4,380円</u>	<u>4,380円</u>																				

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(7) 教 育 費			<p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額。</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児 200円、中学校該当児 290円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数（ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。）</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価 86,300円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費月額保護単価 57,620円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)</p>	(7) 教 育 費			<p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額。</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児 200円、中学校該当児 290円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数（ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。）</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価 86,300円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費月額保護単価 57,620円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)</p>

改正後				現行																			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄																
(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。																
(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数 見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)	(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数 見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>22,690円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	22,690円	中学校第3学年	60,910円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	111,290円				<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>22,690円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	22,690円	中学校第3学年	60,910円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円
学年別	保護単価(年額)																						
小学校第6学年	22,690円																						
中学校第3学年	60,910円																						
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	111,290円																						
学年別	保護単価(年額)																						
小学校第6学年	22,690円																						
中学校第3学年	60,910円																						
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円																						
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数	(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数																

改正後				現行															
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄												
			入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年 入学児童</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年 入学児童</td> <td>81,000円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年 入学児童	64,300円	中学校第1学年 入学児童	81,000円				入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年 入学児童</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年 入学児童</td> <td>81,000円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年 入学児童	64,300円	中学校第1学年 入学児童	81,000円
学年別	保護単価(年額)																		
小学校第1学年 入学児童	64,300円																		
中学校第1学年 入学児童	81,000円																		
学年別	保護単価(年額)																		
小学校第1学年 入学児童	64,300円																		
中学校第1学年 入学児童	81,000円																		
(11) 特別 育成 費	児童養護施設、児童自立 支援施設、児童心理治療 施設、母子生活支援施設 (第3欄の(3)、(5)、 (6)及び(7)に限る。(5) は中学生含む。)、 <u>児童 自立生活援助事業所</u> 若し くはファミリーホームの 入所児童、里親の委託児 童又は一時保護児であっ て、高等学校に在学して いるもの及び高等学校第 1学年に入学するもの及 び義務教育終了児童のう ち高等学校等に在籍して いないもの(既に就職し ているものは除く。)又 は別に定めるもの(第3 欄の(4)、(5)及び(6)に 限る)。	次に掲げる経費 (1) その児童の高 等学校在学中に おける教育に必 要な授業料、ク ラブ費等の学校 納付金、教科書 代、学用品費等 の教科学習費 等、 <u>習い事に係 る費用及び学習 に用いるスマー トフォン等の購 入・利用に係る 費用</u> (2) 通学のための 交通費 (3) その児童の高 等学校入学に際 し必要な学用品 費 (4) 就職又は進学 に役立つ資格取 得又は講習等の 受講をするため の経費 (5) 学習塾等を利用 した場合にか かる経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(3)については4月分の措置 費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単 価を上限として、実費を合算した額。 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td><u>28,330円</u></td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td><u>39,540円</u></td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるその 措置児童であって、交通費の支給を必要 と認めるものがあるときは、その児童が 最も経済的な通常の経路及び方法により 通学する場合のその普通旅客運賃の定期 乗車券(定期乗車券のない場合にあつて は、これに準ずるもの。)の実費を合算 した額 算式(3) 入学時特別加算費年額保護単価86,300円 を上限として、実費を合算した額。	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	<u>28,330円</u>	私立高等学校	<u>39,540円</u>	(11) 特別 育成 費	児童養護施設、児童自立 支援施設、児童心理治療 施設、母子生活支援施設 (第3欄の(3)、(5)及び (6)に限る。(5)は中学生 含む。)、 <u>自立援助ホー ム</u> 若しくはファミリーホ ームの入所児童、里親の 委託児童又は一時保護児 であって、高等学校に在 学しているもの及び高等 学校第1学年に入学す るもの及び義務教育終了 児童のうち高等学校等に 在籍していないもの(既 に就職しているものは除 く。)又は別に定めるも の(第3欄の(4)、(5)及 び(6)に限る)。	次に掲げる経費 (1) その児童の高 等学校在学中に おける教育に必 要な授業料、ク ラブ費等の学校 納付金、教科書 代、学用品費等 の教科学習費等	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(3)については4月分の措置 費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単 価を上限として、実費を合算した額。 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td><u>23,330円</u></td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td><u>34,540円</u></td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるその 措置児童であって、交通費の支給を必要 と認めるものがあるときは、その児童が 最も経済的な通常の経路及び方法により 通学する場合のその普通旅客運賃の定期 乗車券(定期乗車券のない場合にあつて は、これに準ずるもの。)の実費を合算 した額 算式(3) 入学時特別加算費年額保護単価86,300円 を上限として、実費を合算した額。	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	<u>23,330円</u>	私立高等学校	<u>34,540円</u>
公私別	保護単価(月額)																		
国・公立高等学校	<u>28,330円</u>																		
私立高等学校	<u>39,540円</u>																		
公私別	保護単価(月額)																		
国・公立高等学校	<u>23,330円</u>																		
私立高等学校	<u>34,540円</u>																		

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(11) 特別育成費		(6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費 <u>(7) 大学等受験にかかる経費</u>	算式(4) 資格取得等特別加算費年額保護単価57,620円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるもの) 算式(5) 補習費保護単価 20,000 円(高等学校第3学年は 25,000 円)を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、学習塾等を利用した児童であって別に定めるもの) 算式(6) 補習費特別保護単価25,000円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、個別学習支援を受けた児童であって別に定めるもの) <u>算式(7)</u> <u>大学等受験費保護単価158,000円を上限として、実費を合算した額。</u>	(11) 特別育成費		(6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費 <u>(新規)</u>	算式(4) 資格取得等特別加算費年額保護単価57,620円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるもの) 算式(5) 補習費保護単価 20,000 円(高等学校第3学年は 25,000 円)を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、学習塾等を利用した児童であって別に定めるもの) 算式(6) 補習費特別保護単価25,000円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、個別学習支援を受けた児童であって別に定めるもの) <u>(新規)</u>
(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,150円×夏季等特別行事参加措置児童数	(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,150円×夏季等特別行事参加措置児童数

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護施設費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,950円 ×12月初日の措置又は一時保護児童数	(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,760円 ×12月初日の措置又は一時保護児童数
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であつて、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法（大正11年法律第70号）の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、 <u>児童自立生活援助事業所</u> の入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。	(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、 <u>自立援助ホーム</u> 、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であつて、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法（大正11年法律第70号）の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、 <u>自立援助ホーム</u> の入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数	(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、 <u>自立援助ホーム</u> 若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であつて義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(16) 冷暖房費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の冷暖房費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により、一時保護児においては、算式(3)により算定した額。 算式(1) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 算式(3) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷30.4×その月の一時保護児延人員数	(16) 冷暖房費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、 <u>自立援助ホーム</u> 、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の冷暖房費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により、一時保護児においては、算式(3)により算定した額。 算式(1) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 算式(3) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷30.4×その月の一時保護児延人員数

改正後

現行

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄					
(16) 冷暖房費			冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり)					
			級地別 施設 種別	1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地	そ の 他
			児童養護 施設	5,290 円	4,980 円	4,920 円	3,780 円	870 円
			児童自立 支援施設	6,080 円	5,700 円	5,630 円	4,330 円	870 円
			里親	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	870 円
			母子生活 支援施設	2,440 円	2,240 円	2,210 円	1,660 円	130 円
			乳児院	8,780 円	8,130 円	8,020 円	6,240 円	870 円
			児童心理 治療施設	6,520 円	6,090 円	6,010 円	4,640 円	870 円
			一時保護 施設	4,740 円	4,470 円	4,420 円	3,530 円	870 円
			ファミリ ーホーム	4,840 円	4,580 円	4,530 円	3,460 円	870 円
			児童自立 生活援助 事業所 (児童自 立生活援 助事業所 Ⅲ型のう ち、里親 の居宅又 は里親が 児童自立 生活援助 を行う対 象者の居 宅を除 く。)A	5,850 円	5,490 円	5,420 円	4,170 円	870 円
			児童自立 生活援助 事業所 (児童自 立生活援 助事業所 Ⅲ型のう ち、里親 の居宅又 は里親が 児童自立 生活援助 を行う対 象者の居 宅を除 く。)B	2,810 円	2,580 円	2,540 円	1,870 円	130 円

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄					
(16) 冷暖房費			冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり)					
			級地別 施設 種別	1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地	そ の 他
			児童養護 施設	5,290 円	4,980 円	4,920 円	3,780 円	870 円
			児童自立 支援施設	6,080 円	5,700 円	5,630 円	4,330 円	870 円
			里親	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	870 円
			母子生活 支援施設	2,440 円	2,240 円	2,210 円	1,660 円	130 円
			乳児院	8,780 円	8,130 円	8,020 円	6,240 円	870 円
			児童心理 治療施設	6,520 円	6,090 円	6,010 円	4,640 円	870 円
			一時保護 所	4,740 円	4,470 円	4,420 円	3,530 円	870 円
			ファミリ ーホーム	4,840 円	4,580 円	4,530 円	3,460 円	870 円
			自立援助 ホームA	5,850 円	5,490 円	5,420 円	4,170 円	870 円
			自立援助 ホームB	2,810 円	2,580 円	2,540 円	1,870 円	130 円

改正後					現行												
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄					費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄						
(16) 冷暖房費			<u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）</u>	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	870 円	(16) 冷暖房費		<u>(新規)</u>						
<p>(注1) この表における「1級地から4級地」については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び2号に定める地域とし、その他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。</p> <p>(注2) 「<u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）</u>」Aは、別に定める基準に該当する場合とし、「<u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）</u>」Bは、それ以外とする。</p> <p>(注3) 児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。</p> <p>(注4) 「一時保護<u>施設</u>」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とし、表の施設種別以外に一時保護委託した場合は、「一時保護<u>施設</u>」の単価を用いること。</p> <p>(注5) 「その他」の地域のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行</p>					<p>(注1) この表における「1級地から4級地」については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び2号に定める地域とし、その他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。</p> <p>(注2) 「<u>自立援助ホームA</u>」は、別に定める基準に該当する場合とし、「<u>自立援助ホームB</u>」は、それ以外とする。</p> <p>(注3) 児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。</p> <p>(注4) 「一時保護<u>所</u>」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とし、表の施設種別以外に一時保護委託した場合は、「一時保護<u>所</u>」の単価を用いること。</p> <p>(注5) 「その他」の地域のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行</p>												

改正後

現行

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
--------------	----------------	--------------	-----------------

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
--------------	----------------	--------------	-----------------

(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域において、5級地から2級地までの地域に該当する場合(児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。))Bを除く。)は次の表を用いること。

施設種別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地
児童養護施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
児童自立支援施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
里親	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
母子生活支援施設	450円	380円	240円	150円
乳児院	2,890円	2,270円	1,440円	1,050円
児童心理治療施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
一時保護施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
ファミリーホーム	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。))A	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円

(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域において、5級地から2級地までの地域に該当する場合(自立援助ホームBを除く。)は次の表を用いること。

施設種別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地
児童養護施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
児童自立支援施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
里親	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
母子生活支援施設	450円	380円	240円	150円
乳児院	2,890円	2,270円	1,440円	1,050円
児童心理治療施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
一時保護所	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
ファミリーホーム	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
自立援助ホームA	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円

改正後				現行														
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄				費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄								
			児童自立生活援助事業所 (児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。)	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円											
(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されたこととなったもの。なお、児童自立生活援助事業所の入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価 413,340円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数	(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されたこととなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価 198,540円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数											
(18) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されたこととなったもの。なお、児童自立生活援助事業所の入所児童については、既に大学等へ進学しているもの	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価 413,340円×その月の	(18) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されたこととなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に大学等へ進学しているものを含む。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価 198,540円×その月の											

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
	のを含む。		別に定める基準による進学による措置 解除児童数				別に定める基準による進学による措置 解除児童数
(19) 葬 祭 費	児童養護施設、児童自立 支援施設、児童心理治療 施設、乳児院、 <u>児童自立 生活援助事業所</u> 若しくは ファミリーホームの入所 児童又は里親の委託児童 であって、死亡したもの (以下「死亡児」とい う。)	その死亡児の火葬 又は埋葬納骨その 他葬祭のために必 要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の 額が 161,290 円を超える場合であって、そ の総額のうち火葬に要した費用の額が 450 円を超えるときはその超える額を、自動車 料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760 円を超えるときは 9,190 円の範囲内 においてその超える額を、それぞれ加算す る。 算式 葬祭費1件当たり保護単価161,290円× 死亡児数	(19) 葬 祭 費	児童養護施設、児童自立 支援施設、児童心理治療 施設、乳児院、 <u>自立援助 ホーム</u> 若しくはファミリ ーホームの入所児童又は 里親の委託児童であっ て、死亡したもの(以下 「死亡児」という)	その死亡児の火葬 又は埋葬納骨その 他葬祭のために必 要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の 額が 161,290 円を超える場合であって、そ の総額のうち火葬に要した費用の額が 450 円を超えるときはその超える額を、自動車 料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760 円を超えるときは 9,190 円の範囲内 においてその超える額を、それぞれ加算す る。 算式 葬祭費1件当たり保護単価161,290円× 死亡児数
(20) 連 れ も ど し 費	児童自立支援施設の措置 児童であって、その施設 を逃亡したもの	その児童の捜索及 びその児童を連れ 戻すために必要な 経費	その施設のその月におけるその児童につ き捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及 び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規 程に定める額(運賃については、普通旅客 運賃)とその児童の普通旅客運賃、宿泊料 とを合計した額にこれらの経費以外の特に 要した費用があるときにはこれを加えた額 の合算額。	(20) 連 れ も ど し 費	児童自立支援施設の措置 児童であって、その施設 を逃亡したもの	その児童の捜索及 びその児童を連れ 戻すために必要な 経費	その施設のその月におけるその児童につ き捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及 び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規 程に定める額(運賃については、普通旅客 運賃)とその児童の普通旅客運賃、宿泊料 とを合計した額にこれらの経費以外の特に 要した費用があるときにはこれを加えた額 の合算額。
(21) 里 親 手 当	里親委託児童 <u>及び児童自 立生活援助事業所(児童 自立生活援助事業所Ⅲ型 のうち、里親の居宅又は 里親が児童自立生活援助 を行う対象者の居宅に限 る。)</u> 入所児童	その児童に係る委 託手当	次の算式によって算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 90,000 円×1人 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 141,000 円×1人	(21) 里 親 手 当	里親委託児童	その児童に係る委 託手当	次の算式によって算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 90,000 円×1人 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 141,000 円×1人

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。） <u>及び児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。</u> ）入所児童のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童等が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500円×該当児童（通院する児童であって別に定めるものの数）	(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500円×該当児童（通院する児童であって別に定めるものの数）
(23) 受託支度費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは <u>児童自立生活援助事業所</u> の入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 里親委託児童又はファミリーホーム入所児童 算式(1) 受託支度費1件当たり保護単価44,630円を上限として、実費を合算した額。 <u>児童自立生活援助事業所入所等</u> 児童（別に定める基準に該当するものに限る）算式(2) 受託支度費1件当たり保護単価44,630円を上限として、実費を合算した額。	(23) 受託支度費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは <u>自立援助ホーム</u> の入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 里親委託児童又はファミリーホーム入所児童 算式(1) 受託支度費1件当たり保護単価44,630円を上限として、実費を合算した額。 <u>自立援助ホーム</u> 入所児童（別に定める基準に該当するものに限る）算式(2) 受託支度費1件当たり保護単価44,630円を上限として、実費を合算した額。
(24) 一時保護委託手当	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額4,630円	(24) 一時保護委託手当	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式(1) <u>保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより医療機関へ一時保護委託した児童</u> 一時保護委託児童数×日額36,460円 算式(2) <u>(1)を除く一時保護委託児童</u> 一時保護委託児童数×日額4,630円
(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費	(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、 <u>自立援助ホーム</u> 若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童又は一	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
	童又は一時保護児であって別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。				時保護児であって別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。		
(26) 一時保護委託児童通学送迎費	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額1,860円	(26) 一時保護委託児童通学送迎費	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額1,860円
(27) 防災対策費	<u>児童自立生活援助事業所</u> 若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費	総合的な防災対策の充実にかかる実費の合算額（ただし、45万円以内）とし、3月分の措置費等として支弁する。	(27) 防災対策費	<u>自立援助ホーム</u> 若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費	総合的な防災対策の充実にかかる実費の合算額（ただし、45万円以内）とし、3月分の措置費等として支弁する。
(28) 視力矯正費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 、若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児	その児童等の視力矯正に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡等を購入する場合にかかる実費。	(28) 視力矯正費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、 <u>自立援助ホーム</u> 、若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児	その児童等の視力矯正に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡等を購入する場合にかかる実費。
3 略				3 定員外支弁の禁止 事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。			

改正後

現行

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（児童自立生活援助事業所の入所等児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とし、家庭支援事業の措置については、別に定める額とすること。

表1 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年6月30日まで）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 <u>児童自立生活援助事業所</u>
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,500円	2,200円
C2	均等割の額のみ（所得割のない世帯）	6,600円	3,300円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	4,500円
D2		15,001円から40,000円まで	6,700円
D3		40,001円から70,000円まで	9,300円
D4		70,001円から183,000円まで	14,500円
D5		183,001円から403,000円まで	20,600円
		その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とすること。

表1 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年6月30日まで）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 <u>自立援助ホーム</u>
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,500円	2,200円
C2	均等割の額のみ（所得割のない世帯）	6,600円	3,300円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	4,500円
D2		15,001円から40,000円まで	6,700円
D3		40,001円から70,000円まで	9,300円
D4		70,001円から183,000円まで	14,500円
D5		183,001円から403,000円まで	20,600円
		その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	

改正後		現行		
備 考	<p>1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」という。）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>（1）所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>（2）租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>（1）「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（<u>児童自立生活援助事業所</u>の入所等）児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>（2）「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>（3）「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（「養育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生労働事務次官通知）の別紙）に定める療育手帳の交付を受けた者</p>	<p>1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」という。）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>（1）所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>（2）租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>（1）「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（<u>自立援助ホーム</u>の入所児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>（2）「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>（3）「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（「養育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生労働事務次官通知）の別紙）に定める療育手帳の交付を受けた者。</p>	備 考	備 考

改正後	現行
<p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>（4）「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知）の別紙）等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>（1）法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産につ</p>	<p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>（4）「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）の別紙）等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>（1）法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産につ</p>

改正後		現行	
	<p>いて、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあっては、20%、C階層にあっては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあっては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>		<p>いて、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあっては、20%、C階層にあっては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあっては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 <u>児童自立生活援助事業所</u>
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	2,200円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600円
D2		9,001円から27,000円まで	9,000円
D3		27,001円から57,000円まで	13,500円
D4		57,001円から93,000円まで	18,700円
D5		93,001円から177,300円まで	29,000円
D6		177,301円から258,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 <u>自立援助ホーム</u>
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	2,200円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600円
D2		9,001円から27,000円まで	9,000円
D3		27,001円から57,000円まで	13,500円
D4		57,001円から93,000円まで	18,700円
D5		93,001円から177,300円まで	29,000円
D6		177,301円から258,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)

改正後	現行
<p>考 (この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。</p> <p>ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることとする。</p> <p>3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（<u>児童自立生活援助事業所</u>の入所等児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯</p>	<p>考 (この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。</p> <p>ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることとする。</p> <p>3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（<u>自立援助ホーム</u>の入所児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯<u>。</u></p> <p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者<u>。</u></p> <p>イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者<u>。</u></p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者<u>。</u></p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者<u>。</u></p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯<u>。</u></p>

改正後	現行
<p>6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（令和5年6月30日こ支障第13号子ども家庭庁長官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、出産一時金が、488,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>	<p>6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、出産一時金が、488,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
<p>2 各月の支弁額の算定方法</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とす</p>	<p>2 各月の支弁額の算定方法</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。</p>

改正後

ること。
 ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする
 こと。

なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算
 費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審
 費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費、一時保護実施
 特別加算費及び子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費は、徴収の対象とはならない
 こと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価(民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会
 的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇
 特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加
 算費、一時保護実施特別加算費及び子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費の単価
 を除く。次の算式(2)においても同じ。) + 事業費の各費目(里親手当除く。次の算式(2)に
 おいても同じ。)のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算式(2)略

第6～第8 略

現行

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする
 こと。

なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算
 費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審
 費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費及び一時保護実
 施特別加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価(民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会
 的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇
 特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加
 算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。) + 事業費の
 各費目(里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。)のその月におけるその措置児童等につ
 きその支弁した額の合算額

算式(2)

[(事務費の月額保護単価 + 事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)
 ÷ その月の日数] × その月の措置児童等在籍日数 + 月額保護単価により支弁した費目以外の事
 業費の支弁した額の合算額

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額
 にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じ
 た段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合において
 はその定めるところによるものとする。

また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。

第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるた
 め、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の
 要件によることが適当でないとき認められるときは、その事案につき内閣総理大臣の承認を得て、
 別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正(平成16年法律第153号)により、廃止することとなった保護受託者に
 ついては、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満
 了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

改正後									現行								
別表1 事務費の保護単価[児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表 1 一般分保護単価 (1) 児童養護施設									別表1 事務費の保護単価[児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表 1 一般分保護単価 (1) 児童養護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	339,130	330,080	327,820	321,030	316,510	307,470	300,680	293,900	20人まで	339,080	330,030	327,770	320,980	316,460	307,410	300,630	293,850
21～25人	298,770	290,780	288,780	282,780	278,780	270,780	264,790	258,790	21～25人	298,730	290,730	288,730	282,730	278,740	270,740	264,740	258,740
26～30	258,420	251,470	249,730	244,520	241,050	234,100	228,890	223,680	26～30	258,380	251,430	249,690	244,480	241,010	234,060	228,850	223,640
31～35	241,310	234,800	233,170	228,290	225,040	218,530	213,650	208,770	31～35	241,270	234,760	233,130	228,250	225,000	218,490	213,610	208,730
36～40	224,190	218,130	216,610	212,060	209,020	202,960	198,410	193,850	36～40	224,160	218,090	216,580	212,020	208,990	202,920	198,370	193,820
41～45	219,930	213,900	212,400	207,880	204,870	198,850	194,330	189,820	41～45	219,890	213,860	212,360	207,840	204,830	198,810	194,300	189,780
46～50	192,560	187,290	185,970	182,010	179,370	174,100	166,190	161,970	46～50	192,530	187,250	185,930	181,980	179,340	174,070	170,110	166,160
51～55	187,710	182,560	181,270	177,410	174,840	169,690	165,830	161,970	51～55	187,680	182,530	181,240	177,380	174,810	169,660	165,800	161,940
56～60	182,860	177,840	176,580	172,820	170,310	165,290	161,520	157,750	56～60	182,830	177,800	176,550	172,780	170,270	165,250	161,490	157,720
61～65	178,230	173,330	172,110	168,440	165,990	161,090	157,420	153,740	61～65	178,200	173,300	172,080	168,410	165,950	161,060	157,380	153,710
66～70	173,600	168,820	167,630	164,050	161,670	156,890	153,310	149,730	66～70	173,570	168,790	167,600	164,020	161,640	156,860	153,280	149,700
71～75	169,470	164,800	163,640	160,140	157,800	153,150	149,650	146,150	71～75	169,440	164,770	163,600	160,110	157,770	153,120	149,610	146,120
76～80	165,330	160,780	159,640	156,230	153,950	149,390	145,980	142,570	76～80	165,300	160,740	159,610	156,190	153,920	149,360	145,950	142,530
81～85	162,350	157,870	156,760	153,400	151,170	146,690	143,330	139,980	81～85	162,320	157,840	156,730	153,370	151,140	146,660	143,300	139,950
86～90	159,370	154,980	153,870	150,580	148,380	143,980	140,680	137,380	86～90	159,340	154,940	153,840	150,550	148,350	143,950	140,650	137,350
91～95	156,050	151,750	150,680	147,450	145,310	141,010	137,780	134,560	91～95	156,020	151,720	150,650	147,420	145,280	140,980	137,750	134,530
96～100	152,730	148,530	147,480	144,330	142,230	138,030	134,880	131,730	96～100	152,700	148,500	147,450	144,300	142,200	138,000	134,850	131,700
101～105	151,080	146,910	145,880	142,760	140,680	136,520	133,400	130,280	101～105	151,050	146,880	145,850	142,730	140,650	136,490	133,370	130,250
106～110	149,420	145,300	144,270	141,180	139,130	135,010	131,920	128,830	106～110	149,390	145,270	144,240	141,150	139,100	134,980	131,890	128,800
111～115	147,760	143,680	142,660	139,600	137,560	133,490	130,430	127,380	111～115	147,730	143,650	142,630	139,570	137,530	133,460	130,400	127,350
116～120	146,080	142,050	141,040	138,020	136,010	131,970	128,950	125,920	116～120	146,050	142,020	141,020	137,990	135,980	131,940	128,920	125,890
121～125	144,570	140,580	139,590	136,590	134,590	130,600	127,600	124,610	121～125	144,540	140,550	139,560	136,560	134,560	130,570	127,570	124,580
126～130	143,060	139,110	138,120	135,160	133,170	129,220	126,250	123,290	126～130	143,040	139,080	138,100	135,130	133,140	129,190	126,220	123,260
131～135	142,120	138,180	137,200	134,250	132,280	128,350	125,390	122,440	131～135	142,090	138,150	137,170	134,220	132,250	128,320	125,370	122,410
136～140	141,160	137,250	136,270	133,340	131,380	127,470	124,540	121,600	136～140	141,130	137,220	136,240	133,310	131,350	127,440	124,510	121,580
141～145	139,770	135,890	134,920	132,010	130,070	126,190	123,280	120,380	141～145	139,740	135,860	134,890	131,980	130,040	126,160	123,260	120,350
146～150	138,370	134,530	133,570	130,680	128,760	124,920	122,040	119,160	146～150	138,340	134,500	133,540	130,660	128,740	124,890	122,010	119,130
151人以上	137,680	133,850	132,900	130,030	128,110	124,290	121,420	118,560	151人以上	137,650	133,820	132,870	130,000	128,090	124,260	121,390	118,530

改正後									現行								
(1) 児童養護施設（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）									(1) 児童養護施設（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	361,300	351,550	349,110	341,790	336,920	327,160	319,850	312,530	20人まで	361,240	351,490	349,050	341,740	336,860	327,100	319,790	312,470
21～25人	317,250	308,670	306,520	300,080	295,780	287,200	280,760	274,320	21～25人	317,200	308,620	306,470	300,030	295,730	287,150	280,710	274,270
26～30	273,200	265,780	263,930	258,360	254,650	247,230	241,660	236,100	26～30	273,160	265,740	263,880	258,320	254,610	247,190	241,620	236,060
31～35	254,490	247,560	245,830	240,630	237,160	230,240	225,040	219,850	31～35	254,450	247,520	245,780	240,590	237,120	230,190	225,000	219,800
36～40	235,780	229,340	227,730	222,900	219,680	213,240	208,420	203,590	36～40	235,740	229,300	227,690	222,860	219,640	213,200	208,380	203,550
(2) 地域小規模児童養護施設									(2) 地域小規模児童養護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	1,517,260	1,484,250	1,476,000	1,451,240	1,434,730	1,401,720	1,376,960	1,352,200	1施設当たり	1,516,940	1,483,930	1,475,680	1,450,920	1,434,410	1,401,400	1,376,640	1,351,880

改正後									現行								
(3) 児童自立支援施設									(3) 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	298,880	291,390	289,510	283,890	280,140	272,650	267,030	261,410	30人まで	298,840	291,340	289,470	283,850	280,100	272,610	266,990	261,360
31～35人	281,730	274,620	272,840	267,490	263,940	256,810	251,470	246,130	31～35人	281,690	274,580	272,800	267,450	263,900	256,770	251,430	246,090
36～40	264,590	257,850	256,160	251,100	247,730	240,980	235,920	230,860	36～40	264,550	257,810	256,120	251,060	247,690	240,940	235,880	230,820
41～45	260,740	253,980	252,290	247,210	243,830	237,060	231,980	226,910	41～45	260,700	253,940	252,250	247,170	243,790	237,020	231,940	226,870
46～50	245,320	238,900	237,290	232,480	229,270	222,850	218,040	213,230	46～50	245,280	238,860	237,260	232,440	229,230	222,820	218,000	213,190
51～55	239,020	232,750	231,180	226,470	223,340	217,060	212,350	207,650	51～55	238,980	232,710	231,140	226,440	223,300	217,020	212,310	207,610
56～60	232,740	226,600	225,060	220,470	217,400	211,270	206,670	202,070	56～60	232,700	226,560	225,030	220,430	217,360	211,230	206,630	202,030
61～65	227,480	221,460	219,960	215,440	212,430	206,410	201,910	197,390	61～65	227,450	221,430	219,930	215,410	212,400	206,380	201,870	197,350
66～70	222,230	216,330	214,850	210,420	207,470	201,570	197,140	192,710	66～70	222,200	216,290	214,820	210,390	207,430	201,530	197,100	192,670
71～75	217,430	211,630	210,180	205,830	202,930	197,130	192,780	188,430	71～75	217,390	211,600	210,150	205,800	202,900	197,100	192,750	188,400
76～80	212,630	206,930	205,510	201,240	198,390	192,700	188,430	184,160	76～80	212,590	206,890	205,470	201,200	198,350	192,660	188,390	184,120
81～85	209,220	203,590	202,190	197,970	195,150	189,530	185,310	181,090	81～85	209,190	203,560	202,150	197,930	195,110	189,490	185,270	181,050
86～90	205,820	200,260	198,870	194,690	191,910	186,350	182,190	178,010	86～90	205,780	200,220	198,830	194,660	191,880	186,320	182,150	177,980
91～95	202,140	196,650	195,280	191,160	188,410	182,920	178,810	174,680	91～95	202,110	196,620	195,250	191,120	188,380	182,890	178,770	174,650
96～100	198,470	193,040	191,690	187,620	184,910	179,490	175,420	171,360	96～100	198,430	193,010	191,650	187,590	184,880	179,460	175,390	171,320
101～105	196,900	191,520	190,170	186,140	183,450	178,070	174,030	170,000	101～105	196,860	191,480	190,140	186,100	183,420	178,040	174,000	169,970
106～110	195,330	189,990	188,660	184,660	181,990	176,650	172,650	168,640	106～110	195,300	189,960	188,630	184,620	181,950	176,610	172,620	168,610
111～115	193,490	188,190	186,870	182,900	180,260	174,960	170,990	167,020	111～115	193,450	188,160	186,840	182,860	180,220	174,930	170,960	166,980
116～120	191,640	186,390	185,070	181,140	178,520	173,270	169,330	165,390	116～120	191,600	186,350	185,040	181,110	178,480	173,230	169,290	165,360
121～125	190,540	185,310	184,000	180,080	177,470	172,240	168,330	164,400	121～125	190,510	185,280	183,970	180,050	177,440	172,210	168,290	164,370
126～130	189,440	184,230	182,930	179,030	176,430	171,220	167,320	163,410	126～130	189,410	184,200	182,900	178,990	176,390	171,190	167,290	163,380
131～135	187,990	182,810	181,530	177,650	175,060	169,890	166,010	162,140	131～135	187,960	182,780	181,490	177,620	175,030	169,860	165,980	162,110
136～140	186,540	181,400	180,120	176,270	173,690	168,560	164,710	160,860	136～140	186,510	181,370	180,080	176,230	173,660	168,530	164,680	160,830
141～145	185,400	180,290	179,010	175,170	172,610	167,500	163,660	159,820	141～145	185,370	180,250	178,970	175,140	172,580	167,460	163,630	159,790
146～150	184,270	179,170	177,900	174,080	171,530	166,430	162,610	158,790	146～150	184,240	179,140	177,870	174,040	171,500	166,400	162,580	158,750
151人以上	183,290	178,220	176,950	173,150	170,610	165,540	161,730	157,930	151人以上	183,260	178,190	176,920	173,110	170,580	165,500	161,700	157,900

改正後									現行								
(4) 乳児院 (2歳未満児用)									(4) 乳児院 (2歳未満児用)								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	889,050	865,210	859,250	841,370	829,450	805,610	787,730	769,850	10人まで	888,900	865,060	859,100	841,220	829,300	805,460	787,580	769,700
11～15人	703,170	684,120	679,350	665,060	655,530	636,480	622,190	607,890	11～15人	703,050	683,990	679,230	664,940	655,410	636,350	622,060	607,770
16～20	627,770	610,370	606,020	592,970	584,280	566,880	553,830	540,790	16～20	627,650	610,260	605,910	592,860	584,170	566,770	553,720	540,680
21～25	548,690	533,440	529,620	518,190	510,560	495,310	483,870	472,440	21～25	548,590	533,340	529,520	518,090	510,460	495,210	483,770	472,340
26～30	527,790	513,060	509,380	498,340	490,970	476,250	465,200	454,160	26～30	527,690	512,970	509,280	498,240	490,880	476,150	465,100	454,060
31～35	512,380	498,050	494,470	483,720	476,560	462,230	451,490	440,750	31～35	512,280	497,950	494,370	483,630	476,460	462,140	451,390	440,650
36～40	496,960	483,040	479,560	469,110	462,150	448,230	437,780	427,340	36～40	496,870	482,940	479,460	469,010	462,050	448,130	437,690	427,240
41～45	483,720	470,130	466,740	456,560	449,770	436,180	426,000	415,820	41～45	483,620	470,040	466,650	456,460	449,670	436,090	425,900	415,720
46～50	470,470	457,240	453,930	444,000	437,380	424,150	414,220	404,300	46～50	470,380	457,140	453,830	443,910	437,290	424,060	414,130	404,200
51～55	465,010	451,920	448,650	438,830	432,280	419,190	409,370	399,560	51～55	464,920	451,820	448,560	438,730	432,190	419,100	409,280	399,460
56～60	459,550	446,610	443,370	433,660	427,180	414,230	404,520	394,810	56～60	459,460	446,520	443,280	433,570	427,090	414,140	404,430	394,720
61～65	454,630	441,810	438,610	429,000	422,590	409,760	400,150	390,530	61～65	454,540	441,720	438,520	428,910	422,500	409,670	400,060	390,440
66～70	449,710	437,020	433,840	424,330	417,980	405,300	395,780	386,260	66～70	449,620	436,930	433,750	424,240	417,890	405,210	395,680	386,170
71～75	445,350	432,770	429,630	420,200	413,910	401,330	391,900	382,470	71～75	445,250	432,680	429,540	420,100	413,810	401,240	391,810	382,380
76～80	440,980	428,520	425,400	416,060	409,830	397,370	388,020	378,680	76～80	440,890	428,430	425,310	415,970	409,740	397,280	387,930	378,590
81～85	436,790	424,430	421,350	412,090	405,910	393,560	384,300	375,030	81～85	436,700	424,340	421,260	412,000	405,820	393,470	384,210	374,940
86～90	432,600	420,350	417,290	408,110	401,990	389,750	380,570	371,390	86～90	432,510	420,260	417,200	408,020	401,900	389,660	380,480	371,300
91人以上	427,960	415,850	412,820	403,730	397,670	385,550	376,470	367,380	91人以上	427,870	415,760	412,730	403,640	397,580	385,470	376,380	367,290

改正後									現行								
(4) 乳児院 (2歳児用)									(4) 乳児院 (2歳児用)								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	779,670	758,970	753,800	738,280	727,930	707,230	691,710	676,190	10人まで	779,550	758,850	753,680	738,150	727,810	707,110	691,590	676,070
11～15人	632,710	615,620	611,350	598,540	590,000	572,920	560,110	547,300	11～15人	632,600	615,520	611,250	598,440	589,900	572,820	560,010	547,200
16～20	546,310	531,200	527,430	516,100	508,540	493,430	482,100	470,770	16～20	546,220	531,110	527,340	516,010	508,450	493,350	482,010	470,680
21～25	505,290	491,230	487,720	477,170	470,140	456,080	445,540	434,990	21～25	505,210	491,150	487,630	477,080	470,050	455,990	445,450	434,900
26～30	474,040	460,790	457,480	447,540	440,920	427,670	417,730	407,800	26～30	473,960	460,710	457,400	447,460	440,830	427,590	417,650	407,710
31～35	459,690	446,810	443,600	433,940	427,500	414,620	404,970	395,310	31～35	459,610	446,730	443,510	433,860	427,420	414,540	404,880	395,230
36～40	445,340	432,840	429,710	420,330	414,080	401,580	392,200	382,820	36～40	445,260	432,760	429,630	420,250	414,000	401,500	392,120	382,740
41～45	430,990	418,860	415,830	406,730	400,660	388,530	379,430	370,330	41～45	430,910	418,780	415,750	406,650	400,580	388,450	379,350	370,250
46～50	416,650	404,890	401,940	393,120	387,240	375,480	366,660	357,840	46～50	416,570	404,810	401,870	393,050	387,160	375,400	366,580	357,760
51～55	411,910	400,280	397,370	388,640	382,820	371,190	362,460	353,730	51～55	411,830	400,200	397,290	388,560	382,740	371,110	362,380	353,650
56～60	407,180	395,670	392,790	384,160	378,400	366,890	358,260	349,620	56～60	407,100	395,590	392,710	384,080	378,320	366,810	358,180	349,540
61～65	402,450	391,060	388,210	379,670	373,980	362,590	354,050	345,510	61～65	402,370	390,980	388,140	379,600	373,900	362,520	353,980	345,430
66～70	397,710	386,450	383,630	375,190	369,560	358,290	349,850	341,400	66～70	397,640	386,370	383,560	375,110	369,480	358,220	349,770	341,320
71～75	392,980	381,840	379,060	370,700	365,140	354,000	345,650	337,290	71～75	392,900	381,770	378,980	370,630	365,060	353,920	345,570	337,220
76～80	388,250	377,230	374,480	366,220	360,710	349,700	341,440	333,180	76～80	388,170	377,160	374,400	366,140	360,640	349,620	341,360	333,110
81～85	383,510	372,620	369,900	361,740	356,290	345,400	337,240	329,070	81～85	383,440	372,550	369,830	361,660	356,220	345,330	337,160	329,000
86～90	378,780	368,020	365,320	357,250	351,870	341,110	333,030	324,960	86～90	378,700	367,940	365,250	357,180	351,800	341,030	332,960	324,890
91人以上	374,050	363,410	360,750	352,770	347,450	336,810	328,830	320,850	91人以上	373,970	363,330	360,670	352,690	347,370	336,740	328,760	320,780

改正後									現行								
(4) 乳児院 (3歳以上児用)									(4) 乳児院 (3歳以上児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	660,420	643,010	638,660	625,610	616,910	599,510	586,450	573,400	10人まで	660,320	642,910	638,560	625,510	616,810	599,410	586,360	573,300
11～15人	480,690	467,980	464,810	455,280	448,930	436,230	426,700	417,170	11～15人	480,610	467,910	464,740	455,210	448,860	436,150	426,630	417,100
16～20	403,790	392,790	390,040	381,790	376,290	365,280	357,030	348,780	16～20	403,740	392,730	389,980	381,730	376,230	365,220	356,970	348,720
21～25	368,480	358,360	355,830	348,240	343,180	333,060	325,470	317,880	21～25	368,420	358,300	355,770	348,180	343,120	333,000	325,410	317,820
26～30	341,020	331,610	329,250	322,190	317,480	308,060	301,000	293,940	26～30	340,970	331,550	329,200	322,130	317,420	308,010	300,940	293,880
31～35	325,720	316,710	314,450	307,690	303,180	294,160	287,400	280,630	31～35	325,670	316,650	314,400	307,640	303,130	294,110	287,350	280,580
36～40	310,430	301,810	299,650	293,190	288,880	280,260	273,800	267,330	36～40	310,370	301,750	299,600	293,140	288,830	280,210	273,740	267,280
41～45	295,130	286,910	284,850	278,690	274,580	266,360	260,190	254,030	41～45	295,080	286,860	284,800	278,640	274,530	266,310	260,140	253,980
46～50	279,830	272,010	270,050	264,190	260,280	252,460	246,590	240,730	46～50	279,780	271,960	270,000	264,140	260,230	252,410	246,540	240,680
51～55	274,520	266,850	264,930	259,170	255,330	247,650	241,890	236,130	51～55	274,480	266,800	264,880	259,120	255,280	247,600	241,840	236,080
56～60	269,220	261,680	259,800	254,140	250,380	242,840	237,180	231,530	56～60	269,170	261,630	259,750	254,100	250,330	242,790	237,140	231,480
61～65	263,920	256,520	254,670	249,120	245,420	238,030	232,480	226,930	61～65	263,870	256,470	254,620	249,080	245,380	237,980	232,430	226,890
66～70	258,610	251,360	249,540	244,100	240,470	233,220	227,780	222,330	66～70	258,570	251,310	249,500	244,060	240,430	233,170	227,730	222,290
71～75	253,310	246,200	244,420	239,080	235,520	228,410	223,070	217,740	71～75	253,270	246,150	244,370	239,040	235,480	228,360	223,030	217,690
76～80	248,010	241,030	239,290	234,060	230,570	223,600	218,370	213,140	76～80	247,960	240,990	239,240	234,010	230,530	223,550	218,320	213,090
81～85	242,700	235,870	234,160	229,040	225,620	218,790	213,670	208,540	81～85	242,660	235,830	234,120	228,990	225,580	218,740	213,620	208,500
86～90	237,400	230,710	229,040	224,020	220,670	213,980	208,960	203,940	86～90	237,360	230,660	228,990	223,970	220,630	213,940	208,920	203,900
91人以上	232,100	225,550	223,910	219,000	215,720	209,170	204,260	199,340	91人以上	232,050	225,500	223,870	218,950	215,680	209,130	204,210	199,300
(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院									(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	684,390	666,240	661,700	648,090	639,010	620,860	607,240	593,630	1人につき	684,300	666,150	661,610	648,000	638,920	620,770	607,150	593,540

改正後									現行								
(6) 母子生活支援施設									(6) 母子生活支援施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	188,370	183,890	182,550	179,410	177,170	172,690	169,320	165,960	10世帯まで	188,380	183,900	182,500	179,420	177,170	172,690	169,330	165,970
11～20世帯	165,070	160,820	159,650	156,580	154,460	150,210	147,020	143,840	11～20世帯	165,060	160,820	159,620	156,570	154,450	150,200	147,020	143,830
21～30	132,160	128,700	127,760	125,240	123,510	120,040	117,450	114,850	21～30	132,150	128,690	127,730	125,230	123,500	120,030	117,440	114,840
31～40	99,480	96,880	96,180	94,290	92,990	90,390	88,450	86,500	31～40	99,470	96,870	96,160	94,280	92,980	90,380	88,440	86,490
41～50	89,700	87,370	86,730	85,030	83,860	81,520	79,770	78,020	41～50	89,690	87,360	86,710	85,020	83,850	81,520	79,760	78,010
51世帯以上	79,920	77,850	77,280	75,270	74,730	72,650	71,100	69,540	51世帯以上	79,920	77,840	77,270	75,260	74,720	72,650	71,090	69,530
(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設									(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	156,360	152,880	152,010	149,400	147,670	144,190	141,580	138,970	1世帯につき	156,430	152,960	152,090	149,480	147,740	144,270	141,660	139,050
(8) 児童心理治療施設									(8) 児童心理治療施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	476,690	463,330	460,130	453,410	449,630	436,300	426,120	416,510	20人まで	476,590	463,240	460,040	453,310	449,530	436,200	426,020	416,410
21～25	427,600	415,570	412,630	406,360	402,750	390,740	381,640	372,820	21～25	427,510	415,480	412,540	406,280	402,670	390,650	381,550	372,740
26～30	378,500	367,800	365,120	359,320	355,880	345,180	337,160	329,140	26～30	378,420	367,720	365,050	359,240	355,800	345,110	337,080	329,060
31～35	359,190	349,010	346,460	340,800	337,420	327,230	319,600	311,960	31～35	359,120	348,930	346,390	340,730	337,340	327,160	319,530	311,890
36～40	339,880	330,220	327,800	322,290	318,960	309,290	302,050	294,800	36～40	339,810	330,150	327,730	322,220	318,890	309,220	301,980	294,730
41～45	325,740	316,440	314,120	308,680	305,350	296,050	289,090	282,110	41～45	325,670	316,370	314,050	308,610	305,290	295,990	289,020	282,040
46人以上	311,590	302,670	300,430	295,070	291,750	282,820	276,130	269,430	46人以上	311,530	302,600	300,370	295,000	291,690	282,760	276,070	269,370

改正後									現行								
(9) 児童自立支援施設通所部									(9) 児童自立支援施設通所部								
地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
児童自立支援施設通所部	円 78,300	円 76,040	円 75,470	円 73,770	円 72,640	円 70,370	円 68,670	円 66,970	児童自立支援施設通所部	円 78,290	円 76,020	円 75,450	円 73,760	円 72,620	円 70,360	円 68,660	円 66,960
(10) 児童心理治療施設通所部									(10) 児童心理治療施設通所部								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
児童心理治療施設通所部	円 119,120	円 115,630	円 114,750	円 112,130	円 110,390	円 106,890	円 104,270	円 101,650	児童心理治療施設通所部	円 119,100	円 115,600	円 114,730	円 112,110	円 110,360	円 106,870	円 104,250	円 101,630
(11) <u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型を実施する場合）</u>									(11) <u>自立援助ホーム</u>								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
6人まで	円 263,890	円 258,240	円 256,830	円 252,590	円 249,760	円 244,110	円 239,870	円 235,630	6人まで	円 263,860	円 258,200	円 256,790	円 252,550	円 249,720	円 244,070	円 239,830	円 235,590
7～9人	円 238,160	円 232,560	円 231,170	円 226,970	円 224,170	円 218,580	円 214,390	円 210,190	7～9人	円 238,120	円 232,530	円 231,130	円 226,940	円 224,140	円 218,550	円 214,350	円 210,160
10～12	円 225,290	円 219,730	円 218,340	円 214,160	円 211,380	円 205,820	円 201,650	円 197,470	10～12	円 225,250	円 219,690	円 218,300	円 214,130	円 211,350	円 205,780	円 201,610	円 197,440
13～15	円 217,570	円 212,020	円 210,640	円 206,480	円 203,710	円 198,160	円 194,000	円 189,840	13～15	円 217,530	円 211,990	円 210,600	円 206,440	円 203,670	円 198,130	円 193,970	円 189,810
16～18	円 212,420	円 206,890	円 205,510	円 201,360	円 198,590	円 193,060	円 188,910	円 184,760	16～18	円 212,390	円 206,850	円 205,470	円 201,320	円 198,550	円 193,020	円 188,870	円 184,720
19人以上	円 208,370	円 202,850	円 201,470	円 197,320	円 194,560	円 189,040	円 184,890	円 180,750	19人以上	円 208,340	円 202,810	円 201,430	円 197,290	円 194,520	円 189,000	円 184,860	円 180,710
(12) <u>児童自立生活援助事業所（規則第36条の4の2第2号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅱ型を実施する場合）</u>									(新規)								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他									
1～2	円 474,840	円 465,990	円 463,770	円 457,140	円 452,510	円 443,730	円 437,160	円 430,540									
3～4	円 386,720	円 377,870	円 375,660	円 369,020	円 364,390	円 355,620	円 349,040	円 342,420									
5	円 426,660	円 416,040	円 413,380	円 405,410	円 399,860	円 389,330	円 381,440	円 373,500									

改正後									現行								
(13) ファミリーホーム									(12) ファミリーホーム								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員									現員								
5人まで	円	円	円	円	円	円	円	円	5人まで	円	円	円	円	円	円	円	円
	203,710	200,210	199,330	196,710	194,960	191,460	188,830	186,210		203,690	200,190	199,310	196,690	194,940	191,440	188,810	186,180
6人	169,760	166,840	166,110	163,920	162,460	159,550	157,360	155,170	6人	169,740	166,820	166,090	163,900	162,450	159,530	157,340	155,150
(14) 一時保護施設									(13) 一時保護所								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
5人まで	円	円	円	円	円	円	円	円	5人まで	円	円	円	円	円	円	円	円
	13,344,410	12,994,900	12,907,530	12,645,390	12,470,640	12,121,130	11,859,000	11,596,870		13,347,400	12,997,890	12,910,510	12,648,380	12,473,630	12,124,110	11,861,980	11,599,850
6～10人	19,477,760	18,939,960	18,805,510	18,402,160	18,133,200	17,595,470	17,192,120	16,788,770	6～10人	19,479,570	18,941,770	18,807,320	18,403,980	18,135,030	17,597,280	17,193,930	16,790,590
11～15	31,317,060	30,429,750	30,207,930	29,542,440	29,098,730	28,211,400	27,546,010	26,880,520	11～15	31,316,540	30,429,230	30,207,410	29,541,920	29,098,270	28,210,970	27,545,480	26,880,010
16～20	37,450,400	36,374,810	36,105,910	35,299,210	34,761,410	33,685,820	32,879,120	32,072,420	16～20	37,448,710	36,373,120	36,104,220	35,297,520	34,759,720	33,684,130	32,877,430	32,070,730
21～25	43,583,750	42,319,860	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,100	38,212,220	37,264,340	21～25	43,580,820	42,317,010	42,001,040	41,053,120	40,421,180	39,157,240	38,209,300	37,261,400
26～30	49,717,090	48,264,920	47,901,880	46,812,730	46,086,600	44,634,500	43,545,370	42,456,250	26～30	49,713,070	48,260,900	47,897,860	46,808,720	46,082,640	44,630,470	43,541,350	42,452,220
31～35	60,848,190	59,046,510	58,596,090	57,244,830	56,343,990	54,542,310	53,191,050	51,839,800	31～35	60,841,830	59,040,150	58,589,730	57,238,470	56,337,630	54,535,950	53,184,690	51,833,440
36～40	66,981,530	64,991,570	64,494,080	63,001,600	62,006,610	60,016,650	58,524,180	57,031,710	36～40	66,974,000	64,984,040	64,486,550	62,994,070	61,999,080	60,009,120	58,516,650	57,024,180
41～45	73,114,880	70,936,620	70,392,660	68,758,360	67,660,220	65,490,960	63,857,300	62,323,640	41～45	73,106,180	70,927,920	70,383,970	68,749,670	67,649,540	65,482,280	63,848,600	62,314,920
46～50	79,248,220	76,881,680	76,290,650	74,515,130	73,331,860	70,965,320	69,190,420	67,415,520	46～50	79,238,360	76,871,810	76,280,780	74,505,270	73,321,990	70,955,480	69,180,580	67,405,660
51～55	85,381,560	82,826,730	82,188,030	80,271,900	78,994,480	76,439,660	74,523,510	72,607,410	51～55	85,370,520	82,815,700	82,177,000	80,260,870	78,983,450	76,428,630	74,512,510	72,596,390
56～60	91,514,910	88,771,790	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,320	56～60	91,502,710	88,759,590	88,073,820	86,016,470	84,644,910	81,901,800	79,844,460	77,787,130
61～65	97,648,250	94,716,850	93,984,000	91,785,440	90,319,720	87,388,310	85,189,780	82,991,210	61～65	97,634,880	94,703,480	93,970,640	91,772,070	90,306,360	87,374,970	85,176,110	82,977,870
66～70	103,781,600	100,661,900	99,881,920	97,542,200	95,989,320	92,869,670	90,529,900	88,183,140	66～70	103,767,080	100,647,370	99,867,400	97,527,670	95,967,820	92,848,140	90,508,370	88,168,610

※1 か所当たりの年額

※1 か所当たりの年額

改正後									現行								
2 加算分保護単価 (1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価 ア 5:1の職員配置を行った場合									2 加算分保護単価 (1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価 ア 5:1の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	339,130	330,080	327,820	321,030	316,510	307,470	300,680	293,900	20人まで	339,080	330,030	327,770	320,980	316,460	307,410	300,630	293,850
21～25人	307,910	299,650	297,590	291,390	287,260	279,010	272,810	266,620	21～25人	307,860	299,610	297,540	291,350	287,220	278,960	272,760	266,570
26～30	276,700	269,220	267,360	261,750	258,020	250,540	244,940	239,340	26～30	276,650	269,180	267,310	261,710	257,970	250,500	244,900	239,290
31～35	257,600	250,630	248,880	243,650	240,160	233,190	227,960	222,730	31～35	257,560	250,590	248,840	243,610	240,120	233,150	227,920	222,690
36～40	238,510	232,030	230,410	225,550	222,320	215,840	210,980	206,120	36～40	238,470	231,990	230,370	225,510	222,280	215,800	210,940	206,080
41～45	232,560	226,180	224,590	219,800	216,600	210,220	205,430	200,650	41～45	232,520	226,140	224,550	219,760	216,560	210,180	205,390	200,610
46～50	203,530	197,940	196,540	192,350	189,550	183,970	179,780	175,580	46～50	203,490	197,900	196,500	192,310	189,520	183,930	179,740	175,550
51～55	198,370	192,920	191,550	187,460	184,740	179,280	175,190	171,100	51～55	198,330	192,880	191,510	187,420	184,700	179,250	175,160	171,070
56～60	193,210	187,890	186,570	182,580	179,920	174,600	170,610	166,620	56～60	193,180	187,860	186,530	182,540	179,880	174,560	170,570	166,590
61～65	188,360	183,170	181,870	177,980	175,390	170,210	166,320	162,420	61～65	188,330	183,140	181,840	177,950	175,360	170,170	166,280	162,390
66～70	183,510	178,450	177,190	173,390	170,860	165,810	162,020	158,220	66～70	183,470	178,420	177,160	173,360	170,830	165,770	161,980	158,190
71～75	179,210	174,270	173,030	169,320	166,860	161,910	158,210	154,500	71～75	179,180	174,240	173,000	169,290	166,820	161,880	158,170	154,470
76～80	174,910	170,080	168,880	165,250	162,840	158,020	154,390	150,770	76～80	174,870	170,050	168,840	165,220	162,800	157,980	154,360	150,740
81～85	172,810	168,030	166,840	163,260	160,870	156,100	152,520	148,930	81～85	172,780	168,000	166,800	163,220	160,840	156,060	152,490	148,900
86～90	170,700	165,990	164,800	161,260	158,900	154,180	150,640	147,100	86～90	170,670	165,950	164,770	161,230	158,870	154,150	150,610	147,060
91～95	167,180	162,570	161,410	157,950	155,640	151,020	147,560	144,090	91～95	167,150	162,530	161,380	157,910	155,600	150,990	147,530	144,060
96～100	163,660	159,150	158,020	154,630	152,380	147,860	144,480	141,100	96～100	163,630	159,110	157,990	154,600	152,350	147,830	144,450	141,060
101～105	161,830	157,370	156,250	152,900	150,670	146,200	142,850	139,500	101～105	161,800	157,340	156,220	152,870	150,640	146,170	142,820	139,470
106～110	160,020	155,600	154,490	151,180	148,970	144,540	141,230	137,910	106～110	159,990	155,570	154,460	151,140	148,930	144,510	141,200	137,880
111～115	158,210	153,840	152,750	149,460	147,280	142,900	139,620	136,340	111～115	158,180	153,810	152,710	149,430	147,250	142,870	139,590	136,310
116～120	156,410	152,080	151,000	147,750	145,580	141,260	138,010	134,770	116～120	156,380	152,050	150,960	147,720	145,550	141,220	137,980	134,740
121～125	154,780	150,490	149,430	146,210	144,070	139,780	136,570	133,350	121～125	154,750	150,460	149,400	146,180	144,040	139,750	136,540	133,320
126～130	153,160	148,910	147,850	144,660	142,540	138,300	135,110	131,930	126～130	153,130	148,880	147,820	144,630	142,510	138,270	135,080	131,900
131～135	152,760	148,520	147,460	144,280	142,160	137,930	134,740	131,560	131～135	152,730	148,490	147,430	144,250	142,130	137,890	134,710	131,530
136～140	152,360	148,130	147,070	143,890	141,780	137,550	134,370	131,200	136～140	152,330	148,100	147,040	143,860	141,750	137,510	134,340	131,160
141～145	150,830	146,640	145,590	142,440	140,350	136,160	133,010	129,860	141～145	150,800	146,610	145,560	142,410	140,320	136,120	132,980	129,830
146～150	149,310	145,150	144,110	141,000	138,920	134,770	131,650	128,530	146～150	149,280	145,120	144,080	140,970	138,890	134,730	131,620	128,500
151人以上	148,740	144,600	143,570	140,460	138,390	134,250	131,150	128,040	151人以上	148,710	144,570	143,540	140,430	138,360	134,220	131,120	128,010

改正後									現行								
ア 5：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）									ア 5：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	361,300	351,550	349,110	341,790	336,920	327,160	319,850	312,530	20人まで	361,240	351,490	349,050	341,740	336,860	327,100	319,790	312,470
21～25人	326,390	317,540	315,330	308,690	304,270	295,420	288,780	282,150	21～25人	326,340	317,490	315,280	308,640	304,220	295,370	288,730	282,090
26～30	291,480	283,540	281,550	275,590	271,620	263,670	257,720	251,760	26～30	291,430	283,490	281,500	275,540	271,570	263,630	257,670	251,710
31～35	270,780	263,390	261,540	255,990	252,290	244,900	239,350	233,810	31～35	270,740	263,350	261,500	255,950	252,250	244,850	239,300	233,760
36～40	250,090	243,250	241,540	236,400	232,970	226,130	220,990	215,850	36～40	250,050	243,200	241,490	236,350	232,930	226,080	220,940	215,810

改正後									現行								
イ 4.5:1の職員配置を行った場合									イ 4.5:1の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	339,130	330,080	327,820	321,030	316,510	307,470	300,680	293,900	20人まで	339,080	330,030	327,770	320,980	316,460	307,410	300,630	293,850
21～25人	316,980	308,470	306,340	299,950	295,690	287,170	280,780	274,390	21～25人	316,930	308,420	306,290	299,900	295,640	287,120	280,730	274,340
26～30	294,840	286,850	284,850	278,860	274,860	266,870	260,880	254,890	26～30	294,790	286,800	284,800	278,810	274,810	266,820	260,830	254,840
31～35	273,780	266,340	264,480	258,900	255,180	247,750	242,170	236,590	31～35	273,740	266,300	264,440	258,860	255,140	247,710	242,130	236,550
36～40	252,730	245,840	244,120	238,960	235,520	228,630	223,470	218,300	36～40	252,680	245,790	244,070	238,920	235,470	228,580	223,420	218,260
41～45	245,110	238,370	236,680	231,630	228,260	221,520	216,460	211,400	41～45	245,070	238,330	236,640	231,590	228,210	221,470	216,410	211,360
46～50	214,410	208,510	207,040	202,610	199,660	193,760	189,340	184,910	46～50	214,370	208,470	207,000	202,570	199,620	193,730	189,300	184,880
51～55	208,950	203,200	201,760	197,440	194,560	188,810	184,490	180,180	51～55	208,920	203,160	201,720	197,410	194,530	188,770	184,460	180,140
56～60	203,500	197,880	196,480	192,280	189,460	183,860	179,650	175,440	56～60	203,460	197,850	196,440	192,240	189,430	183,820	179,610	175,400
61～65	199,740	194,230	192,850	188,710	185,960	180,440	176,310	172,180	61～65	199,710	194,190	192,820	188,680	185,920	180,410	176,270	172,140
66～70	195,980	190,570	189,210	185,150	182,450	177,030	172,970	168,910	66～70	195,940	190,530	189,180	185,120	182,410	177,000	172,940	168,880
71～75	191,360	186,070	184,750	180,780	178,130	172,840	168,880	164,910	71～75	191,320	186,030	184,710	180,740	178,100	172,810	168,840	164,870
76～80	186,740	181,570	180,280	176,410	173,820	168,650	164,780	160,910	76～80	186,700	181,530	180,240	176,370	173,780	168,620	164,750	160,870
81～85	184,380	179,280	178,000	174,170	171,620	166,520	162,690	158,860	81～85	184,350	179,240	177,960	174,130	171,580	166,480	162,650	158,820
86～90	182,030	176,980	175,720	171,940	169,420	164,370	160,590	156,800	86～90	182,000	176,950	175,690	171,900	169,380	164,340	160,550	156,770
91～95	178,310	173,370	172,140	168,430	165,970	161,030	157,330	153,630	91～95	178,270	173,340	172,100	168,400	165,930	161,000	157,300	153,600
96～100	174,590	169,760	168,550	164,940	162,520	157,700	154,080	150,460	96～100	174,550	169,730	168,520	164,900	162,490	157,660	154,040	150,420
101～105	172,600	167,820	166,630	163,050	160,660	155,890	152,300	148,720	101～105	172,560	167,780	166,590	163,010	160,620	155,850	152,270	148,690
106～110	170,610	165,890	164,700	161,160	158,800	154,070	150,530	146,990	106～110	170,580	165,850	164,670	161,130	158,760	154,040	150,500	146,960
111～115	169,430	164,730	163,560	160,040	157,690	152,990	149,480	145,950	111～115	169,390	164,700	163,520	160,000	157,660	152,960	149,440	145,920
116～120	168,240	163,580	162,410	158,910	156,580	151,910	148,410	144,910	116～120	168,210	163,540	162,370	158,880	156,540	151,880	148,380	144,870
121～125	166,440	161,830	160,670	157,200	154,900	150,270	146,810	143,340	121～125	166,410	161,790	160,630	157,170	154,860	150,240	146,770	143,310
126～130	164,640	160,070	158,920	155,500	153,210	148,630	145,200	141,770	126～130	164,610	160,030	158,890	155,460	153,180	148,600	145,170	141,740
131～135	164,090	159,520	158,380	154,960	152,680	148,120	144,700	141,280	131～135	164,060	159,490	158,350	154,930	152,650	148,090	144,670	141,240
136～140	163,530	158,980	157,840	154,430	152,160	147,600	144,180	140,770	136～140	163,500	158,950	157,810	154,400	152,120	147,570	144,150	140,740
141～145	161,880	157,360	156,240	152,860	150,600	146,090	142,710	139,330	141～145	161,840	157,330	156,210	152,820	150,570	146,060	142,680	139,290
146～150	160,220	155,750	154,640	151,290	149,050	144,580	141,230	137,880	146～150	160,190	155,720	154,600	151,250	149,020	144,550	141,200	137,850
151人以上	159,950	155,490	154,380	151,030	148,800	144,340	140,990	137,650	151人以上	159,920	155,460	154,350	151,000	148,770	144,310	140,960	137,620

改正後									現行								
イ 4.5:1の職員配置を行った場合 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)									イ 4.5:1の職員配置を行った場合 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	361,300	351,550	349,110	341,790	336,920	327,160	319,850	312,530	20人まで	361,240	351,490	349,050	341,740	336,860	327,100	319,790	312,470
21～25人	335,460	326,360	324,080	317,250	312,690	303,580	296,750	289,920	21～25人	335,410	326,300	324,020	317,190	312,640	303,530	296,700	289,870
26～30	309,620	301,160	299,040	292,700	288,470	280,000	273,660	267,310	26～30	309,570	301,110	298,990	292,640	288,410	279,950	273,600	267,260
31～35	286,960	279,100	277,140	271,250	267,320	259,460	253,560	247,670	31～35	286,910	279,050	277,090	271,200	267,270	259,410	253,510	247,620
36～40	264,310	257,050	255,240	249,800	246,170	238,920	233,480	228,040	36～40	264,260	257,000	255,190	249,750	246,120	238,870	233,430	227,990

改正後									現行								
ウ 4：1 の職員配置を行った場合									ウ 4：1 の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	366,540	356,710	354,250	346,880	341,960	332,130	324,760	317,380	20人まで	366,480	356,650	354,190	346,820	341,900	332,070	324,700	317,330
21～25人	339,830	330,660	328,360	321,480	316,900	307,720	300,850	293,970	21～25人	339,770	330,600	328,310	321,430	316,840	307,670	300,790	293,910
26～30	313,110	304,600	302,470	296,090	291,830	283,320	276,930	270,550	26～30	313,060	304,550	302,420	296,030	291,780	283,260	276,880	270,490
31～35	291,890	283,930	281,950	275,980	272,000	264,040	258,080	252,110	31～35	291,840	283,880	281,900	275,930	271,950	263,990	258,030	252,060
36～40	270,670	263,270	261,420	255,870	252,170	244,780	239,230	233,680	36～40	270,620	263,220	261,370	255,830	252,120	244,730	239,180	233,630
41～45	265,010	257,700	255,870	250,390	246,730	239,410	233,930	228,450	41～45	264,960	257,650	255,820	250,340	246,690	239,370	233,890	228,400
46～50	236,260	229,740	228,110	223,210	219,950	213,430	208,530	203,640	46～50	236,220	229,690	228,060	223,170	219,910	213,380	208,490	203,600
51～55	229,840	223,480	221,890	217,130	213,950	207,600	202,830	198,070	51～55	229,790	223,440	221,850	217,090	213,910	207,560	202,790	198,030
56～60	223,410	217,230	215,680	211,050	207,950	201,770	197,130	192,500	56～60	223,370	217,190	215,640	211,010	207,910	201,730	197,090	192,460
61～65	218,850	212,800	211,280	206,730	203,700	197,650	193,100	188,550	61～65	218,810	212,750	211,240	206,690	203,660	197,610	193,060	188,510
66～70	214,300	208,360	206,870	202,420	199,450	193,520	189,060	184,610	66～70	214,260	208,320	206,830	202,380	199,410	193,480	189,020	184,570
71～75	208,990	203,200	201,740	197,400	194,500	188,710	184,360	180,020	71～75	208,950	203,160	201,710	197,360	194,460	188,670	184,320	179,980
76～80	203,670	198,020	196,610	192,380	189,550	183,900	179,670	175,430	76～80	203,640	197,980	196,580	192,340	189,510	183,860	179,630	175,390
81～85	201,730	196,120	194,730	190,520	187,720	182,120	177,920	173,720	81～85	201,680	196,080	194,690	190,480	187,680	182,080	177,880	173,680
86～90	199,770	194,220	192,830	188,670	185,890	180,330	176,170	172,000	86～90	199,730	194,180	192,790	188,630	185,850	180,300	176,130	171,960
91～95	195,380	189,960	188,600	184,540	181,820	176,400	172,330	168,260	91～95	195,340	189,920	188,560	184,500	181,780	176,360	172,290	168,220
96～100	190,990	185,700	184,380	180,400	177,760	172,460	168,490	164,520	96～100	190,960	185,660	184,340	180,370	177,720	172,420	168,450	164,480
101～105	189,700	184,430	183,120	179,170	176,540	171,270	167,330	163,380	101～105	189,660	184,400	183,080	179,130	176,500	171,240	167,290	163,340
106～110	188,410	183,180	181,870	177,950	175,330	170,100	166,170	162,250	106～110	188,370	183,140	181,830	177,910	175,290	170,060	166,130	162,210
111～115	186,310	181,140	179,840	175,950	173,370	168,190	164,310	160,420	111～115	186,270	181,100	179,800	175,920	173,330	168,150	164,270	160,390
116～120	184,210	179,090	177,810	173,970	171,400	166,280	162,440	158,600	116～120	184,180	179,050	177,770	173,930	171,360	166,240	162,400	158,560
121～125	183,060	177,970	176,690	172,870	170,320	165,230	161,410	157,580	121～125	183,020	177,930	176,660	172,840	170,290	165,190	161,370	157,550
126～130	181,910	176,840	175,580	171,770	169,240	164,170	160,370	156,570	126～130	181,880	176,810	175,540	171,730	169,200	164,140	160,340	156,530
131～135	181,280	176,220	174,960	171,170	168,640	163,590	159,800	156,010	131～135	181,240	176,190	174,920	171,130	168,600	163,550	159,760	155,970
136～140	180,640	175,600	174,340	170,560	168,040	163,000	159,210	155,430	136～140	180,610	175,570	174,300	170,530	168,000	162,960	159,180	155,400
141～145	179,540	174,530	173,270	169,510	167,000	161,990	158,230	154,460	141～145	179,500	174,490	173,240	169,470	166,960	161,950	158,190	154,430
146～150	178,440	173,450	172,210	168,470	165,970	160,980	157,240	153,500	146～150	178,410	173,420	172,170	168,430	165,930	160,950	157,210	153,460
151人以上	177,250	172,290	171,050	167,340	164,860	159,900	156,180	152,470	151人以上	177,210	172,260	171,020	167,300	164,820	159,860	156,150	152,430

改正後									現行								
ウ 4：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）									ウ 4：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	388,710	378,170	375,540	367,630	362,370	351,830	343,920	336,020	20人まで	388,650	378,110	375,480	367,570	362,300	351,760	343,860	335,960
21～25人	358,310	348,540	346,100	338,780	333,900	324,140	316,820	309,490	21～25人	358,250	348,480	346,040	338,720	333,840	324,080	316,760	309,440
26～30	327,900	318,910	316,670	309,930	305,430	296,450	289,710	282,970	26～30	327,840	318,850	316,610	309,870	305,380	296,390	289,650	282,910
31～35	305,070	296,690	294,600	288,320	284,130	275,750	269,470	263,190	31～35	305,020	296,640	294,550	288,270	284,080	275,700	269,420	263,140
36～40	282,250	274,480	272,540	266,720	262,830	255,060	249,230	243,410	36～40	282,200	274,430	272,490	266,660	262,780	255,010	249,180	243,360

改正後									現行								
(2) 児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価 ア 4:1の職員配置を行った場合									(2) 児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価 ア 4:1の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	319,060	310,970	308,950	302,890	298,850	290,770	284,700	278,640	30人まで	319,010	310,930	308,910	302,850	298,800	290,720	284,660	278,590
31～35人	301,710	294,000	292,080	286,300	282,450	274,740	268,960	263,190	31～35人	301,660	293,960	292,030	286,260	282,400	274,700	268,920	263,140
36～40	284,360	277,040	275,200	269,710	266,050	258,730	253,240	247,740	36～40	284,310	276,990	275,160	269,670	266,000	258,690	253,190	247,700
41～45	282,620	275,210	273,360	267,810	264,100	256,700	251,150	245,590	41～45	282,570	275,170	273,320	267,760	264,060	256,650	251,110	245,550
46～50	269,300	262,180	260,400	255,070	251,510	244,390	239,050	233,720	46～50	269,260	262,140	260,360	255,020	251,460	244,350	239,010	233,670
51～55	261,940	255,000	253,260	248,060	244,590	237,640	232,430	227,230	51～55	261,900	254,960	253,220	248,020	244,540	237,600	232,390	227,190
56～60	254,580	247,820	246,120	241,050	237,660	230,890	225,810	220,740	56～60	254,540	247,780	246,080	241,010	237,620	230,850	225,770	220,700
61～65	248,460	241,830	240,180	235,200	231,890	225,260	220,290	215,310	61～65	248,420	241,800	240,140	235,160	231,850	225,220	220,250	215,270
66～70	242,340	235,850	234,230	229,360	226,110	219,620	214,750	209,890	66～70	242,300	235,810	234,190	229,320	226,070	219,580	214,710	209,850
71～75	236,780	230,420	228,830	224,060	220,870	214,510	209,740	204,960	71～75	236,740	230,380	228,780	224,020	220,830	214,470	209,700	204,930
76～80	231,220	224,980	223,430	218,750	215,630	209,400	204,720	200,040	76～80	231,180	224,940	223,390	218,710	215,590	209,360	204,680	200,000
81～85	228,250	222,080	220,530	215,890	212,800	206,620	201,980	197,350	81～85	228,220	222,040	220,490	215,850	212,760	206,580	201,950	197,310
86～90	225,290	219,160	217,630	213,040	209,970	203,840	199,250	194,650	86～90	225,250	219,120	217,590	213,000	209,930	203,800	199,210	194,610
91～95	220,880	214,850	213,340	208,810	205,790	199,750	195,230	190,700	91～95	220,840	214,810	213,300	208,770	205,750	199,720	195,190	190,660
96～100	216,480	210,530	209,040	204,580	201,610	195,660	191,200	186,740	96～100	216,440	210,490	209,010	204,550	201,570	195,630	191,170	186,710
101～105	215,680	209,760	208,270	203,830	200,870	194,940	190,490	186,050	101～105	215,640	209,720	208,240	203,790	200,830	194,900	190,450	186,010
106～110	214,890	208,990	207,510	203,080	200,120	194,220	189,790	185,360	106～110	214,860	208,950	207,470	203,040	200,090	194,180	189,750	185,320
111～115	212,040	206,210	204,750	200,370	197,460	191,620	187,250	182,870	111～115	212,000	206,170	204,710	200,330	197,420	191,580	187,210	182,830
116～120	209,190	203,430	201,990	197,670	194,790	189,030	184,710	180,390	116～120	209,150	203,390	201,950	197,630	194,750	188,990	184,670	180,350
121～125	208,800	203,050	201,610	197,290	194,410	188,640	184,330	180,010	121～125	208,770	203,010	201,570	197,250	194,370	188,610	184,290	179,970
126～130	208,410	202,660	201,220	196,900	194,030	188,270	183,950	179,630	126～130	208,380	202,620	201,190	196,860	193,990	188,230	183,910	179,590
131～135	206,880	201,160	199,730	195,440	192,580	186,860	182,570	178,280	131～135	206,840	201,120	199,690	195,400	192,540	186,820	182,530	178,240
136～140	205,350	199,670	198,240	193,980	191,130	185,450	181,190	176,930	136～140	205,310	199,630	198,210	193,950	191,100	185,410	181,150	176,890
141～145	204,820	199,150	197,720	193,460	190,620	184,940	180,680	176,420	141～145	204,790	199,110	197,680	193,420	190,580	184,900	180,640	176,380
146～150	204,310	198,620	197,210	192,940	190,100	184,420	180,160	175,900	146～150	204,270	198,590	197,170	192,910	190,070	184,390	180,130	175,870
151人以上	202,400	196,770	195,370	191,140	188,330	182,700	178,480	174,250	151人以上	202,370	196,730	195,330	191,110	188,290	182,660	178,440	174,220

改正後									現行								
イ 3.5:1の職員配置を行った場合									イ 3.5:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	338,850	330,190	328,030	321,530	317,200	308,540	302,050	295,550	30人まで	338,800	330,140	327,980	321,480	317,150	308,490	302,000	295,500
31～35人	319,390	311,170	309,110	302,950	298,840	290,620	284,460	278,290	31～35人	319,340	311,120	309,070	302,900	298,790	290,570	284,410	278,250
36～40	299,920	292,140	290,200	284,370	280,480	272,710	266,870	261,040	36～40	299,880	292,090	290,150	284,320	280,430	272,660	266,830	260,990
41～45	296,420	288,610	286,660	280,810	276,900	269,090	263,240	257,390	41～45	296,370	288,570	286,610	280,760	276,860	269,050	263,190	257,340
46～50	281,340	273,870	272,010	266,410	262,670	255,200	249,600	244,000	46～50	281,300	273,830	271,960	266,360	262,630	255,160	249,560	243,960
51～55	276,120	268,760	266,920	261,400	257,730	250,370	244,860	239,340	51～55	276,070	268,720	266,880	261,360	257,690	250,330	244,810	239,290
56～60	270,900	263,660	261,840	256,410	252,790	245,540	240,110	234,670	56～60	270,850	263,610	261,800	256,370	252,740	245,500	240,070	234,630
61～65	265,090	257,980	256,200	250,870	247,310	240,190	234,860	229,520	61～65	265,050	257,940	256,160	250,820	247,270	240,150	234,810	229,480
66～70	259,290	252,310	250,560	245,320	241,830	234,840	229,610	224,370	66～70	259,250	252,260	250,520	245,270	241,780	234,800	229,560	224,330
71～75	255,420	248,520	246,790	241,610	238,160	231,250	226,070	220,900	71～75	255,380	248,480	246,750	241,570	238,120	231,210	226,030	220,850
76～80	251,560	244,730	243,030	237,910	234,490	227,660	222,540	217,420	76～80	251,510	244,690	242,980	237,860	234,440	227,620	222,500	217,380
81～85	248,960	242,180	240,480	235,390	232,000	225,210	220,130	215,040	81～85	248,920	242,130	240,430	235,350	231,950	225,170	220,080	214,990
86～90	246,360	239,610	237,930	232,870	229,510	222,760	217,710	212,650	86～90	246,320	239,570	237,890	232,830	229,460	222,720	217,660	212,610
91～95	243,420	236,730	235,050	230,030	226,690	219,990	214,970	209,950	91～95	243,370	236,680	235,010	229,990	226,640	219,940	214,930	209,900
96～100	240,480	233,830	232,170	227,190	223,860	217,220	212,230	207,250	96～100	240,440	233,790	232,130	227,140	223,820	217,180	212,190	207,210
101～105	238,140	231,560	229,910	224,980	221,690	215,100	210,170	205,230	101～105	238,100	231,520	229,870	224,930	221,650	215,060	210,130	205,190
106～110	235,810	229,290	227,660	222,770	219,510	212,990	208,110	203,220	106～110	235,760	229,250	227,610	222,720	219,470	212,950	208,070	203,180
111～115	233,300	226,840	225,220	220,380	217,160	210,710	205,870	201,030	111～115	233,250	226,800	225,180	220,340	217,120	210,660	205,830	200,990
116～120	230,780	224,390	222,790	218,000	214,800	208,420	203,620	198,830	116～120	230,740	224,350	222,750	217,960	214,760	208,380	203,580	198,790
121～125	229,870	223,500	221,910	217,130	213,940	207,560	202,780	198,000	121～125	229,830	223,460	221,860	217,080	213,900	207,520	202,740	197,960
126～130	228,950	222,600	221,010	216,240	213,060	206,710	201,940	197,180	126～130	228,910	222,560	220,970	216,200	213,020	206,670	201,900	197,140
131～135	227,640	221,310	219,730	214,990	211,830	205,500	200,760	196,010	131～135	227,600	221,270	219,690	214,940	211,790	205,460	200,720	195,970
136～140	226,320	220,030	218,450	213,730	210,580	204,290	199,570	194,840	136～140	226,280	219,990	218,410	213,690	210,540	204,250	199,530	194,800
141～145	225,290	219,020	217,440	212,740	209,600	203,310	198,610	193,900	141～145	225,250	218,980	217,400	212,690	209,560	203,270	198,570	193,860
146～150	224,270	218,000	216,440	211,740	208,610	202,350	197,650	192,950	146～150	224,230	217,960	216,400	211,700	208,570	202,310	197,610	192,910
151人以上	222,830	216,600	215,040	210,380	207,260	201,040	196,370	191,700	151人以上	222,790	216,560	215,000	210,340	207,220	201,000	196,330	191,660

改正後									現行								
ウ 3：1の職員配置を行った場合									ウ 3：1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	358,920	349,680	347,370	340,430	335,810	326,570	319,630	312,700	30人まで	358,870	349,620	347,310	340,380	335,760	326,510	319,580	312,640
31～35人	343,780	334,850	332,610	325,920	321,450	312,520	305,830	299,130	31～35人	343,720	334,800	332,560	325,870	321,400	312,470	305,770	299,080
36～40	328,630	320,020	317,870	311,400	307,100	298,480	292,030	285,570	36～40	328,580	319,970	317,810	311,350	307,050	298,430	291,980	285,510
41～45	328,750	320,010	317,820	311,260	306,880	298,130	291,570	285,010	41～45	328,700	319,960	317,770	311,200	306,830	298,080	291,520	284,960
46～50	317,300	308,790	306,660	300,270	296,010	287,500	281,110	274,720	46～50	317,250	308,740	306,610	300,220	295,960	287,450	281,060	274,670
51～55	310,280	301,930	299,840	293,580	289,400	281,050	274,790	268,530	51～55	310,230	301,880	299,790	293,530	289,350	281,000	274,740	268,480
56～60	303,270	295,080	293,040	286,900	282,790	274,610	268,470	262,330	56～60	303,220	295,030	292,990	286,840	282,740	274,560	268,420	262,280
61～65	295,960	287,940	285,940	279,930	275,920	267,900	261,900	255,880	61～65	295,910	287,890	285,890	279,880	275,870	267,850	261,850	255,830
66～70	288,640	280,800	278,840	272,960	269,040	261,200	255,320	249,440	66～70	288,590	280,750	278,790	272,910	268,990	261,150	255,270	249,390
71～75	284,680	276,920	274,980	269,160	265,280	257,520	251,700	245,880	71～75	284,630	276,870	274,930	269,110	265,230	257,480	251,650	245,830
76～80	280,710	273,040	271,120	265,360	261,520	253,840	248,080	242,330	76～80	280,660	272,990	271,070	265,310	261,470	253,790	248,030	242,280
81～85	276,780	269,180	267,290	261,580	257,790	250,190	244,500	238,800	81～85	276,730	269,130	267,240	261,540	257,740	250,150	244,450	238,760
86～90	272,850	265,330	263,450	257,820	254,060	246,550	240,910	235,280	86～90	272,800	265,280	263,400	257,770	254,010	246,500	240,860	235,230
91～95	268,660	261,230	259,380	253,800	250,090	242,650	237,090	231,510	91～95	268,620	261,180	259,330	253,750	250,040	242,610	237,040	231,460
96～100	264,480	257,140	255,300	249,790	246,120	238,770	233,260	227,750	96～100	264,430	257,090	255,250	249,740	246,070	238,720	233,220	227,710
101～105	263,860	256,530	254,690	249,190	245,530	238,200	232,700	227,200	101～105	263,810	256,480	254,640	249,140	245,480	238,150	232,660	227,160
106～110	263,240	255,920	254,090	248,600	244,950	237,630	232,140	226,660	106～110	263,190	255,870	254,040	248,550	244,900	237,580	232,090	226,610
111～115	260,530	253,290	251,470	246,040	242,420	235,170	229,740	224,300	111～115	260,490	253,240	251,430	245,990	242,370	235,120	229,690	224,250
116～120	257,830	250,650	248,860	243,470	239,890	232,710	227,330	221,940	116～120	257,780	250,610	248,810	243,430	239,840	232,660	227,280	221,900
121～125	256,800	249,650	247,850	242,490	238,910	231,750	226,380	221,020	121～125	256,760	249,600	247,810	242,440	238,860	231,700	226,340	220,970
126～130	255,780	248,630	246,850	241,500	237,930	230,790	225,440	220,090	126～130	255,730	248,590	246,810	241,450	237,890	230,740	225,390	220,040
131～135	255,110	247,980	246,200	240,860	237,300	230,170	224,820	219,480	131～135	255,060	247,940	246,160	240,810	237,250	230,120	224,770	219,440
136～140	254,450	247,330	245,550	240,220	236,660	229,540	224,210	218,870	136～140	254,400	247,280	245,510	240,170	236,610	229,490	224,160	218,830
141～145	253,350	246,250	244,480	239,160	235,600	228,510	223,190	217,860	141～145	253,300	246,210	244,430	239,110	235,560	228,460	223,140	217,820
146～150	252,250	245,180	243,410	238,100	234,560	227,480	222,170	216,860	146～150	252,210	245,130	243,360	238,050	234,510	227,430	222,130	216,820
151人以上	250,520	243,490	241,730	236,460	232,940	225,910	220,630	215,360	151人以上	250,480	243,440	241,690	236,410	232,900	225,860	220,590	215,320

改正後									現行								
(3) 乳児院の配置改善加算分保護単価 ア 1.5:1の職員配置を行った場合(2歳未満児用)									(3) 乳児院の配置改善加算分保護単価 ア 1.5:1の職員配置を行った場合(2歳未満児用)								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	943,440	918,040	911,700	892,650	879,950	854,560	835,510	816,470	10人まで	943,280	917,880	911,540	892,490	879,790	854,400	835,350	816,310
11～15人	739,430	719,340	714,320	699,250	689,200	669,110	654,040	638,970	11～15人	739,300	719,210	714,180	699,120	689,070	668,980	653,910	638,840
16～20	627,770	610,370	606,020	592,970	584,280	566,880	553,830	540,790	16～20	627,650	610,260	605,910	592,860	584,170	566,770	553,720	540,680
21～25	570,440	554,570	550,600	538,700	530,760	514,890	502,990	491,080	21～25	570,340	554,470	550,500	538,590	530,660	514,790	502,880	490,980
26～30	545,920	530,680	526,860	515,430	507,810	492,560	481,130	469,700	26～30	545,820	530,570	526,760	515,330	507,710	492,460	481,030	469,590
31～35	532,640	517,740	514,010	502,840	495,380	480,480	469,300	458,120	31～35	532,540	517,640	513,910	502,740	495,280	480,380	469,200	458,020
36～40	519,380	504,810	501,170	490,250	482,960	468,400	457,470	446,550	36～40	519,280	504,710	501,070	490,150	482,860	468,300	457,370	446,450
41～45	505,830	491,630	488,070	477,410	470,310	456,100	445,430	434,780	41～45	505,740	491,520	487,970	477,320	470,210	456,000	445,330	434,680
46～50	492,300	478,440	474,980	464,580	457,650	443,790	433,400	423,000	46～50	492,200	478,340	474,880	464,480	457,550	443,690	433,300	422,910
51～55	486,230	472,530	469,110	458,830	451,990	438,290	428,010	417,740	51～55	486,130	472,440	469,010	458,740	451,890	438,190	427,910	417,640
56～60	480,160	466,620	463,240	453,090	446,320	432,780	422,630	412,470	56～60	480,070	466,530	463,150	452,990	446,220	432,680	422,530	412,380
61～65	476,100	462,670	459,310	449,240	442,520	429,090	419,010	408,940	61～65	476,010	462,580	459,220	449,140	442,430	428,990	418,920	408,840
66～70	472,040	458,710	455,380	445,380	438,720	425,390	415,390	405,390	66～70	471,950	458,610	455,280	445,280	438,620	425,290	415,300	405,300
71～75	467,180	453,990	450,690	440,790	434,180	420,990	411,090	401,190	71～75	467,090	453,890	450,590	440,690	434,090	420,890	410,990	401,090
76～80	462,330	449,260	445,990	436,190	429,650	416,580	406,780	396,970	76～80	462,230	449,160	445,890	436,090	429,560	416,490	406,680	396,880
81～85	458,760	445,780	442,540	432,800	426,320	413,340	403,600	393,870	81～85	458,670	445,690	442,440	432,710	426,220	413,240	403,510	393,780
86～90	455,190	442,310	439,090	429,430	422,980	410,090	400,430	390,760	86～90	455,100	442,220	438,990	429,330	422,890	410,000	400,340	390,670
91人以上	450,160	437,410	434,220	424,660	418,290	405,530	395,970	386,410	91人以上	450,070	437,310	434,130	424,560	418,190	405,440	395,880	386,320

改正後									現行								
イ 1.4 : 1 の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)									イ 1.4 : 1 の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	943,440	918,040	911,700	892,650	879,950	854,560	835,510	816,470	10人まで	943,280	917,880	911,540	892,490	879,790	854,400	835,350	816,310
11～15人	775,930	754,800	749,510	733,660	723,090	701,960	686,100	670,250	11～15人	775,790	754,660	749,370	733,520	722,950	701,820	685,960	670,110
16～20	654,960	636,790	632,240	618,610	609,530	591,350	577,720	564,100	16～20	654,840	636,670	632,130	618,500	609,410	591,240	577,610	563,980
21～25	592,340	575,840	571,720	559,350	551,100	534,600	522,220	509,850	21～25	592,230	575,740	571,610	559,240	550,990	534,490	522,110	509,740
26～30	564,170	548,400	544,460	532,640	524,750	508,990	497,160	485,340	26～30	564,060	548,300	544,360	532,530	524,650	508,880	497,050	485,230
31～35	554,800	539,260	535,370	523,720	515,950	500,410	488,760	477,100	31～35	554,690	539,150	535,270	523,620	515,840	500,310	488,650	476,990
36～40	545,430	530,120	526,290	514,810	507,150	491,840	480,360	468,880	36～40	545,320	530,010	526,180	514,700	507,040	491,730	480,250	468,770
41～45	535,220	520,160	516,400	505,110	497,580	482,530	471,240	459,950	41～45	535,110	520,050	516,290	505,010	497,480	482,430	471,130	459,850
46～50	525,000	510,210	506,510	495,420	488,020	473,230	462,130	451,030	46～50	524,900	510,110	506,410	495,310	487,910	473,120	462,020	450,930
51～55	517,300	502,720	499,070	488,130	480,830	466,250	455,310	444,370	51～55	517,200	502,610	498,970	488,030	480,730	466,140	455,200	444,260
56～60	509,600	495,220	491,630	480,850	473,660	459,270	448,490	437,710	56～60	509,500	495,120	491,530	480,740	473,550	459,170	448,390	437,600
61～65	504,170	489,930	486,370	475,700	468,580	454,340	443,670	432,990	61～65	504,070	489,830	486,270	475,590	468,480	454,240	443,570	432,890
66～70	498,730	484,640	481,120	470,550	463,500	449,410	438,840	428,270	66～70	498,630	484,540	481,010	470,440	463,400	449,310	438,740	428,170
71～75	493,800	479,840	476,350	465,880	458,890	444,930	434,460	423,990	71～75	493,700	479,730	476,240	465,780	458,790	444,830	434,360	423,890
76～80	488,870	475,040	471,580	461,200	454,290	440,460	430,090	419,710	76～80	488,760	474,930	471,470	461,100	454,180	440,360	429,990	419,610
81～85	484,870	471,150	467,710	457,420	450,560	436,830	426,530	416,240	81～85	484,770	471,040	467,610	457,320	450,460	436,730	426,430	416,140
86～90	480,880	467,250	463,850	453,630	446,820	433,200	422,990	412,770	86～90	480,770	467,150	463,750	453,530	446,720	433,100	422,890	412,670
91人以上	473,910	460,490	457,130	447,050	440,340	426,910	416,840	406,770	91人以上	473,810	460,390	457,030	446,960	440,240	426,810	416,740	406,670

改正後									現行								
ウ 1.3:1の職員配置を行った場合(2歳未満児用)									ウ 1.3:1の職員配置を行った場合(2歳未満児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	998,190	971,230	964,490	944,270	930,790	903,830	883,610	863,390	10人まで	998,020	971,060	964,320	944,100	930,620	903,660	883,440	863,220
11～15人	812,190	790,020	784,480	767,850	756,760	734,590	717,960	701,330	11～15人	812,040	789,870	784,330	767,700	756,610	734,440	717,810	701,180
16～20	682,340	663,380	658,640	644,420	634,950	615,990	601,770	587,550	16～20	682,210	663,260	658,520	644,300	634,820	615,870	601,650	587,430
21～25	614,100	596,980	592,700	579,860	571,300	554,180	541,340	528,500	21～25	613,980	596,860	592,580	579,740	571,180	554,060	541,220	528,380
26～30	600,430	583,630	579,430	566,820	558,420	541,620	529,020	516,410	26～30	600,320	583,510	579,310	566,710	558,310	541,500	528,900	516,300
31～35	587,140	570,680	566,560	554,220	545,980	529,520	517,170	504,830	31～35	587,030	570,560	566,450	554,110	545,870	529,410	517,060	504,720
36～40	573,860	557,740	553,710	541,620	533,550	517,430	505,340	493,250	36～40	573,750	557,620	553,600	541,500	533,440	517,320	505,230	493,130
41～45	560,310	544,540	540,590	528,770	520,880	505,120	493,290	481,460	41～45	560,200	544,430	540,480	528,660	520,770	505,010	493,180	481,350
46～50	546,760	531,340	527,490	515,930	508,220	492,800	481,240	469,680	46～50	546,650	531,230	527,380	515,820	508,110	492,690	481,130	469,570
51～55	540,700	525,450	521,640	510,200	502,560	487,310	475,870	464,420	51～55	540,590	525,340	521,530	510,090	502,450	487,200	475,760	464,310
56～60	534,650	519,550	515,780	504,460	496,910	481,810	470,500	459,170	56～60	534,540	519,450	515,670	504,350	496,800	481,700	470,390	459,060
61～65	530,590	515,600	511,860	500,610	493,110	478,120	466,880	455,630	61～65	530,480	515,490	511,750	500,500	493,000	478,010	466,770	455,530
66～70	526,530	511,640	507,920	496,760	489,310	474,430	463,260	452,100	66～70	526,420	511,530	507,810	496,650	489,200	474,320	463,160	451,990
71～75	522,820	508,030	504,330	493,240	485,840	471,050	459,960	448,870	71～75	522,710	507,920	504,220	493,130	485,740	470,940	459,850	448,760
76～80	519,110	504,410	500,740	489,720	482,370	467,670	456,650	445,640	76～80	519,000	504,300	500,630	489,610	482,260	467,570	456,540	445,530
81～85	514,410	499,840	496,200	485,270	477,990	463,420	452,490	441,560	81～85	514,310	499,730	496,090	485,160	477,880	463,310	452,380	441,450
86～90	509,710	495,270	491,650	480,820	473,600	459,150	448,320	437,490	86～90	509,610	495,160	491,550	480,710	473,490	459,050	448,210	437,380
91人以上	504,680	490,370	486,800	476,070	468,910	454,600	443,870	433,140	91人以上	504,580	490,270	486,700	475,960	468,810	454,490	443,760	433,040

改正後									現行								
エ 3.5:1の職員配置を行った場合(3歳以上児用)									エ 3.5:1の職員配置を行った場合(3歳以上児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	660,420	643,010	638,660	625,610	616,910	599,510	586,450	573,400	10人まで	660,320	642,910	638,560	625,510	616,810	599,410	586,360	573,300
11～15人	480,690	467,980	464,810	455,280	448,930	436,230	426,700	417,170	11～15人	480,610	467,910	464,740	455,210	448,860	436,150	426,630	417,100
16～20	432,370	420,540	417,590	408,720	402,800	390,980	382,110	373,240	16～20	432,310	420,480	417,520	408,650	402,740	390,910	382,040	373,170
21～25	391,340	380,560	377,860	369,780	364,390	353,610	345,530	337,440	21～25	391,270	380,490	377,800	369,720	364,330	353,550	345,460	337,380
26～30	360,070	350,110	347,620	340,140	335,160	325,190	317,720	310,240	26～30	360,010	350,050	347,560	340,080	335,100	325,130	317,660	310,180
31～35	342,870	333,360	330,980	323,850	319,090	309,580	302,440	295,310	31～35	342,810	333,300	330,920	323,790	319,030	309,520	302,390	295,250
36～40	325,670	316,610	314,350	307,550	303,020	293,960	287,170	280,380	36～40	325,610	316,550	314,290	307,500	302,970	293,910	287,110	280,320
41～45	308,460	299,860	297,710	291,260	286,950	278,350	271,900	265,440	41～45	308,410	299,810	297,660	291,200	286,900	278,300	271,840	265,390
46～50	291,260	283,110	281,070	274,960	270,890	262,740	256,620	250,510	46～50	291,210	283,060	281,020	274,910	270,830	262,680	256,570	250,460
51～55	286,530	278,500	276,490	270,480	266,460	258,440	252,420	246,400	51～55	286,470	278,450	276,440	270,420	266,410	258,390	252,370	246,350
56～60	281,790	273,890	271,920	265,990	262,040	254,140	248,220	242,290	56～60	281,740	273,840	271,870	265,940	261,990	254,090	248,160	242,240
61～65	277,060	269,280	267,340	261,510	257,620	249,840	244,010	238,180	61～65	277,010	269,230	267,290	261,460	257,570	249,790	243,960	238,130
66～70	272,320	264,670	262,760	257,020	253,200	245,550	239,810	234,070	66～70	272,270	264,620	262,710	256,970	253,150	245,500	239,760	234,020
71～75	267,590	260,070	258,180	252,540	248,780	241,250	235,600	229,960	71～75	267,540	260,020	258,130	252,490	248,730	241,200	235,560	229,910
76～80	262,860	255,460	253,610	248,050	244,350	236,950	231,400	225,850	76～80	262,810	255,410	253,560	248,000	244,300	236,900	231,350	225,800
81～85	258,120	250,850	249,030	243,570	239,930	232,650	227,200	221,740	81～85	258,070	250,800	248,980	243,520	239,880	232,610	227,150	221,690
86～90	253,390	246,240	244,450	239,080	235,510	228,360	222,990	217,630	86～90	253,340	246,190	244,400	239,040	235,460	228,310	222,940	217,580
91人以上	248,660	241,630	239,870	234,600	231,090	224,060	218,790	213,520	91人以上	248,610	241,580	239,820	234,550	231,040	224,010	218,740	213,470

改正後									現行								
オ 3:1の職員配置を行った場合(3歳以上児用)									オ 3:1の職員配置を行った場合(3歳以上児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	660,420	643,010	638,660	625,610	616,910	599,510	586,450	573,400	10人まで	660,320	642,910	638,560	625,510	616,810	599,410	586,360	573,300
11~15人	518,790	504,990	501,540	491,190	484,290	470,490	460,140	449,790	11~15人	518,710	504,910	501,460	491,110	484,210	470,410	460,060	449,710
16~20	460,930	448,280	445,120	435,630	429,310	416,660	407,170	397,690	16~20	460,860	448,210	445,050	435,560	429,240	416,590	407,100	397,610
21~25	414,190	402,750	399,890	391,310	385,590	374,160	365,580	357,000	21~25	414,120	402,680	399,820	391,240	385,530	374,090	365,510	356,930
26~30	379,120	368,600	365,970	358,090	352,830	342,310	334,430	326,540	26~30	379,050	368,540	365,910	358,020	352,760	342,250	334,360	326,480
31~35	365,720	355,550	353,010	345,380	340,300	330,130	322,500	314,870	31~35	365,660	355,490	352,950	345,320	340,230	330,060	322,440	314,810
36~40	352,330	342,500	340,050	332,680	327,770	317,940	310,570	303,200	36~40	352,270	342,440	339,990	332,620	327,700	317,880	310,510	303,140
41~45	338,940	329,460	327,090	319,970	315,230	305,750	298,640	291,530	41~45	338,880	329,400	327,030	319,910	315,170	305,690	298,580	291,470
46~50	325,550	316,410	314,120	307,270	302,700	293,560	286,710	279,860	46~50	325,490	316,350	314,060	307,210	302,640	293,500	286,650	279,800
51~55	320,240	311,240	309,000	302,250	297,750	288,750	282,010	275,260	51~55	320,180	311,190	308,940	302,190	297,690	288,700	281,950	275,200
56~60	314,940	306,080	303,870	297,230	292,800	283,940	277,300	270,660	56~60	314,880	306,020	303,810	297,170	292,740	283,890	277,240	270,600
61~65	309,630	300,920	298,740	292,210	287,850	279,130	272,600	266,060	61~65	309,580	300,860	298,680	292,150	287,790	279,080	272,540	266,010
66~70	304,330	295,760	293,610	287,180	282,900	274,320	267,890	261,460	66~70	304,270	295,700	293,560	287,130	282,840	274,270	267,840	261,410
71~75	299,030	290,590	288,490	282,160	277,950	269,520	263,190	256,870	71~75	298,970	290,540	288,430	282,110	277,890	269,460	263,130	256,810
76~80	293,720	285,430	283,360	277,140	273,000	264,700	258,490	252,270	76~80	293,670	285,380	283,300	277,080	272,940	264,650	258,430	252,210
81~85	288,420	280,270	278,230	272,120	268,040	259,890	253,780	247,670	81~85	288,360	280,210	278,180	272,060	267,990	259,840	253,730	247,620
86~90	283,120	275,110	273,100	267,100	263,090	255,080	249,080	243,070	86~90	283,060	275,050	273,050	267,040	263,040	255,030	249,020	243,020
91人以上	277,810	269,940	267,980	262,080	258,140	250,270	244,370	238,470	91人以上	277,760	269,890	267,920	262,020	258,090	250,220	244,320	238,420
(4) 児童心理治療施設の配置改善加算分保護単価 ア 4:1の職員配置を行った場合									(4) 児童心理治療施設の配置改善加算分保護単価 ア 4:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	481,650	468,260	464,920	458,200	454,370	440,990	430,950	420,910	20人まで	481,550	468,160	464,810	458,090	454,270	440,890	430,850	420,810
21~25人	439,990	427,660	424,580	418,100	414,330	402,000	392,750	383,500	21~25人	439,900	427,570	424,490	418,010	414,240	401,910	392,660	383,410
26~30	398,340	387,060	384,240	378,000	374,280	363,000	354,550	346,090	26~30	398,250	386,980	384,160	377,920	374,200	362,920	354,470	346,010
31~35	378,860	368,110	365,420	359,330	355,660	344,910	336,840	328,780	31~35	378,780	368,030	365,340	359,260	355,580	344,830	336,760	328,700
36~40	359,390	349,160	346,600	340,660	337,050	326,820	319,140	311,470	36~40	359,310	349,090	346,530	340,590	336,970	326,740	319,070	311,390
41~45	347,390	337,470	334,990	329,080	325,430	315,510	308,070	300,620	41~45	347,320	337,400	334,920	329,010	325,360	315,440	307,990	300,550
46人以上	335,400	325,780	323,380	317,490	313,830	304,210	297,000	289,780	46人以上	335,330	325,710	323,310	317,420	313,760	304,140	296,930	289,710

改正後									現行								
イ 3.5:1の職員配置を行った場合									イ 3.5:1の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	509,710	495,510	491,960	484,640	480,410	466,220	455,570	444,930	20人まで	509,600	495,400	491,850	484,530	480,300	466,110	455,460	444,820
21～25人	463,940	450,920	447,670	440,660	436,550	423,520	413,760	403,990	21～25人	463,850	450,820	447,570	440,570	436,450	423,430	413,660	403,890
26～30	418,180	406,330	403,360	396,690	392,680	380,830	371,940	363,050	26～30	418,090	406,240	403,280	396,600	392,590	380,740	371,850	362,970
31～35	396,550	385,290	382,470	375,990	372,060	360,800	352,350	343,900	31～35	396,470	385,210	382,390	375,910	371,980	360,720	352,270	343,820
36～40	374,930	364,250	361,580	355,300	351,460	340,780	332,770	324,750	36～40	374,850	364,170	361,500	355,220	351,380	340,700	332,690	324,680
41～45	361,110	350,800	348,210	342,000	338,160	327,830	320,100	312,350	41～45	361,040	350,720	348,140	341,920	338,090	327,760	320,020	312,280
46人以上	347,300	337,340	334,850	328,700	324,870	314,900	307,430	299,960	46人以上	347,230	337,270	334,780	328,630	324,800	314,830	307,360	299,890
ウ 3:1の職員配置を行った場合									ウ 3:1の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	536,820	521,850	518,100	510,200	505,580	490,610	479,380	468,150	20人まで	536,700	521,730	517,990	510,080	505,470	490,500	479,270	468,040
21～25人	487,420	473,720	470,290	462,790	458,330	444,630	434,360	424,080	21～25人	487,320	473,620	470,190	462,680	458,230	444,530	434,250	423,980
26～30	438,020	425,590	422,480	415,370	411,070	398,650	389,330	380,010	26～30	437,930	425,500	422,390	415,290	410,990	398,560	389,240	379,920
31～35	420,740	408,760	405,780	398,770	394,490	382,520	373,540	364,570	31～35	420,650	408,680	405,690	398,690	394,400	382,430	373,460	364,480
36～40	403,460	391,950	389,070	382,170	377,910	366,400	357,760	349,130	36～40	403,370	391,870	388,990	382,090	377,830	366,320	357,680	349,050
41～45	393,300	382,030	379,220	372,310	368,000	356,740	348,300	339,860	41～45	393,220	381,950	379,140	372,230	367,920	356,660	348,220	339,780
46人以上	383,140	372,130	369,380	362,450	358,100	347,090	338,830	330,580	46人以上	383,060	372,050	369,300	362,370	358,020	347,010	338,760	330,500

改正後									現行								
(5) 一時保護施設の配置改善加算分保護単価 ア 5:1の職員配置を行った場合									(5) 一時保護所の配置改善加算分保護単価 ア 5:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	13,344,410	12,994,900	12,907,530	12,645,390	12,470,640	12,121,130	11,859,000	11,596,870	5人まで	13,347,400	12,997,890	12,910,510	12,648,380	12,473,630	12,124,110	11,861,980	11,599,850
6～10人	19,477,790	18,939,970	18,895,510	18,402,160	18,133,260	17,595,470	17,192,120	16,788,770	6～10人	19,479,570	18,941,770	18,897,330	18,403,980	18,135,080	17,597,290	17,193,930	16,790,590
11～15	31,317,090	30,429,230	30,307,430	29,542,140	29,098,790	28,311,490	27,546,010	26,880,530	11～15	31,316,540	30,429,230	30,307,410	29,541,920	29,098,370	28,310,970	27,545,490	26,880,010
16～20	37,450,400	36,374,310	36,105,410	35,399,710	34,761,410	33,885,820	32,879,120	32,072,440	16～20	37,448,710	36,373,120	36,104,220	35,297,520	34,759,720	33,884,140	32,877,440	32,070,750
21～25	43,583,750	42,319,860	42,003,960	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,012,250	37,264,340	21～25	43,580,890	42,317,010	42,001,040	41,053,120	40,421,180	39,157,310	38,209,390	37,261,490
26～30	55,850,430	54,209,930	53,799,870	52,569,530	51,749,290	50,108,840	48,878,490	47,648,150	26～30	55,845,240	54,204,730	53,794,680	52,564,320	51,744,080	50,103,640	48,873,300	47,642,960
31～35	66,981,530	64,991,570	64,494,030	63,061,690	62,096,610	60,016,650	58,524,180	57,031,710	31～35	66,974,090	64,984,040	64,486,550	62,994,070	61,999,080	60,009,120	58,516,650	57,024,180
36～40	73,114,880	70,936,620	70,392,090	68,758,390	67,669,230	65,490,990	63,857,300	62,223,610	36～40	73,106,180	70,927,930	70,383,370	68,749,670	67,660,540	65,482,290	63,848,600	62,214,920
41～45	79,248,200	76,881,680	76,290,050	74,515,130	73,331,860	70,965,330	69,190,420	67,415,520	41～45	79,238,360	76,871,810	76,280,190	74,505,270	73,321,990	70,955,400	69,180,550	67,405,660
46～50	85,381,560	82,826,730	82,188,030	80,271,300	78,994,480	76,439,660	74,593,540	72,697,430	46～50	85,370,530	82,815,700	82,177,000	80,260,870	78,983,450	76,428,630	74,512,510	72,596,390
51～55	91,514,910	88,771,790	88,086,070	86,028,470	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,330	51～55	91,502,710	88,759,590	88,073,820	86,016,470	84,644,910	81,901,800	79,844,460	77,787,130
56～60	97,648,250	94,716,350	93,984,030	91,785,440	90,319,730	87,388,240	85,189,780	82,991,240	56～60	97,634,830	94,703,480	93,970,640	91,772,070	90,306,380	87,374,370	85,176,410	82,977,870
61～65	103,781,600	100,691,900	99,881,990	97,542,200	95,982,350	92,862,670	90,522,900	88,183,140	61～65	103,767,090	100,647,370	99,867,450	97,527,670	95,967,820	92,848,140	90,508,370	88,168,610
66～70	109,914,940	106,696,960	105,779,970	103,298,970	101,644,980	98,337,010	95,856,020	93,375,050	66～70	109,899,240	106,591,250	105,764,270	103,283,270	101,629,270	98,321,310	95,840,320	93,359,350
※1か所当たりの年額									※1か所当たりの年額								

改正後									現行								
イ 4.5:1の職員配置を行った場合									イ 4.5:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	13,344,416	12,994,908	12,907,530	12,645,306	12,470,649	12,121,130	11,889,000	11,596,870	5人まで	13,347,400	12,997,800	12,910,510	12,648,380	12,473,620	12,124,110	11,891,980	11,599,850
6～10人	19,477,790	18,939,990	18,805,510	18,402,160	18,133,260	17,595,470	17,109,120	16,788,770	6～10人	19,479,570	18,941,770	18,807,330	18,403,980	18,135,080	17,597,290	17,109,930	16,790,590
11～15	37,450,400	36,374,810	36,105,910	35,299,210	34,761,410	33,685,820	32,879,130	32,072,440	11～15	37,448,710	36,373,120	36,104,220	35,297,520	34,759,720	33,684,130	32,877,440	32,070,750
16～20	43,583,750	42,319,860	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340	16～20	43,580,800	42,317,010	42,001,040	41,053,120	40,421,180	39,157,310	38,209,390	37,261,490
21～25	49,717,090	48,264,920	47,901,880	46,812,750	46,086,660	44,634,500	43,545,370	42,456,250	21～25	49,713,070	48,260,900	47,897,860	46,808,730	46,082,640	44,630,470	43,541,350	42,452,230
26～30	55,850,420	54,209,680	53,799,870	52,569,530	51,749,240	50,108,840	48,878,490	47,648,150	26～30	55,845,210	54,204,770	53,794,680	52,564,320	51,744,030	50,103,630	48,873,300	47,642,960
31～35	66,981,520	64,991,570	64,494,480	63,091,490	62,096,610	60,016,650	58,524,180	57,031,710	31～35	66,974,000	64,984,040	64,486,550	62,994,070	61,999,080	60,009,120	58,516,650	57,024,180
36～40	79,248,220	76,881,680	76,290,030	74,515,130	73,331,860	70,965,320	69,190,420	67,415,520	36～40	79,238,300	76,871,810	76,280,190	74,505,270	73,321,920	70,955,380	69,180,550	67,405,660
41～45	85,381,560	82,826,730	82,188,030	80,271,900	78,994,480	76,439,660	74,523,540	72,607,430	41～45	85,370,520	82,815,700	82,177,000	80,260,870	78,983,450	76,428,630	74,512,510	72,596,390
46～50	91,514,910	88,771,790	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,330	46～50	91,502,710	88,759,590	88,073,820	86,016,470	84,644,910	81,901,800	79,844,460	77,787,130
51～55	97,648,250	94,716,850	93,984,010	91,785,440	90,319,730	87,388,340	85,189,780	82,991,240	51～55	97,634,880	94,703,480	93,970,640	91,772,070	90,306,360	87,374,970	85,176,410	82,977,870
56～60	103,781,600	100,661,900	99,881,990	97,542,200	95,892,350	92,862,670	90,522,900	88,183,140	56～60	103,767,000	100,647,370	99,867,450	97,527,670	95,877,820	92,848,140	90,508,370	88,168,610
61～65	109,914,940	106,606,960	105,779,970	103,208,970	101,614,980	98,337,010	95,856,020	93,375,050	61～65	109,899,210	106,591,250	105,764,270	103,283,270	101,629,270	98,321,310	95,840,320	93,359,350
66～70	122,181,630	118,497,070	117,575,340	114,812,510	112,970,230	109,285,680	106,529,260	103,758,860	66～70	122,163,500	118,479,030	117,557,900	114,794,470	112,952,190	109,267,640	106,504,230	103,740,820
※1か所当たりの年額									※1か所当たりの年額								

改正後									現行								
ウ 4：1の職員配置を行った場合									ウ 4：1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	13,344,416	12,994,908	12,907,530	12,645,306	12,470,649	12,121,130	11,889,000	11,596,870	5人まで	13,344,400	12,997,800	12,910,510	12,648,380	12,473,620	12,124,110	11,891,980	11,599,850
6～10人	25,611,100	24,885,010	24,703,510	24,158,920	23,796,890	23,069,800	22,525,240	21,980,680	6～10人	25,611,720	24,885,650	24,704,140	24,159,550	23,796,520	23,070,450	22,525,890	21,981,330
11～15	37,450,400	36,374,810	36,105,910	35,299,210	34,761,410	33,685,820	32,879,130	32,072,440	11～15	37,448,710	36,373,120	36,104,220	35,297,520	34,759,720	33,684,130	32,877,440	32,070,750
16～20	43,583,720	42,319,860	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340	16～20	43,580,800	42,317,010	42,001,040	41,053,120	40,421,180	39,157,310	38,209,390	37,261,490
21～25	55,850,430	54,209,980	53,799,870	52,569,520	51,749,290	50,108,840	48,678,490	47,648,150	21～25	55,845,240	54,204,780	53,794,680	52,564,330	51,744,090	50,103,640	48,673,290	47,642,960
26～30	61,983,720	60,155,030	59,697,850	58,236,230	57,411,910	55,583,170	54,211,610	52,840,060	26～30	61,977,420	60,148,670	59,691,490	58,319,920	57,405,550	55,576,810	54,205,250	52,833,700
31～35	73,114,820	70,936,620	70,392,420	68,758,360	67,699,230	65,490,990	63,857,200	62,223,610	31～35	73,108,120	70,927,920	70,383,720	68,749,670	67,660,540	65,482,290	63,848,600	62,214,920
36～40	85,381,590	82,826,730	82,188,020	80,371,900	78,994,480	76,439,660	74,523,540	72,607,420	36～40	85,370,520	82,815,700	82,177,000	80,260,870	78,983,450	76,428,630	74,512,510	72,596,390
41～45	91,514,910	88,771,790	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,320	41～45	91,502,710	88,759,590	88,073,820	86,016,470	84,644,910	81,901,800	79,844,460	77,787,120
46～50	97,648,250	94,716,850	93,984,020	91,785,140	90,319,720	87,388,340	85,189,780	82,991,240	46～50	97,634,880	94,703,480	93,970,640	91,772,070	90,306,360	87,374,970	85,176,410	82,977,870
51～55	103,781,600	100,661,910	99,881,920	97,542,200	95,982,350	92,862,670	90,522,900	88,183,140	51～55	103,767,020	100,647,370	99,867,450	97,527,670	95,967,820	92,848,140	90,508,370	88,168,610
56～60	116,048,280	112,552,010	111,677,960	109,055,740	107,307,600	103,811,350	101,189,140	98,566,960	56～60	116,031,410	112,535,140	111,661,090	109,038,870	107,290,720	103,794,480	101,172,270	98,550,080
61～65	122,181,600	118,497,070	117,575,940	114,812,510	112,970,230	109,285,680	106,522,260	103,758,860	61～65	122,163,500	118,479,020	117,557,900	114,794,470	112,952,190	109,267,640	106,504,220	103,740,820
66～70	128,314,970	124,442,130	123,473,320	120,569,280	118,632,850	114,766,020	111,855,390	108,950,770	66～70	128,295,720	124,422,920	123,454,720	120,550,070	118,613,640	114,740,810	111,836,180	108,931,560
※1か所当たりの年額									※1か所当たりの年額								

改正後									現行								
エ 3:1の職員配置を行った場合									エ 3:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	19,477,726	18,939,968	18,805,510	18,492,160	18,133,269	17,595,470	17,192,120	16,788,770	5人まで	19,479,570	18,941,770	18,807,320	18,493,980	18,135,083	17,597,288	17,193,938	16,790,589
6～10人	25,611,100	24,885,011	24,703,510	24,158,920	23,796,890	23,069,800	22,525,240	21,980,680	6～10人	25,611,720	24,885,650	24,704,140	24,159,550	23,796,520	23,070,430	22,525,870	21,981,310
11～15	43,583,750	42,319,889	42,003,908	41,055,988	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340	11～15	43,580,820	42,317,010	42,001,040	41,053,120	40,421,180	39,157,310	38,209,390	37,261,490
16～20	55,850,430	54,209,980	53,799,870	52,569,520	51,749,240	50,108,840	48,878,490	47,648,150	16～20	55,845,240	54,204,780	53,794,680	52,564,320	51,744,040	50,103,640	48,873,300	47,642,960
21～25	61,893,780	60,165,030	59,697,850	58,326,280	57,411,040	55,583,170	54,211,610	52,840,060	21～25	61,977,420	60,148,670	59,691,490	58,319,920	57,405,550	55,576,810	54,205,250	52,833,700
26～30	74,250,470	72,045,140	71,493,820	69,839,820	68,737,160	66,531,850	64,877,850	63,223,870	26～30	74,241,770	72,036,450	71,485,130	69,831,120	68,728,460	66,523,150	64,869,160	63,215,180
31～35	91,514,910	88,771,290	88,086,420	86,028,470	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,320	31～35	91,502,710	88,759,090	88,073,820	86,016,470	84,644,910	81,901,800	79,844,460	77,787,120
36～40	97,648,250	94,716,850	93,984,000	91,785,440	90,319,720	87,388,340	85,189,780	82,991,240	36～40	97,634,820	94,703,480	93,970,640	91,772,070	90,306,360	87,374,970	85,176,410	82,977,870
41～45	109,914,940	106,606,960	105,779,970	103,298,970	101,644,980	98,337,010	95,856,020	93,375,050	41～45	109,899,240	106,591,250	105,764,270	103,283,270	101,629,270	98,321,310	95,840,320	93,359,350
46～50	122,181,630	118,497,070	117,575,940	114,819,510	112,970,220	109,285,680	106,522,260	103,758,860	46～50	122,163,590	118,479,030	117,557,900	114,794,470	112,952,190	109,267,640	106,504,220	103,740,820
51～55	128,314,970	124,442,130	123,473,910	120,589,280	118,632,850	114,760,020	111,855,390	108,950,770	51～55	128,295,720	124,422,920	123,454,720	120,550,070	118,613,640	114,740,810	111,836,180	108,931,560
56～60	140,581,660	136,332,240	135,269,900	132,082,810	129,958,100	125,708,700	122,521,630	119,334,560	56～60	140,560,120	136,310,090	135,248,360	132,061,270	129,936,550	125,687,150	122,500,080	119,313,040
61～65	152,848,350	148,222,320	147,065,870	143,596,350	141,283,350	136,657,370	133,187,870	129,718,390	61～65	152,834,470	148,198,470	147,041,990	143,572,470	141,259,470	136,633,400	133,163,990	129,694,510
66～70	158,981,690	154,167,410	152,963,850	149,353,120	146,945,970	142,131,710	138,520,990	134,910,300	66～70	158,966,640	154,142,360	152,938,810	149,328,070	146,920,920	142,106,660	138,495,940	134,885,250
※1か所当たりの年額									※1か所当たりの年額								

改正後									現行								
オ 2:1の職員配置を行った場合									オ 2:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	25,611,100	24,885,010	24,703,500	24,158,300	23,795,890	23,069,800	22,535,240	21,989,680	5人まで	25,611,750	24,885,660	24,704,140	24,159,580	23,796,530	23,070,430	22,535,890	21,991,330
6～10人	37,877,790	36,775,130	36,499,410	35,672,460	35,121,130	34,018,480	33,101,480	32,364,490	6～10人	37,878,100	36,775,410	36,497,780	35,670,780	35,119,480	34,016,790	33,189,790	32,362,800
11～15	61,983,780	60,155,030	59,697,830	58,326,280	57,411,910	55,583,170	54,211,610	52,840,060	11～15	61,977,420	60,148,670	59,691,490	58,319,920	57,405,550	55,576,810	54,205,250	52,833,700
16～20	74,250,470	72,045,140	71,493,820	69,839,820	69,737,160	66,531,850	64,877,850	63,223,870	16～20	74,241,770	72,036,450	71,485,130	69,831,130	69,728,460	66,523,150	64,869,160	63,215,180
21～25	92,650,500	89,880,310	89,187,780	87,110,120	85,725,030	82,954,860	80,877,230	78,799,590	21～25	92,638,300	89,868,110	89,175,580	87,097,920	85,712,830	82,942,660	80,865,030	78,787,390
26～30	104,917,190	101,770,430	100,983,730	98,623,460	97,050,280	93,903,530	91,543,460	89,183,400	26～30	104,902,630	101,755,870	100,969,210	98,609,120	97,035,740	93,889,010	91,528,930	89,168,870
31～35	128,314,970	124,442,130	123,473,430	120,569,380	118,632,850	114,760,030	111,855,290	108,950,770	31～35	128,295,720	124,422,920	123,454,720	120,550,070	118,613,640	114,740,810	111,836,180	108,931,560
36～40	140,581,690	136,332,240	135,269,900	132,082,810	129,958,100	125,708,700	122,521,630	119,334,580	36～40	140,569,120	136,310,690	135,248,360	132,061,270	129,936,550	125,687,150	122,500,080	119,313,040
41～45	158,981,690	154,167,410	152,983,830	149,353,120	146,945,970	142,131,710	138,520,990	134,910,300	41～45	158,956,640	154,142,360	152,958,810	149,328,070	146,920,920	142,106,660	138,495,940	134,885,250
46～50	171,248,380	166,057,520	164,759,820	160,896,650	158,271,220	153,080,380	149,187,230	145,294,110	46～50	171,221,000	166,030,130	164,732,440	160,899,270	158,243,830	153,053,000	149,159,850	145,266,730
51～55	189,648,410	183,892,690	182,453,780	178,136,960	175,259,090	169,503,390	165,186,600	160,869,830	51～55	189,617,520	183,861,800	182,422,890	178,106,070	175,228,200	169,472,500	165,155,710	160,838,940
56～60	201,915,190	195,782,800	194,249,730	189,650,490	186,584,340	180,452,070	175,852,840	171,253,640	56～60	201,881,880	195,749,570	194,216,530	189,617,270	186,551,110	180,418,840	175,819,610	171,229,420
61～65	220,315,190	213,617,970	211,943,700	206,920,800	203,572,240	196,875,080	191,852,200	186,829,360	61～65	220,278,400	213,581,740	211,906,080	206,884,070	203,535,460	196,838,350	191,815,470	186,792,630
66～70	232,581,820	225,508,080	223,739,670	218,434,330	214,897,460	207,823,750	202,518,440	197,213,170	66～70	232,542,760	225,469,010	223,700,610	218,395,270	214,858,390	207,784,690	202,479,380	197,174,110
※1か所当たりの年額									※1か所当たりの年額								

改正後									現行								
(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価 (現員1人につき)									(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価 (現員1人につき)								
地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1) ^{※1}	円	円	円	円	円	円	円	円	(5.5:1) ^{※1}	円	円	円	円	円	円	円	円
1.6:1	259,630	252,120	250,240	244,610	240,860	233,350	227,720	222,090	1.6:1	259,580	252,070	250,190	244,560	240,810	233,310	227,680	222,050
※2 1.5:1	285,590	277,330	275,270	269,080	264,950	256,690	250,500	244,300	※2 1.5:1	285,540	277,280	275,210	269,020	264,890	256,640	250,440	244,250
1.4:1	317,320	308,150	305,850	298,970	294,390	285,210	278,330	271,450	1.4:1	317,260	308,090	305,790	298,910	294,330	285,150	278,270	271,390
1.3:1	335,990	326,270	323,850	316,560	311,700	301,990	294,700	287,420	1.3:1	335,920	326,210	323,780	316,500	311,640	301,930	294,640	287,360
(5:1) ^{※1}									(5:1) ^{※1}								
1.6:1	248,340	241,160	239,360	233,980	230,390	223,210	217,820	212,440	1.6:1	248,290	241,110	239,320	233,930	230,340	223,160	217,780	212,390
※2 1.5:1	271,990	264,130	262,160	256,260	252,330	244,470	238,570	232,670	※2 1.5:1	271,940	264,070	262,110	256,210	252,280	244,420	238,520	232,620
1.4:1	300,620	291,930	289,760	283,240	278,890	270,200	263,680	257,160	1.4:1	300,560	291,870	289,700	283,180	278,840	270,140	263,630	257,110
1.3:1	335,990	326,270	323,850	316,560	311,700	301,990	294,700	287,420	1.3:1	335,920	326,210	323,780	316,500	311,640	301,930	294,640	287,360
(4.5:1) ^{※1}									(4.5:1) ^{※1}								
1.6:1	237,990	231,110	229,390	224,230	220,790	213,910	208,750	203,590	1.6:1	237,950	231,060	229,340	224,180	220,740	213,860	208,700	203,540
※2 1.5:1	259,630	252,120	250,240	244,610	240,860	233,350	227,720	222,090	※2 1.5:1	259,580	252,070	250,190	244,560	240,810	233,310	227,680	222,050
1.4:1	285,590	277,330	275,270	269,080	264,950	256,690	250,500	244,300	1.4:1	285,540	277,280	275,210	269,020	264,890	256,640	250,440	244,250
1.3:1	317,320	308,150	305,850	298,970	294,390	285,210	278,330	271,450	1.3:1	317,260	308,090	305,790	298,910	294,330	285,150	278,270	271,390
(4:1) ^{※1}									(4:1) ^{※1}								
1.6:1	219,680	213,330	211,740	206,980	203,800	197,450	192,690	187,930	1.6:1	219,640	213,290	211,700	206,940	203,760	197,410	192,650	187,880
※2 1.5:1	237,990	231,110	229,390	224,230	220,790	213,910	208,750	203,590	※2 1.5:1	237,950	231,060	229,340	224,180	220,740	213,860	208,700	203,540
1.4:1	271,990	264,130	262,160	256,260	252,330	244,470	238,570	232,670	1.4:1	271,940	264,070	262,110	256,210	252,280	244,420	238,520	232,620
1.3:1	300,620	291,930	289,760	283,240	278,890	270,200	263,680	257,160	1.3:1	300,560	291,870	289,700	283,180	278,840	270,140	263,630	257,110
※1 少年に対する職員配置状況									※1 少年に対する職員配置状況								
※2 乳児に対する職員配置状況									※2 乳児に対する職員配置状況								
※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。									※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。								

改正後									現行								
(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価 (現員1人につき)									(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価 (現員1人につき)								
地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1) ※1	円	円	円	円	円	円	円	円	(5.5:1) ※1	円	円	円	円	円	円	円	円
1.6:1	243,860	236,910	235,170	229,950	226,470	219,520	214,300	209,080	1.6:1	243,810	236,860	235,120	229,900	226,420	219,470	214,250	209,030
※2 1.5:1	268,250	260,600	258,680	252,950	249,120	241,470	235,730	229,990	※2 1.5:1	268,200	260,540	258,630	252,890	249,070	241,420	235,680	229,940
1.4:1	298,060	289,550	287,430	281,050	276,800	268,300	261,920	255,550	1.4:1	298,000	289,490	287,370	280,990	276,740	268,240	261,860	255,490
1.3:1	315,590	306,590	304,340	297,580	293,080	284,080	277,330	270,580	1.3:1	315,530	306,520	304,270	297,520	293,020	284,020	277,270	270,520
(5:1) ※1									(5:1) ※1								
1.6:1	233,260	226,610	224,940	219,950	216,630	209,970	204,980	199,990	1.6:1	233,210	226,560	224,900	219,910	216,580	209,930	204,940	199,950
※2 1.5:1	255,480	248,190	246,370	240,900	237,260	229,970	224,500	219,040	※2 1.5:1	255,420	248,140	246,320	240,850	237,210	229,920	224,450	218,990
1.4:1	282,370	274,310	272,300	266,260	262,230	254,180	248,140	242,100	1.4:1	282,310	274,260	272,240	266,200	262,180	254,120	248,080	242,040
1.3:1	315,590	306,590	304,340	297,580	293,080	284,080	277,330	270,580	1.3:1	315,530	306,520	304,270	297,520	293,020	284,020	277,270	270,520
(4.5:1) ※1									(4.5:1) ※1								
1.6:1	223,540	217,160	215,570	210,790	207,600	201,220	196,440	191,660	1.6:1	223,500	217,120	215,530	210,740	207,560	201,180	196,400	191,610
※2 1.5:1	243,860	236,910	235,170	229,950	226,470	219,520	214,300	209,080	※2 1.5:1	243,810	236,860	235,120	229,900	226,420	219,470	214,250	209,030
1.4:1	268,250	260,600	258,680	252,950	249,120	241,470	235,730	229,990	1.4:1	268,200	260,540	258,630	252,890	249,070	241,420	235,680	229,940
1.3:1	298,060	289,550	287,430	281,050	276,800	268,300	261,920	255,550	1.3:1	298,000	289,490	287,370	280,990	276,740	268,240	261,860	255,490
(4:1) ※1									(4:1) ※1								
1.6:1	206,340	200,460	198,990	194,570	191,630	185,740	181,330	176,920	1.6:1	206,300	200,420	198,950	194,530	191,590	185,700	181,290	176,870
※2 1.5:1	223,540	217,160	215,570	210,790	207,600	201,220	196,440	191,660	※2 1.5:1	223,500	217,120	215,530	210,740	207,560	201,180	196,400	191,610
1.4:1	255,480	248,190	246,370	240,900	237,260	229,970	224,500	219,040	1.4:1	255,420	248,140	246,320	240,850	237,210	229,920	224,450	218,990
1.3:1	282,370	274,310	272,300	266,260	262,230	254,180	248,140	242,100	1.3:1	282,310	274,260	272,240	266,200	262,180	254,120	248,080	242,040
※1 少年に対する職員配置状況 ※2 1歳児に対する職員配置状況 ※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。									※1 少年に対する職員配置状況 ※2 1歳児に対する職員配置状況 ※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。								
(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価 (現員1人につき)									(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価 (現員1人につき)								
地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1) ※	円	円	円	円	円	円	円	円	(5.5:1) ※	円	円	円	円	円	円	円	円
1.6:1	173,060	168,130	166,890	163,190	160,720	155,780	152,080	148,380	1.6:1	173,030	168,090	166,860	163,150	160,690	155,750	152,050	148,350
(5:1) ※	162,570	157,940	156,780	153,300	150,980	146,340	142,870	139,390	(5:1) ※	162,540	157,900	156,740	153,270	150,950	146,310	142,830	139,350
(4.5:1) ※1	149,030	144,770	143,710	140,520	138,400	134,150	130,960	127,770	(4.5:1) ※1	149,000	144,740	143,680	140,490	138,370	134,120	130,930	127,740
(4:1) ※	134,120	130,300	129,340	126,470	124,560	120,730	117,860	114,990	(4:1) ※	134,100	130,270	129,310	126,440	124,530	120,710	117,840	114,970
※ 少年に対する職員配置状況									※ 少年に対する職員配置状況								

改正後									現行								
(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価 (現員1人につき)									(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価 (現員1人につき)								
地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)※1	円	円	円	円	円	円	円	円	(5.5:1)※1	円	円	円	円	円	円	円	円
4:01	36,740	35,690	35,430	34,650	34,120	33,070	32,290	31,500	4:01	36,740	35,690	35,430	34,640	34,110	33,070	32,280	31,490
※2 3.5:1	55,880	54,290	53,890	52,690	51,900	50,300	49,110	47,910	※2 3.5:1	55,870	54,280	53,880	52,680	51,890	50,290	49,100	47,900
3:01	81,280	78,970	78,390	76,650	75,490	73,170	71,430	69,690	3:01	81,270	78,950	78,370	76,630	75,470	73,150	71,410	69,680
(5:1)※1									(5:1)※1								
4:1	26,820	26,060	25,860	25,290	24,910	24,140	23,570	23,000	4:1	26,820	26,050	25,860	25,290	24,900	24,140	23,560	22,990
※2 3.5:1	46,250	44,930	44,600	43,610	42,950	41,630	40,640	39,650	※2 3.5:1	46,240	44,920	44,590	43,600	42,940	41,620	40,630	39,640
3:01	71,530	69,490	68,980	67,450	66,430	64,390	62,860	61,330	3:01	71,520	69,480	68,970	67,430	66,410	64,370	62,840	61,310
(4.5:1)※1									(4.5:1)※1								
4:01	14,900	14,470	14,370	14,050	13,840	13,410	13,090	12,770	4:01	14,900	14,470	14,360	14,050	13,830	13,410	13,090	12,770
※2 3.5:1	34,170	33,190	32,950	32,220	31,730	30,760	30,030	29,290	※2 3.5:1	34,160	33,190	32,940	32,210	31,720	30,750	30,020	29,290
3:01	59,610	57,910	57,480	56,210	55,360	53,660	52,380	51,110	3:01	59,600	57,900	57,470	56,190	55,340	53,640	52,370	51,090
(4:1)※1									(4:1)※1								
※2 3.5:1	19,160	18,610	18,470	18,060	17,790	17,240	16,830	16,420	※2 3.5:1	19,150	18,610	18,470	18,060	17,790	17,240	16,830	16,420
3:01	44,700	43,430	43,110	42,150	41,520	40,240	39,280	38,320	3:01	44,700	43,420	43,100	42,150	41,510	40,230	39,280	38,320
※1 少年に対する職員配置状況 ※2 3歳以上児に対する職員配置状況 ※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。									※1 少年に対する職員配置状況 ※2 3歳以上児に対する職員配置状況 ※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。								

改正後									現行								
(10) 里親支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設									(10) 里親支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	29,200	28,370	28,170	27,540	27,130	26,300	25,680	25,050	20人まで	29,200	28,370	28,160	27,540	27,120	26,290	25,670	25,050
21～25人	23,360	22,700	22,530	22,030	21,700	21,040	20,540	20,040	21～25人	23,360	22,690	22,530	22,030	21,700	21,030	20,540	20,040
26～30	19,470	18,910	18,780	18,360	18,080	17,530	17,120	16,700	26～30	19,460	18,910	18,770	18,360	18,080	17,530	17,110	16,700
31～35	16,690	16,210	16,090	15,740	15,500	15,030	14,670	14,310	31～35	16,680	16,210	16,090	15,730	15,500	15,020	14,670	14,310
36～40	14,600	14,180	14,080	13,770	13,560	13,150	12,840	12,520	36～40	14,600	14,180	14,080	13,770	13,560	13,140	12,830	12,520
41～45	12,980	12,610	12,520	12,240	12,050	11,690	11,410	11,130	41～45	12,970	12,610	12,510	12,240	12,050	11,680	11,410	11,130
46～50	11,680	11,350	11,260	11,010	10,850	10,520	10,270	10,020	46～50	11,680	11,340	11,260	11,010	10,850	10,510	10,270	10,020
51～55	10,620	10,310	10,240	10,010	9,860	9,560	9,330	9,110	51～55	10,610	10,310	10,240	10,010	9,860	9,560	9,330	9,110
56～60	9,730	9,450	9,390	9,180	9,040	8,760	8,560	8,350	56～60	9,730	9,450	9,380	9,180	9,040	8,760	8,550	8,350
61～65	8,980	8,730	8,660	8,470	8,340	8,090	7,900	7,710	61～65	8,980	8,730	8,660	8,470	8,340	8,090	7,900	7,700
66～70	8,340	8,100	8,040	7,870	7,750	7,510	7,330	7,150	66～70	8,340	8,100	8,040	7,860	7,750	7,510	7,330	7,150
71～75	7,780	7,560	7,510	7,340	7,230	7,010	6,840	6,680	71～75	7,780	7,560	7,510	7,340	7,230	7,010	6,840	6,680
76～80	7,300	7,090	7,040	6,880	6,780	6,570	6,420	6,260	76～80	7,300	7,090	7,040	6,880	6,780	6,570	6,410	6,260
81～85	6,870	6,670	6,620	6,480	6,380	6,180	6,040	5,890	81～85	6,870	6,670	6,620	6,480	6,380	6,180	6,040	5,890
86～90	6,490	6,300	6,260	6,120	6,030	5,840	5,700	5,560	86～90	6,480	6,300	6,250	6,120	6,020	5,840	5,700	5,560
91～95	6,140	5,970	5,930	5,800	5,710	5,530	5,400	5,270	91～95	6,140	5,970	5,920	5,790	5,710	5,530	5,400	5,270
96～100	5,840	5,670	5,630	5,510	5,420	5,260	5,130	5,010	96～100	5,840	5,670	5,630	5,500	5,420	5,250	5,130	5,010
101～105	5,560	5,400	5,360	5,240	5,160	5,010	4,890	4,770	101～105	5,560	5,400	5,360	5,240	5,160	5,000	4,890	4,770
106～110	5,310	5,160	5,120	5,000	4,930	4,780	4,660	4,550	106～110	5,310	5,150	5,120	5,000	4,930	4,780	4,660	4,550
111～115	5,080	4,930	4,890	4,790	4,710	4,570	4,460	4,350	111～115	5,070	4,930	4,890	4,790	4,710	4,570	4,460	4,350
116～120	4,860	4,730	4,690	4,590	4,520	4,380	4,280	4,170	116～120	4,860	4,720	4,690	4,590	4,520	4,380	4,270	4,170
121～125	4,670	4,540	4,500	4,400	4,340	4,200	4,100	4,000	121～125	4,670	4,540	4,500	4,400	4,340	4,200	4,100	4,000
126～130	4,490	4,360	4,330	4,230	4,170	4,040	3,950	3,850	126～130	4,490	4,360	4,330	4,230	4,170	4,040	3,950	3,850
131～135	4,320	4,200	4,170	4,080	4,020	3,890	3,800	3,710	131～135	4,320	4,200	4,170	4,080	4,010	3,890	3,800	3,710
136～140	4,170	4,050	4,020	3,930	3,870	3,750	3,660	3,580	136～140	4,170	4,050	4,020	3,930	3,870	3,750	3,660	3,570
141～145	4,020	3,910	3,880	3,800	3,740	3,620	3,540	3,450	141～145	4,020	3,910	3,880	3,790	3,740	3,620	3,540	3,450
146～150	3,890	3,780	3,750	3,670	3,610	3,500	3,420	3,340	146～150	3,890	3,780	3,750	3,670	3,610	3,500	3,420	3,340
151人以上	3,760	3,660	3,630	3,550	3,500	3,390	3,310	3,230	151人以上	3,760	3,660	3,630	3,550	3,500	3,390	3,310	3,230

改正後									現行								
イ 乳児院									イ 乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	58,410	56,750	56,340	55,090	54,260	52,600	51,360	50,110	10人まで	58,400	56,740	56,330	55,080	54,250	52,590	51,350	50,100
11～15人	38,940	37,830	37,560	36,730	36,170	35,070	34,240	33,410	11～15人	38,930	37,830	37,550	36,720	36,170	35,060	34,230	33,400
16～20	29,200	28,370	28,170	27,540	27,130	26,300	25,680	25,050	16～20	29,200	28,370	28,160	27,540	27,120	26,290	25,670	25,050
21～25	23,360	22,700	22,530	22,030	21,700	21,040	20,540	20,040	21～25	23,360	22,690	22,530	22,030	21,700	21,030	20,540	20,040
26～30	19,470	18,910	18,780	18,360	18,080	17,530	17,120	16,700	26～30	19,460	18,910	18,770	18,360	18,080	17,530	17,110	16,700
31～35	16,690	16,210	16,090	15,740	15,500	15,030	14,670	14,310	31～35	16,680	16,210	16,090	15,730	15,500	15,020	14,670	14,310
36～40	14,600	14,180	14,080	13,770	13,560	13,150	12,840	12,520	36～40	14,600	14,180	14,080	13,770	13,560	13,140	12,830	12,520
41～45	12,980	12,610	12,520	12,240	12,050	11,690	11,410	11,130	41～45	12,970	12,610	12,510	12,240	12,050	11,680	11,410	11,130
46～50	11,680	11,350	11,260	11,010	10,850	10,520	10,270	10,020	46～50	11,680	11,340	11,260	11,010	10,850	10,510	10,270	10,020
51～55	10,620	10,310	10,240	10,010	9,860	9,560	9,330	9,110	51～55	10,610	10,310	10,240	10,010	9,860	9,560	9,330	9,110
56～60	9,730	9,450	9,390	9,180	9,040	8,760	8,560	8,350	56～60	9,730	9,450	9,380	9,180	9,040	8,760	8,550	8,350
61～65	8,980	8,730	8,660	8,470	8,340	8,090	7,900	7,710	61～65	8,980	8,730	8,660	8,470	8,340	8,090	7,900	7,700
66～70	8,340	8,100	8,040	7,870	7,750	7,510	7,330	7,150	66～70	8,340	8,100	8,040	7,860	7,750	7,510	7,330	7,150
71～75	7,780	7,560	7,510	7,340	7,230	7,010	6,840	6,680	71～75	7,780	7,560	7,510	7,340	7,230	7,010	6,840	6,680
76～80	7,300	7,090	7,040	6,880	6,780	6,570	6,420	6,260	76～80	7,300	7,090	7,040	6,880	6,780	6,570	6,410	6,260
81～85	6,870	6,670	6,620	6,480	6,380	6,180	6,040	5,890	81～85	6,870	6,670	6,620	6,480	6,380	6,180	6,040	5,890
86～90	6,490	6,300	6,260	6,120	6,030	5,840	5,700	5,560	86～90	6,480	6,300	6,250	6,120	6,020	5,840	5,700	5,560
91人以上	6,140	5,970	5,930	5,800	5,710	5,530	5,400	5,270	91人以上	6,140	5,970	5,920	5,790	5,710	5,530	5,400	5,270

改正後									現行								
(11) 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価）									(11) 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価）								
ア 児童養護施設									ア 児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930	96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690	101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480	106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400	141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
イ 児童自立支援施設									イ 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	30人まで	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35人	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35人	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930	96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690	101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480	106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400	141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
ウ 乳児院									ウ 乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	57,620	55,960	55,550	54,300	53,470	51,810	50,570	49,320	10人まで	57,610	55,950	55,540	54,290	53,460	51,800	50,550	49,310
11～15人	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880	11～15人	38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
16～20	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	16～20	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91人以上	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91人以上	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190

改正後									現行								
エ 児童心理治療施設									エ 児童心理治療施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46人以上	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46人以上	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
オ 母子生活支援施設									オ 母子生活支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880	10世帯まで	38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
11～20世帯	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	11～20世帯	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	21～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	31～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	41～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
(12) 個別対応職員加算 (I) 分保護単価									(12) 個別対応職員加算分保護単価								
ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院									ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	64,020	62,180	61,720	60,330	59,410	57,570	56,180	54,800	1人につき	64,010	62,170	61,710	60,320	59,400	57,560	56,170	54,790

改正後									現行								
イ 母子生活支援施設									イ 母子生活支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880	10世帯まで	38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
11～20世帯	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	11～20世帯	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	21～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	31～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	41～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
<u>ウ 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）</u>									<u>(新規)</u>								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	96,040	93,270	92,580	90,500	89,120	86,350	84,280	82,200	6人まで	96,040	93,270	92,580	90,500	89,120	86,350	84,280	82,200
7～9	64,020	62,180	61,720	60,330	59,410	57,570	56,180	54,800	7～9	64,020	62,180	61,720	60,330	59,410	57,570	56,180	54,800
10～12	48,020	46,630	46,290	45,250	44,560	43,170	42,140	41,100	10～12	48,020	46,630	46,290	45,250	44,560	43,170	42,140	41,100
13～15	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880	13～15	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880
16～18	32,010	31,090	30,860	30,170	29,700	28,780	28,090	27,400	16～18	32,010	31,090	30,860	30,170	29,700	28,780	28,090	27,400
19人以上	30,320	29,450	29,230	28,580	28,140	27,270	26,610	25,960	19人以上	30,320	29,450	29,230	28,580	28,140	27,270	26,610	25,960
<u>エ ファミリーホーム</u>									<u>(新規)</u>								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	576,250	559,650	555,500	543,050	534,750	518,140	505,690	493,240	1施設当たり	576,250	559,650	555,500	543,050	534,750	518,140	505,690	493,240

改正後		現行
<u>(13) 個別対応職員加算 (II) 分保護単価</u>		<u>(新規)</u>
<u>ア 児童自立生活援助事業所 (児童自立生活援助事業所 I 型に限る。)</u>		
定員	月額	
	円	
1施設当たり	358,879	
<u>イ ファミリーホーム</u>		
定員	月額	
	円	
1施設当たり	358,879	

改正後									現行								
(14) 職業指導員加算分保護単価									(13) 職業指導員加算分保護単価								
ア 児童養護施設									ア 児童養護施設								
定員	地域区分								定員	地域区分							
	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他		20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	26,230	25,490	25,300	24,740	24,370	23,620	23,060	22,500	20人まで	26,230	25,480	25,290	24,740	24,360	23,620	23,060	22,500
21～25人	20,990	20,390	20,240	19,790	19,490	18,900	18,450	18,000	21～25人	20,980	20,380	20,230	19,790	19,490	18,890	18,440	18,000
26～30	17,490	16,990	16,870	16,490	16,240	15,750	15,370	15,000	26～30	17,480	16,990	16,860	16,490	16,240	15,740	15,370	15,000
31～35	14,990	14,560	14,460	14,140	13,920	13,500	13,180	12,860	31～35	14,980	14,560	14,450	14,130	13,920	13,490	13,170	12,850
36～40	13,110	12,740	12,650	12,370	12,180	11,810	11,530	11,250	36～40	13,110	12,740	12,650	12,370	12,180	11,810	11,530	11,250
41～45	11,660	11,320	11,240	10,990	10,830	10,500	10,250	10,000	41～45	11,650	11,320	11,240	10,990	10,830	10,490	10,240	10,000
46～50	10,490	10,190	10,120	9,890	9,740	9,450	9,220	9,000	46～50	10,490	10,190	10,120	9,890	9,740	9,440	9,220	9,000
51～55	9,540	9,260	9,200	8,990	8,860	8,590	8,380	8,180	51～55	9,530	9,260	9,200	8,990	8,860	8,580	8,380	8,180
56～60	8,740	8,490	8,430	8,240	8,120	7,870	7,680	7,500	56～60	8,740	8,490	8,430	8,240	8,120	7,870	7,680	7,500
61～65	8,070	7,840	7,780	7,610	7,490	7,270	7,090	6,920	61～65	8,070	7,840	7,780	7,610	7,490	7,260	7,090	6,920
66～70	7,490	7,280	7,230	7,070	6,960	6,750	6,590	6,430	66～70	7,490	7,280	7,220	7,060	6,960	6,740	6,580	6,420
71～75	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,300	6,150	6,000	71～75	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,290	6,150	6,000
76～80	6,550	6,370	6,320	6,180	6,090	5,900	5,760	5,620	76～80	6,550	6,370	6,320	6,180	6,090	5,900	5,760	5,620
81～85	6,170	5,990	5,950	5,820	5,730	5,550	5,420	5,290	81～85	6,170	5,990	5,950	5,820	5,730	5,550	5,420	5,290
86～90	5,830	5,660	5,620	5,490	5,410	5,250	5,120	5,000	86～90	5,820	5,660	5,620	5,490	5,410	5,240	5,120	5,000
91～95	5,520	5,360	5,320	5,200	5,130	4,970	4,850	4,730	91～95	5,520	5,360	5,320	5,200	5,130	4,970	4,850	4,730
96～100	5,240	5,090	5,060	4,940	4,870	4,720	4,610	4,500	96～100	5,240	5,090	5,060	4,940	4,870	4,720	4,610	4,500
101～105	4,990	4,850	4,820	4,710	4,640	4,500	4,390	4,280	101～105	4,990	4,850	4,810	4,710	4,640	4,490	4,390	4,280
106～110	4,770	4,630	4,600	4,490	4,430	4,290	4,190	4,090	106～110	4,760	4,630	4,600	4,490	4,430	4,290	4,190	4,090
111～115	4,560	4,430	4,400	4,300	4,230	4,100	4,010	3,910	111～115	4,560	4,430	4,400	4,300	4,230	4,100	4,010	3,910
116～120	4,370	4,240	4,210	4,120	4,060	3,930	3,840	3,750	116～120	4,370	4,240	4,210	4,120	4,060	3,930	3,840	3,750
121～125	4,190	4,070	4,040	3,950	3,900	3,780	3,690	3,600	121～125	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,690	3,600
126～130	4,030	3,920	3,890	3,800	3,750	3,630	3,540	3,460	126～130	4,030	3,920	3,890	3,800	3,740	3,630	3,540	3,460
131～135	3,880	3,770	3,740	3,660	3,610	3,500	3,410	3,330	131～135	3,880	3,770	3,740	3,660	3,610	3,490	3,410	3,330
136～140	3,740	3,640	3,610	3,530	3,480	3,370	3,290	3,210	136～140	3,740	3,640	3,610	3,530	3,480	3,370	3,290	3,210
141～145	3,610	3,510	3,490	3,410	3,360	3,250	3,180	3,100	141～145	3,610	3,510	3,490	3,410	3,360	3,250	3,180	3,100
146～150	3,490	3,390	3,370	3,290	3,250	3,150	3,070	3,000	146～150	3,490	3,390	3,370	3,290	3,250	3,140	3,070	3,000
151人以上	3,380	3,280	3,260	3,190	3,140	3,040	2,970	2,900	151人以上	3,380	3,280	3,260	3,190	3,140	3,040	2,970	2,900

改正後									現行								
イ 児童自立支援施設									イ 児童自立支援施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	18,420	17,890	<u>17,760</u>	17,360	17,090	16,560	<u>16,170</u>	<u>15,770</u>	30人まで	18,420	17,890	<u>17,750</u>	17,360	17,090	16,560	<u>16,160</u>	<u>15,750</u>
31～35人	15,790	15,330	15,220	14,880	14,650	<u>14,200</u>	<u>13,850</u>	13,510	31～35人	15,790	15,330	15,220	14,880	14,650	<u>14,190</u>	<u>13,850</u>	13,510
36～40	13,810	<u>13,420</u>	<u>13,320</u>	13,020	12,820	12,420	12,120	11,820	36～40	13,810	<u>13,410</u>	<u>13,310</u>	13,020	12,820	12,420	12,120	11,820
41～45	12,280	<u>11,930</u>	<u>11,840</u>	11,570	11,390	11,040	<u>10,780</u>	10,510	41～45	12,280	<u>11,920</u>	<u>11,830</u>	11,570	11,390	11,040	<u>10,770</u>	10,510
46～50	11,050	10,730	10,650	10,410	10,250	<u>9,940</u>	9,700	9,460	46～50	11,050	10,730	10,650	10,410	10,250	<u>9,930</u>	9,700	9,460
51～55	<u>10,050</u>	<u>9,760</u>	9,680	<u>9,470</u>	9,320	9,030	<u>8,820</u>	8,600	51～55	<u>10,040</u>	<u>9,750</u>	9,680	<u>9,460</u>	9,320	9,030	<u>8,810</u>	8,600
56～60	9,210	8,940	<u>8,880</u>	8,680	8,540	8,280	8,080	7,880	56～60	9,210	8,940	<u>8,870</u>	8,680	8,540	8,280	8,080	7,880
61～65	8,500	8,250	8,190	8,010	7,890	7,640	7,460	<u>7,280</u>	61～65	8,500	8,250	8,190	8,010	7,890	7,640	7,460	<u>7,270</u>
66～70	7,890	7,660	7,610	7,440	7,320	<u>7,100</u>	<u>6,930</u>	<u>6,760</u>	66～70	7,890	7,660	7,610	7,440	7,320	<u>7,090</u>	<u>6,920</u>	<u>6,750</u>
71～75	<u>7,370</u>	7,150	7,100	6,940	<u>6,840</u>	6,620	6,460	6,300	71～75	<u>7,360</u>	7,150	7,100	6,940	<u>6,830</u>	6,620	6,460	6,300
76～80	6,900	<u>6,710</u>	<u>6,660</u>	6,510	6,410	6,210	6,060	5,910	76～80	6,900	<u>6,700</u>	<u>6,650</u>	6,510	6,410	6,210	6,060	5,910
81～85	6,500	6,310	6,260	6,120	6,030	5,840	5,700	5,560	81～85	6,500	6,310	6,260	6,120	6,030	5,840	5,700	5,560
86～90	6,140	5,960	<u>5,920</u>	5,780	<u>5,700</u>	5,520	<u>5,390</u>	5,250	86～90	6,140	5,960	<u>5,910</u>	5,780	<u>5,690</u>	5,520	<u>5,380</u>	5,250
91～95	5,810	5,650	5,600	5,480	<u>5,400</u>	5,230	5,100	4,980	91～95	5,810	5,650	5,600	5,480	<u>5,390</u>	5,230	5,100	4,980
96～100	5,520	5,360	5,320	5,200	<u>5,130</u>	<u>4,970</u>	4,850	4,730	96～100	5,520	5,360	5,320	5,200	<u>5,120</u>	<u>4,960</u>	4,850	4,730
101～105	5,260	5,110	5,070	4,960	4,880	4,730	<u>4,620</u>	4,500	101～105	5,260	5,110	5,070	4,960	4,880	4,730	<u>4,610</u>	4,500
106～110	5,020	<u>4,880</u>	4,840	4,730	4,660	4,510	<u>4,410</u>	4,300	106～110	5,020	<u>4,870</u>	4,840	4,730	4,660	4,510	<u>4,400</u>	4,300
111～115	4,800	4,660	4,630	<u>4,530</u>	4,460	4,320	4,210	4,110	111～115	4,800	4,660	4,630	<u>4,520</u>	4,460	4,320	4,210	4,110
116～120	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	116～120	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
121～125	4,420	4,290	4,260	4,160	4,100	3,970	3,880	3,780	121～125	4,420	4,290	4,260	4,160	4,100	3,970	3,880	3,780
126～130	4,250	4,120	4,090	4,000	3,940	3,820	3,730	<u>3,640</u>	126～130	4,250	4,120	4,090	4,000	3,940	3,820	3,730	<u>3,630</u>
131～135	4,090	3,970	3,940	3,850	<u>3,800</u>	3,680	3,590	3,500	131～135	4,090	3,970	3,940	3,850	<u>3,790</u>	3,680	3,590	3,500
136～140	3,940	3,830	3,800	3,720	3,660	3,550	3,460	<u>3,380</u>	136～140	3,940	3,830	3,800	3,720	3,660	3,550	3,460	<u>3,370</u>
141～145	3,810	3,700	3,670	3,590	3,530	3,420	3,340	3,260	141～145	3,810	3,700	3,670	3,590	3,530	3,420	3,340	3,260
146～150	3,680	3,570	3,550	3,470	<u>3,420</u>	3,310	3,230	3,150	146～150	3,680	3,570	3,550	3,470	<u>3,410</u>	3,310	3,230	3,150
151人以上	3,560	3,460	3,430	3,360	3,300	3,200	<u>3,130</u>	3,050	151人以上	3,560	3,460	3,430	3,360	3,300	3,200	<u>3,120</u>	3,050

改正後									現行								
(15) 看護師加算分保護単価									(14) 看護師加算分保護単価								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	25,780	24,960	24,750	24,130	23,720	22,890	22,270	21,660	20人まで	25,780	24,950	24,750	24,130	23,710	22,890	22,270	21,650
21～25人	20,630	19,970	19,800	19,310	18,970	18,310	17,820	17,320	21～25人	20,620	19,960	19,800	19,300	18,970	18,310	17,810	17,320
26～30	17,190	16,640	16,500	16,090	15,810	15,260	14,850	14,440	26～30	17,180	16,630	16,500	16,080	15,810	15,260	14,840	14,430
31～35	14,730	14,260	14,140	13,790	13,550	13,080	12,730	12,370	31～35	14,730	14,260	14,140	13,790	13,550	13,080	12,720	12,370
36～40	12,890	12,480	12,370	12,060	11,860	11,440	11,140	10,830	36～40	12,890	12,470	12,370	12,060	11,850	11,440	11,130	10,820
41～45	11,460	11,090	11,000	10,720	10,540	10,170	9,900	9,620	41～45	11,450	11,090	11,000	10,720	10,540	10,170	9,890	9,620
46～50	10,310	9,980	9,900	9,650	9,490	9,150	8,910	8,660	46～50	10,310	9,980	9,900	9,650	9,480	9,150	8,910	8,660
51～55	9,370	9,070	9,000	8,770	8,620	8,320	8,100	7,870	51～55	9,370	9,070	9,000	8,770	8,620	8,320	8,100	7,870
56～60	8,590	8,320	8,250	8,040	7,900	7,630	7,420	7,220	56～60	8,590	8,310	8,250	8,040	7,900	7,630	7,420	7,210
61～65	7,930	7,680	7,610	7,420	7,300	7,040	6,850	6,660	61～65	7,930	7,670	7,610	7,420	7,290	7,040	6,850	6,660
66～70	7,360	7,130	7,070	6,890	6,770	6,540	6,360	6,180	66～70	7,360	7,130	7,070	6,890	6,770	6,540	6,360	6,180
71～75	6,870	6,650	6,600	6,430	6,320	6,100	5,940	5,770	71～75	6,870	6,650	6,600	6,430	6,320	6,100	5,940	5,770
76～80	6,440	6,240	6,180	6,030	5,930	5,720	5,570	5,410	76～80	6,440	6,230	6,180	6,030	5,930	5,720	5,560	5,410
81～85	6,060	5,870	5,820	5,670	5,580	5,380	5,240	5,090	81～85	6,060	5,870	5,820	5,670	5,580	5,380	5,240	5,090
86～90	5,730	5,540	5,500	5,360	5,270	5,080	4,950	4,810	86～90	5,730	5,540	5,500	5,360	5,270	5,080	4,950	4,810
91～95	5,420	5,250	5,210	5,080	4,990	4,820	4,690	4,560	91～95	5,420	5,250	5,210	5,080	4,990	4,820	4,680	4,550
96～100	5,150	4,990	4,950	4,820	4,740	4,580	4,450	4,330	96～100	5,150	4,990	4,950	4,820	4,740	4,570	4,450	4,330
101～105	4,910	4,750	4,710	4,590	4,510	4,360	4,240	4,120	101～105	4,910	4,750	4,710	4,590	4,510	4,360	4,240	4,120
106～110	4,680	4,530	4,500	4,380	4,310	4,160	4,050	3,930	106～110	4,680	4,530	4,500	4,380	4,310	4,160	4,050	3,930
111～115	4,480	4,340	4,300	4,190	4,120	3,980	3,870	3,760	111～115	4,480	4,340	4,300	4,190	4,120	3,980	3,870	3,760
116～120	4,290	4,160	4,120	4,020	3,950	3,810	3,710	3,610	116～120	4,290	4,160	4,120	4,020	3,950	3,810	3,710	3,600
121～125	4,120	3,990	3,960	3,860	3,790	3,660	3,560	3,460	121～125	4,120	3,990	3,960	3,860	3,790	3,660	3,560	3,460
126～130	3,960	3,840	3,800	3,710	3,650	3,520	3,420	3,330	126～130	3,960	3,840	3,800	3,710	3,640	3,520	3,420	3,330
131～135	3,820	3,690	3,660	3,570	3,510	3,390	3,300	3,200	131～135	3,820	3,690	3,660	3,570	3,510	3,390	3,300	3,200
136～140	3,680	3,560	3,530	3,440	3,380	3,270	3,180	3,090	136～140	3,680	3,560	3,530	3,440	3,380	3,270	3,180	3,090
141～145	3,550	3,440	3,410	3,320	3,270	3,150	3,070	2,980	141～145	3,550	3,440	3,410	3,320	3,270	3,150	3,070	2,980
146～150	3,430	3,320	3,300	3,210	3,160	3,050	2,970	2,880	146～150	3,430	3,320	3,300	3,210	3,160	3,050	2,970	2,880
151人以上	3,320	3,220	3,190	3,110	3,060	2,950	2,870	2,790	151人以上	3,320	3,220	3,190	3,110	3,060	2,950	2,870	2,790

改正後										現行									
(16) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価										(15) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価									
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他		地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	34,980	33,980	33,730	32,990	32,490	31,500	30,750	30,000		10世帯まで	34,970	33,980	33,730	32,980	32,480	31,490	30,740	30,000	
11～20世帯	26,230	25,490	25,300	24,740	24,370	23,620	23,060	22,500		11～20世帯	26,230	25,480	25,290	24,740	24,360	23,620	23,060	22,500	
21～30	17,490	16,990	16,870	16,490	16,240	15,750	15,370	15,000		21～30	17,480	16,990	16,860	16,490	16,240	15,740	15,370	15,000	
31～40	15,740	15,290	15,180	14,840	14,620	14,170	13,840	13,500		31～40	15,730	15,290	15,170	14,840	14,620	14,170	13,830	13,500	
41～50	13,990	13,590	13,490	13,190	12,990	12,600	12,300	12,000		41～50	13,990	13,590	13,490	13,190	12,990	12,590	12,290	12,000	
51世帯以上	12,240	11,890	11,800	11,540	11,370	11,020	10,760	10,500		51世帯以上	12,240	11,890	11,800	11,540	11,370	11,020	10,760	10,500	
(17) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価										(16) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価									
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他		地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10 世 帯	58,050	56,310	55,870	54,570	53,700	51,970	50,680	49,360	48,000	10 世 帯	58,040	56,300	55,860	54,560	53,690	51,960	50,650	49,350	48,000
20 世 帯	29,020	28,150	27,940	27,280	26,850	25,980	25,330	24,680	24,000	20 世 帯	29,020	28,150	27,930	27,280	26,840	25,980	25,320	24,670	24,000
30 世 帯	19,350	18,770	18,620	18,190	17,900	17,320	16,880	16,450	16,000	30 世 帯	19,340	18,760	18,620	18,180	17,890	17,320	16,880	16,450	16,000
31 ～ 40	14,510	14,070	13,970	13,640	13,420	12,990	12,660	12,340	12,000	31 ～ 40	14,510	14,070	13,960	13,640	13,420	12,990	12,660	12,330	12,000
41 ～ 50	11,610	11,260	11,170	10,910	10,740	10,390	10,130	9,870	9,600	41 ～ 50	11,600	11,260	11,170	10,910	10,730	10,390	10,130	9,870	9,600
51世帯以上	9,670	9,380	9,310	9,090	8,950	8,660	8,440	8,220	8,000	51世帯以上	9,670	9,380	9,310	9,090	8,950	8,660	8,440	8,220	8,000
(18) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価										(17) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価									
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他		地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10 世 帯	55,680	54,020	53,610	52,360	51,530	49,870	48,630	47,380	46,000	10 世 帯	55,670	54,010	53,600	52,350	51,520	49,860	48,620	47,370	46,000
11 ～ 20	27,840	27,010	26,800	26,180	25,760	24,930	24,310	23,690	23,000	11 ～ 20	27,830	27,000	26,800	26,170	25,760	24,930	24,310	23,680	23,000
21 ～ 30	18,560	18,010	17,870	17,450	17,180	16,620	16,210	15,790	15,400	21 ～ 30	18,550	18,000	17,860	17,450	17,170	16,620	16,200	15,790	15,400
31 ～ 40	13,920	13,500	13,400	13,090	12,880	12,470	12,150	11,840	11,500	31 ～ 40	13,920	13,500	13,400	13,090	12,880	12,460	12,150	11,840	11,500
41 ～ 50	12,530	12,150	12,060	11,780	11,590	11,220	10,940	10,660	10,400	41 ～ 50	12,520	12,150	12,060	11,780	11,590	11,220	10,940	10,660	10,400
51世帯以上	11,130	10,800	10,720	10,470	10,300	9,970	9,720	9,470	9,200	51世帯以上	11,130	10,800	10,720	10,470	10,300	9,970	9,720	9,470	9,200

改正後									現行								
(19) 小規模グループケア加算分保護単価									(18) 小規模グループケア加算分保護単価								
ア 児童養護施設									ア 児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	34,611	33,780	33,570	32,950	32,540	31,710	31,080	30,460	20人まで	34,630	33,800	33,590	32,970	32,560	31,730	31,100	30,480
21～25人	27,690	27,020	26,860	26,360	26,030	25,360	24,870	24,370	21～25人	27,700	27,040	26,870	26,380	26,040	25,380	24,880	24,380
26～30	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310	26～30	23,090	22,530	22,390	21,980	21,700	21,150	20,730	20,320
31～35	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400	31～35	19,790	19,310	19,190	18,840	18,600	18,130	17,770	17,420
36～40	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230	36～40	17,310	16,900	16,790	16,480	16,280	15,860	15,550	15,240
41～45	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540	41～45	15,390	15,020	14,930	14,650	14,470	14,100	13,820	13,540
46～50	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180	46～50	13,850	13,520	13,430	13,190	13,020	12,690	12,440	12,190
51～55	12,580	12,280	12,210	11,980	11,830	11,530	11,300	11,070	51～55	12,590	12,290	12,210	11,990	11,840	11,530	11,310	11,080
56～60	11,530	11,260	11,190	10,980	10,840	10,570	10,360	10,150	56～60	11,540	11,260	11,200	10,990	10,850	10,570	10,370	10,160
61～65	10,650	10,390	10,330	10,140	10,010	9,750	9,560	9,370	61～65	10,650	10,400	10,330	10,140	10,010	9,760	9,570	9,380
66～70	9,890	9,650	9,590	9,410	9,290	9,060	8,880	8,700	66～70	9,890	9,650	9,590	9,420	9,300	9,060	8,880	8,710
71～75	9,230	9,010	8,950	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120	71～75	9,230	9,010	8,950	8,790	8,680	8,460	8,290	8,120
76～80	8,650	8,440	8,390	8,230	8,130	7,920	7,770	7,610	76～80	8,650	8,450	8,390	8,240	8,140	7,930	7,770	7,620
81～85	8,140	7,940	7,900	7,750	7,650	7,460	7,310	7,160	81～85	8,140	7,950	7,900	7,750	7,660	7,460	7,310	7,170
86～90	7,690	7,500	7,460	7,320	7,230	7,040	6,900	6,770	86～90	7,690	7,510	7,460	7,320	7,230	7,050	6,910	6,770
91～95	7,280	7,110	7,060	6,930	6,850	6,670	6,540	6,410	91～95	7,290	7,110	7,070	6,940	6,850	6,680	6,540	6,410
96～100	6,920	6,750	6,710	6,590	6,500	6,340	6,210	6,090	96～100	6,920	6,760	6,720	6,590	6,510	6,340	6,220	6,090
101～105	6,590	6,430	6,390	6,270	6,190	6,040	5,920	5,800	101～105	6,590	6,430	6,390	6,280	6,200	6,040	5,920	5,800
106～110	6,290	6,140	6,100	5,990	5,910	5,760	5,650	5,530	106～110	6,290	6,140	6,100	5,990	5,920	5,760	5,650	5,540
111～115	6,020	5,870	5,830	5,730	5,650	5,510	5,400	5,290	111～115	6,020	5,870	5,840	5,730	5,660	5,510	5,400	5,300
116～120	5,760	5,630	5,590	5,490	5,420	5,280	5,180	5,070	116～120	5,770	5,630	5,590	5,490	5,420	5,280	5,180	5,080
121～125	5,530	5,400	5,370	5,270	5,200	5,070	4,970	4,870	121～125	5,540	5,400	5,370	5,270	5,200	5,070	4,970	4,870
126～130	5,320	5,190	5,160	5,070	5,000	4,870	4,780	4,680	126～130	5,320	5,200	5,160	5,070	5,010	4,880	4,780	4,690
131～135	5,120	5,000	4,970	4,880	4,820	4,690	4,600	4,510	131～135	5,130	5,000	4,970	4,880	4,820	4,700	4,600	4,510
136～140	4,940	4,820	4,790	4,700	4,640	4,530	4,440	4,350	136～140	4,940	4,830	4,800	4,710	4,650	4,530	4,440	4,350
141～145	4,770	4,660	4,630	4,540	4,480	4,370	4,280	4,200	141～145	4,770	4,660	4,630	4,540	4,490	4,370	4,290	4,200
146～150	4,610	4,500	4,470	4,390	4,330	4,220	4,140	4,060	146～150	4,610	4,500	4,480	4,390	4,340	4,230	4,140	4,060
151人以上	4,460	4,360	4,330	4,250	4,190	4,090	4,010	3,930	151人以上	4,460	4,360	4,330	4,250	4,200	4,090	4,010	3,930

改正後									現行										
イ 児童自立支援施設									イ 児童自立支援施設										
定員	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	定員	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで		23,071	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310	30人まで		23,090	22,530	22,390	21,980	21,700	21,150	20,730	20,320
31～35人		19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400	31～35人		19,790	19,310	19,190	18,840	18,600	18,130	17,770	17,420
36～40		17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230	36～40		17,310	16,900	16,790	16,480	16,280	15,860	15,550	15,240
41～45		15,381	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540	41～45		15,390	15,020	14,930	14,650	14,470	14,100	13,820	13,540
46～50		13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180	46～50		13,850	13,520	13,430	13,190	13,020	12,690	12,440	12,190
51～55		12,581	12,280	12,210	11,980	11,830	11,530	11,300	11,070	51～55		12,590	12,290	12,210	11,990	11,840	11,530	11,310	11,080
56～60		11,531	11,260	11,190	10,980	10,840	10,570	10,360	10,150	56～60		11,540	11,260	11,200	10,990	10,850	10,570	10,370	10,160
61～65		10,650	10,390	10,330	10,140	10,010	9,750	9,560	9,370	61～65		10,650	10,400	10,330	10,140	10,010	9,760	9,570	9,380
66～70		9,890	9,650	9,590	9,410	9,290	9,060	8,880	8,700	66～70		9,890	9,650	9,590	9,420	9,300	9,060	8,880	8,710
71～75		9,230	9,010	8,950	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120	71～75		9,230	9,010	8,950	8,790	8,680	8,460	8,290	8,120
76～80		8,650	8,440	8,390	8,230	8,130	7,920	7,770	7,610	76～80		8,650	8,450	8,390	8,240	8,140	7,930	7,770	7,620
81～85		8,140	7,940	7,900	7,750	7,650	7,460	7,310	7,160	81～85		8,140	7,950	7,900	7,750	7,660	7,460	7,310	7,170
86～90		7,690	7,500	7,460	7,320	7,230	7,040	6,900	6,770	86～90		7,690	7,510	7,460	7,320	7,230	7,050	6,910	6,770
91～95		7,281	7,110	7,060	6,930	6,850	6,670	6,540	6,410	91～95		7,290	7,110	7,070	6,940	6,850	6,680	6,540	6,410
96～100		6,920	6,750	6,710	6,590	6,500	6,340	6,210	6,090	96～100		6,920	6,760	6,720	6,590	6,510	6,340	6,220	6,090
101～105		6,590	6,430	6,390	6,270	6,190	6,040	5,920	5,800	101～105		6,590	6,430	6,390	6,280	6,200	6,040	5,920	5,800
106～110		6,290	6,140	6,100	5,990	5,910	5,760	5,650	5,530	106～110		6,290	6,140	6,100	5,990	5,920	5,760	5,650	5,540
111～115		6,020	5,870	5,830	5,730	5,650	5,510	5,400	5,290	111～115		6,020	5,870	5,840	5,730	5,660	5,510	5,400	5,300
116～120		5,761	5,630	5,590	5,490	5,420	5,280	5,180	5,070	116～120		5,770	5,630	5,590	5,490	5,420	5,280	5,180	5,080
121～125		5,531	5,400	5,370	5,270	5,200	5,070	4,970	4,870	121～125		5,540	5,400	5,370	5,270	5,200	5,070	4,970	4,870
126～130		5,320	5,190	5,160	5,070	5,000	4,870	4,780	4,680	126～130		5,320	5,200	5,160	5,070	5,010	4,880	4,780	4,690
131～135		5,121	5,000	4,970	4,880	4,820	4,690	4,600	4,510	131～135		5,130	5,000	4,970	4,880	4,820	4,700	4,600	4,510
136～140		4,940	4,820	4,790	4,700	4,640	4,530	4,440	4,350	136～140		4,940	4,830	4,800	4,710	4,650	4,530	4,440	4,350
141～145		4,770	4,660	4,630	4,540	4,480	4,370	4,280	4,200	141～145		4,770	4,660	4,630	4,540	4,490	4,370	4,290	4,200
146～150		4,610	4,500	4,470	4,390	4,330	4,220	4,140	4,060	146～150		4,610	4,500	4,480	4,390	4,340	4,230	4,140	4,060
151人以上		4,460	4,360	4,330	4,250	4,190	4,090	4,010	3,930	151人以上		4,460	4,360	4,330	4,250	4,200	4,090	4,010	3,930

改正後									現行								
ウ 乳児院									ウ 乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	69,230	67,570	67,150	65,910	65,080	63,420	62,170	60,930	10人まで	69,270	67,610	67,190	65,940	65,110	63,450	62,210	60,960
11～15人	46,150	45,040	44,770	43,940	43,380	42,280	41,450	40,620	11～15人	46,180	45,070	44,790	43,960	43,410	42,300	41,470	40,640
16～20	34,610	33,780	33,570	32,950	32,540	31,710	31,080	30,460	16～20	34,630	33,800	33,590	32,970	32,560	31,730	31,100	30,480
21～25	27,690	27,020	26,860	26,360	26,030	25,360	24,870	24,370	21～25	27,700	27,040	26,870	26,380	26,040	25,380	24,880	24,380
26～30	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310	26～30	23,090	22,530	22,390	21,980	21,700	21,150	20,730	20,320
31～35	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400	31～35	19,790	19,310	19,190	18,840	18,600	18,130	17,770	17,420
36～40	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230	36～40	17,310	16,900	16,790	16,480	16,280	15,860	15,550	15,240
41～45	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540	41～45	15,390	15,020	14,930	14,650	14,470	14,100	13,820	13,540
46～50	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180	46～50	13,850	13,520	13,430	13,190	13,020	12,690	12,440	12,190
51～55	12,580	12,280	12,210	11,980	11,830	11,530	11,300	11,070	51～55	12,590	12,290	12,210	11,990	11,840	11,530	11,310	11,080
56～60	11,530	11,260	11,190	10,980	10,840	10,570	10,360	10,150	56～60	11,540	11,260	11,200	10,990	10,850	10,570	10,370	10,160
61～65	10,650	10,390	10,330	10,140	10,010	9,750	9,580	9,370	61～65	10,650	10,400	10,330	10,140	10,010	9,760	9,570	9,380
66～70	9,890	9,650	9,590	9,410	9,290	9,060	8,880	8,700	66～70	9,890	9,650	9,590	9,420	9,300	9,060	8,880	8,710
71～75	9,230	9,010	8,950	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120	71～75	9,230	9,010	8,950	8,790	8,680	8,460	8,290	8,120
76～80	8,650	8,440	8,390	8,230	8,130	7,920	7,770	7,610	76～80	8,650	8,450	8,390	8,240	8,140	7,930	7,770	7,620
81～85	8,140	7,940	7,900	7,750	7,650	7,460	7,310	7,160	81～85	8,140	7,950	7,900	7,750	7,660	7,460	7,310	7,170
86～90	7,690	7,500	7,460	7,320	7,230	7,040	6,900	6,770	86～90	7,690	7,510	7,460	7,320	7,230	7,050	6,910	6,770
91人以上	7,280	7,110	7,060	6,930	6,850	6,670	6,540	6,410	91人以上	7,290	7,110	7,070	6,940	6,850	6,680	6,540	6,410
エ 児童心理治療施設									エ 児童心理治療施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	34,610	33,780	33,570	32,950	32,540	31,710	31,080	30,460	20人まで	34,630	33,800	33,590	32,970	32,560	31,730	31,100	30,480
21～25人	27,690	27,020	26,860	26,360	26,030	25,360	24,870	24,370	21～25人	27,700	27,040	26,870	26,380	26,040	25,380	24,880	24,380
26～30	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310	26～30	23,090	22,530	22,390	21,980	21,700	21,150	20,730	20,320
31～35	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400	31～35	19,790	19,310	19,190	18,840	18,600	18,130	17,770	17,420
36～40	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230	36～40	17,310	16,900	16,790	16,480	16,280	15,860	15,550	15,240
41～45	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540	41～45	15,390	15,020	14,930	14,650	14,470	14,100	13,820	13,540
46人以上	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180	46人以上	13,850	13,520	13,430	13,190	13,020	12,690	12,440	12,190

改正後									現行								
(20) 家庭支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設									(19) 家庭支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設								
定員	地域区分								定員	地域区分							
	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他		20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930	96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690	101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480	106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400	141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
イ 児童自立支援施設									イ 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	30人まで	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35人	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35人	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930	96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690	101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480	106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400	141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
ウ 乳児院									ウ 乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	57,620	55,960	55,550	54,300	53,470	51,810	50,570	49,320	10人まで	57,610	55,950	55,540	54,290	53,450	51,800	50,550	49,310
11～15人	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880	11～15人	38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
16～20	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	16～20	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91人以上	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91人以上	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
エ 児童心理治療施設									エ 児童心理治療施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46人以上	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46人以上	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860

改正後

現行

(21) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)

(20) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)

ア 児童養護施設

イ 児童自立支援施設

ア 児童養護施設

イ 児童自立支援施設

(常勤の非常勤職員)

(常勤の非常勤職員)

(常勤の非常勤職員)

(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	14,320
21 ~ 25人	11,450
26 ~ 30	9,540
31 ~ 35	8,180
36 ~ 40	7,160
41 ~ 45	6,360
46 ~ 50	5,720
51 ~ 55	5,200
56 ~ 60	4,770
61 ~ 65	4,400
66 ~ 70	4,090
71 ~ 75	3,810
76 ~ 80	3,580
81 ~ 85	3,370
86 ~ 90	3,180
91 ~ 95	3,010
96 ~ 100	2,860
101 ~ 105	2,720
106 ~ 110	2,600
111 ~ 115	2,490
116 ~ 120	2,380
121 ~ 125	2,290
126 ~ 130	2,200
131 ~ 135	2,120
136 ~ 140	2,040
141 ~ 145	1,970
146 ~ 150	1,900
151人以上	1,840

定員	月額
	円
30人まで	9,540
31 ~ 35人	8,180
36 ~ 40	7,160
41 ~ 45	6,360
46 ~ 50	5,720
51 ~ 55	5,200
56 ~ 60	4,770
61 ~ 65	4,400
66 ~ 70	4,090
71 ~ 75	3,810
76 ~ 80	3,580
81 ~ 85	3,370
86 ~ 90	3,180
91 ~ 95	3,010
96 ~ 100	2,860
101 ~ 105	2,720
106 ~ 110	2,600
111 ~ 115	2,490
116 ~ 120	2,380
121 ~ 125	2,290
126 ~ 130	2,200
131 ~ 135	2,120
136 ~ 140	2,040
141 ~ 145	1,970
146 ~ 150	1,900
151人以上	1,840

定員	月額
	円
20人まで	14,310
21 ~ 25人	11,450
26 ~ 30	9,540
31 ~ 35	8,180
36 ~ 40	7,150
41 ~ 45	6,360
46 ~ 50	5,720
51 ~ 55	5,200
56 ~ 60	4,770
61 ~ 65	4,400
66 ~ 70	4,090
71 ~ 75	3,810
76 ~ 80	3,570
81 ~ 85	3,360
86 ~ 90	3,180
91 ~ 95	3,010
96 ~ 100	2,860
101 ~ 105	2,720
106 ~ 110	2,600
111 ~ 115	2,490
116 ~ 120	2,380
121 ~ 125	2,290
126 ~ 130	2,200
131 ~ 135	2,120
136 ~ 140	2,040
141 ~ 145	1,970
146 ~ 150	1,900
151人以上	1,840

定員	月額
	円
30人まで	9,540
31 ~ 35人	8,180
36 ~ 40	7,150
41 ~ 45	6,360
46 ~ 50	5,720
51 ~ 55	5,200
56 ~ 60	4,770
61 ~ 65	4,400
66 ~ 70	4,090
71 ~ 75	3,810
76 ~ 80	3,570
81 ~ 85	3,360
86 ~ 90	3,180
91 ~ 95	3,010
96 ~ 100	2,860
101 ~ 105	2,720
106 ~ 110	2,600
111 ~ 115	2,490
116 ~ 120	2,380
121 ~ 125	2,290
126 ~ 130	2,200
131 ~ 135	2,120
136 ~ 140	2,040
141 ~ 145	1,970
146 ~ 150	1,900
151人以上	1,840

改正後		現行					
ウ 乳児院 (常勤的非常勤職員)		エ 母子生活支援施設 (常勤的非常勤職員)		ウ 乳児院 (常勤的非常勤職員)		エ 母子生活支援施設 (常勤的非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
10人まで	28,640	10世帯まで	28,640	10人まで	28,630	10世帯まで	28,630
11 ~ 15人	19,090	11 ~ 20世帯	14,320	11 ~ 15人	19,080	11 ~ 20世帯	14,310
16 ~ 20	14,320	21 ~ 30	9,540	16 ~ 20	14,310	21 ~ 30	9,540
21 ~ 25	11,450	31 ~ 40	7,160	21 ~ 25	11,450	31 ~ 40	7,150
26 ~ 30	9,540	41 ~ 50	5,720	26 ~ 30	9,540	41 ~ 50	5,720
31 ~ 35	8,180	51世帯以上	4,770	31 ~ 35	8,180	51世帯以上	4,770
36 ~ 40	7,160			36 ~ 40	7,150		
41 ~ 45	6,360			41 ~ 45	6,360		
46 ~ 50	5,720			46 ~ 50	5,720		
51 ~ 55	5,200			51 ~ 55	5,200		
56 ~ 60	4,770			56 ~ 60	4,770		
61 ~ 65	4,400			61 ~ 65	4,400		
66 ~ 70	4,090			66 ~ 70	4,090		
71 ~ 75	3,810			71 ~ 75	3,810		
76 ~ 80	3,580			76 ~ 80	3,570		
81 ~ 85	3,370			81 ~ 85	3,360		
86 ~ 90	3,180			86 ~ 90	3,180		
91人以上	3,010			91人以上	3,010		

改正後		改正後		現行		現行	
オ 児童養護施設 (非常勤職員)		カ 児童自立支援施設 (非常勤職員)		オ 児童養護施設 (非常勤職員)		カ 児童自立支援施設 (非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
20人まで	9,220	30人まで	6,150	20人まで	9,220	30人まで	6,140
21 ~ 25人	7,380	31 ~ 35人	5,270	21 ~ 25人	7,370	31 ~ 35人	5,270
26 ~ 30	6,150	36 ~ 40	4,610	26 ~ 30	6,140	36 ~ 40	4,610
31 ~ 35	5,270	41 ~ 45	4,100	31 ~ 35	5,270	41 ~ 45	4,090
36 ~ 40	4,610	46 ~ 50	3,690	36 ~ 40	4,610	46 ~ 50	3,680
41 ~ 45	4,100	51 ~ 55	3,350	41 ~ 45	4,090	51 ~ 55	3,350
46 ~ 50	3,690	56 ~ 60	3,070	46 ~ 50	3,680	56 ~ 60	3,070
51 ~ 55	3,350	61 ~ 65	2,830	51 ~ 55	3,350	61 ~ 65	2,830
56 ~ 60	3,070	66 ~ 70	2,630	56 ~ 60	3,070	66 ~ 70	2,630
61 ~ 65	2,830	71 ~ 75	2,460	61 ~ 65	2,830	71 ~ 75	2,460
66 ~ 70	2,630	76 ~ 80	2,300	66 ~ 70	2,630	76 ~ 80	2,300
71 ~ 75	2,460	81 ~ 85	2,170	71 ~ 75	2,460	81 ~ 85	2,170
76 ~ 80	2,300	86 ~ 90	2,050	76 ~ 80	2,300	86 ~ 90	2,050
81 ~ 85	2,170	91 ~ 95	1,940	81 ~ 85	2,170	91 ~ 95	1,940
86 ~ 90	2,050	96 ~ 100	1,840	86 ~ 90	2,050	96 ~ 100	1,840
91 ~ 95	1,940	101 ~ 105	1,750	91 ~ 95	1,940	101 ~ 105	1,750
96 ~ 100	1,840	106 ~ 110	1,670	96 ~ 100	1,840	106 ~ 110	1,670
101 ~ 105	1,750	111 ~ 115	1,600	101 ~ 105	1,750	111 ~ 115	1,600
106 ~ 110	1,670	116 ~ 120	1,530	106 ~ 110	1,670	116 ~ 120	1,530
111 ~ 115	1,600	121 ~ 125	1,470	111 ~ 115	1,600	121 ~ 125	1,470
116 ~ 120	1,530	126 ~ 130	1,420	116 ~ 120	1,530	126 ~ 130	1,410
121 ~ 125	1,470	131 ~ 135	1,360	121 ~ 125	1,470	131 ~ 135	1,360
126 ~ 130	1,420	136 ~ 140	1,310	126 ~ 130	1,410	136 ~ 140	1,310
131 ~ 135	1,360	141 ~ 145	1,270	131 ~ 135	1,360	141 ~ 145	1,270
136 ~ 140	1,310	146 ~ 150	1,230	136 ~ 140	1,310	146 ~ 150	1,230
141 ~ 145	1,270	151人以上	1,190	141 ~ 145	1,270	151人以上	1,190
146 ~ 150	1,230			146 ~ 150	1,230		
151人以上	1,190			151人以上	1,190		

改正後		現行					
キ 乳児院 (非常勤職員)		ク 母子生活支援施設 (非常勤職員)		キ 乳児院 (非常勤職員)		ク 母子生活支援施設 (非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
10人まで	18,450	10世帯まで	18,450	10人まで	18,440	10世帯まで	18,440
11 ~ 15人	12,300	11 ~ 20世帯	9,220	11 ~ 15人	12,290	11 ~ 20世帯	9,220
16 ~ 20	9,220	21 ~ 30	6,150	16 ~ 20	9,220	21 ~ 30	6,140
21 ~ 25	7,380	31 ~ 40	4,610	21 ~ 25	7,370	31 ~ 40	4,610
26 ~ 30	6,150	41 ~ 50	3,690	26 ~ 30	6,140	41 ~ 50	3,680
31 ~ 35	5,270	51世帯以上	3,070	31 ~ 35	5,270	51世帯以上	3,070
36 ~ 40	4,610			36 ~ 40	4,610		
41 ~ 45	4,100			41 ~ 45	4,090		
46 ~ 50	3,690			46 ~ 50	3,680		
51 ~ 55	3,350			51 ~ 55	3,350		
56 ~ 60	3,070			56 ~ 60	3,070		
61 ~ 65	2,830			61 ~ 65	2,830		
66 ~ 70	2,630			66 ~ 70	2,630		
71 ~ 75	2,460			71 ~ 75	2,460		
76 ~ 80	2,300			76 ~ 80	2,300		
81 ~ 85	2,170			81 ~ 85	2,170		
86 ~ 90	2,050			86 ~ 90	2,050		
91人以上	1,940			91人以上	1,940		

改正後									現行								
(22) 基幹的職員加算分保護単価									(21) 基幹的職員加算分保護単価								
ア 児童養護施設									ア 児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	860	840	830	810	790	760	740	720	20人まで	860	840	830	810	790	760	740	720
21～25人	690	670	660	640	630	610	590	580	21～25人	690	670	660	640	630	610	590	580
26～30	570	560	550	540	530	510	490	480	26～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35	490	480	470	460	450	430	420	410	31～35	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	430	420	410	400	390	380	370	360	36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	380	370	370	360	350	340	330	320	41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46～50	340	330	330	320	310	300	290	290	46～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51～55	310	300	300	290	290	280	270	260	51～55	310	300	300	290	290	280	270	260
56～60	280	280	270	270	260	250	240	240	56～60	280	280	270	270	260	250	240	240
61～65	260	250	250	250	240	230	230	220	61～65	260	250	250	250	240	230	230	220
66～70	240	240	230	230	220	220	210	200	66～70	240	240	230	230	220	220	210	200
71～75	230	220	220	210	210	200	190	190	71～75	230	220	220	210	210	200	190	190
76～80	210	210	200	200	190	190	180	180	76～80	210	210	200	200	190	190	180	180
81～85	200	190	190	190	180	180	170	170	81～85	200	190	190	190	180	180	170	170
86～90	190	180	180	180	170	170	160	160	86～90	190	180	180	180	170	170	160	160
91～95	180	170	170	170	160	160	150	150	91～95	180	170	170	170	160	160	150	150
96～100	170	160	160	160	150	150	150	140	96～100	170	160	160	160	150	150	150	140
101～105	160	160	150	150	150	140	140	130	101～105	160	160	150	150	150	140	140	130
106～110	150	150	150	140	140	140	130	130	106～110	150	150	150	140	140	140	130	130
111～115	150	140	140	140	130	130	130	120	111～115	150	140	140	140	130	130	130	120
116～120	140	140	130	130	130	120	120	120	116～120	140	140	130	130	130	120	120	120
121～125	130	130	130	130	120	120	120	110	121～125	130	130	130	130	120	120	120	110
126～130	130	120	120	120	120	110	110	110	126～130	130	120	120	120	120	110	110	110
131～135	120	120	120	120	110	110	110	100	131～135	120	120	120	120	110	110	110	100
136～140	120	120	110	110	110	110	100	100	136～140	120	120	110	110	110	110	100	100
141～145	120	110	110	110	110	100	100	100	141～145	120	110	110	110	110	100	100	100
146～150	110	110	110	100	100	100	100	90	146～150	110	110	110	100	100	100	100	90
151人以上	110	100	100	100	100	90	90	90	151人以上	110	100	100	100	100	90	90	90

改正後									現行										
イ 児童自立支援施設									イ 児童自立支援施設										
定員	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	定員	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで		570	560	550	540	530	510	490	480	30人まで		570	560	550	540	530	510	490	480
31～35人		490	480	470	460	450	430	420	410	31～35人		490	480	470	460	450	430	420	410
36～40		430	420	410	400	390	380	370	360	36～40		430	420	410	400	390	380	370	360
41～45		380	370	370	360	350	340	330	320	41～45		380	370	370	360	350	340	330	320
46～50		340	330	330	320	310	300	290	290	46～50		340	330	330	320	310	300	290	290
51～55		310	300	300	290	290	280	270	260	51～55		310	300	300	290	290	280	270	260
56～60		280	280	270	270	260	250	240	240	56～60		280	280	270	270	260	250	240	240
61～65		260	250	250	250	240	230	230	220	61～65		260	250	250	250	240	230	230	220
66～70		240	240	230	230	220	220	210	200	66～70		240	240	230	230	220	220	210	200
71～75		230	220	220	210	210	200	190	190	71～75		230	220	220	210	210	200	190	190
76～80		210	210	200	200	190	190	180	180	76～80		210	210	200	200	190	190	180	180
81～85		200	190	190	190	180	180	170	170	81～85		200	190	190	190	180	180	170	170
86～90		190	180	180	180	170	170	160	160	86～90		190	180	180	180	170	170	160	160
91～95		180	170	170	170	160	160	150	150	91～95		180	170	170	170	160	160	150	150
96～100		170	160	160	160	150	150	150	140	96～100		170	160	160	160	150	150	150	140
101～105		160	160	150	150	150	140	140	130	101～105		160	160	150	150	150	140	140	130
106～110		150	150	150	140	140	140	130	130	106～110		150	150	150	140	140	140	130	130
111～115		150	140	140	140	130	130	130	120	111～115		150	140	140	140	130	130	130	120
116～120		140	140	130	130	130	120	120	120	116～120		140	140	130	130	130	120	120	120
121～125		130	130	130	130	120	120	120	110	121～125		130	130	130	130	120	120	120	110
126～130		130	120	120	120	120	110	110	110	126～130		130	120	120	120	120	110	110	110
131～135		120	120	120	120	110	110	110	100	131～135		120	120	120	120	110	110	110	100
136～140		120	120	110	110	110	110	100	100	136～140		120	120	110	110	110	110	100	100
141～145		120	110	110	110	110	100	100	100	141～145		120	110	110	110	110	100	100	100
146～150		110	110	110	100	100	100	100	90	146～150		110	110	110	100	100	100	100	90
151人以上		110	100	100	100	100	90	90	90	151人以上		110	100	100	100	100	90	90	90

改正後									現行								
ウ 乳児院									ウ 乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,730	1,670	1,660	1,620	1,590	1,530	1,490	1,450	10人まで	1,730	1,670	1,660	1,620	1,590	1,530	1,490	1,450
11～15人	1,150	1,110	1,110	1,080	1,060	1,020	990	960	11～15人	1,150	1,110	1,110	1,080	1,060	1,020	990	960
16～20	860	840	830	810	790	760	740	720	16～20	860	840	830	810	790	760	740	720
21～25	690	670	660	640	630	610	590	580	21～25	690	670	660	640	630	610	590	580
26～30	570	560	550	540	530	510	490	480	26～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35	490	480	470	460	450	430	420	410	31～35	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	430	420	410	400	390	380	370	360	36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	380	370	370	360	350	340	330	320	41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46～50	340	330	330	320	310	300	290	290	46～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51～55	310	300	300	290	290	280	270	260	51～55	310	300	300	290	290	280	270	260
56～60	280	280	270	270	260	250	240	240	56～60	280	280	270	270	260	250	240	240
61～65	260	250	250	250	240	230	230	220	61～65	260	250	250	250	240	230	230	220
66～70	240	240	230	230	220	220	210	200	66～70	240	240	230	230	220	220	210	200
71～75	230	220	220	210	210	200	190	190	71～75	230	220	220	210	210	200	190	190
76～80	210	210	200	200	190	190	180	180	76～80	210	210	200	200	190	190	180	180
81～85	200	190	190	190	180	180	170	170	81～85	200	190	190	190	180	180	170	170
86～90	190	180	180	180	170	170	160	160	86～90	190	180	180	180	170	170	160	160
91人以上	180	170	170	170	160	160	150	150	91人以上	180	170	170	170	160	160	150	150

エ 児童心理治療施設									エ 児童心理治療施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	860	840	830	810	790	760	740	720	20人まで	860	840	830	810	790	760	740	720
21～25人	690	670	660	640	630	610	590	580	21～25人	690	670	660	640	630	610	590	580
26～30	570	560	550	540	530	510	490	480	26～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35	490	480	470	460	450	430	420	410	31～35	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	430	420	410	400	390	380	370	360	36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	380	370	370	360	350	340	330	320	41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46人以上	340	330	330	320	310	300	290	290	46人以上	340	330	330	320	310	300	290	290

改正後									現行										
オ 母子生活支援施設									オ 母子生活支援施設										
定員	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	定員	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで		1,150	1,110	1,110	1,080	1,060	1,020	990	960	10世帯まで		1,150	1,110	1,110	1,080	1,060	1,020	990	960
11～20世帯		860	840	830	810	790	760	740	720	11～20世帯		860	840	830	810	790	760	740	720
21～30		570	560	550	540	530	510	490	480	21～30		570	560	550	540	530	510	490	480
31～40		430	420	410	400	390	380	370	360	31～40		430	420	410	400	390	380	370	360
41～50		340	330	330	320	310	300	290	290	41～50		340	330	330	320	310	300	290	290
51世帯以上		280	280	270	270	260	250	240	240	51世帯以上		280	280	270	270	260	250	240	240

改正後				現行			
(23) ホイフー技工士雇上費加算		(24) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価		(22) ホイフー技工士雇上費加算		(23) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価	
分保護単価		分保護単価		分保護単価		分保護単価	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
20人まで	10,060	20人まで	7,790	20人まで	10,060	20人まで	7,780
21 ~ 25人	8,051	21 ~ 25人	6,230	21 ~ 25人	8,040	21 ~ 25人	6,220
26 ~ 30	6,711	26 ~ 30	5,190	26 ~ 30	6,700	26 ~ 30	5,190
31 ~ 35	5,750	31 ~ 35	4,450	31 ~ 35	5,740	31 ~ 35	4,440
36 ~ 40	5,030	36 ~ 40	3,890	36 ~ 40	5,030	36 ~ 40	3,890
41 ~ 45	4,470	41 ~ 45	3,460	41 ~ 45	4,470	41 ~ 45	3,460
46 ~ 50	4,020	46 ~ 50	3,110	46 ~ 50	4,020	46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	3,661	51 ~ 55	2,830	51 ~ 55	3,650	51 ~ 55	2,830
56 ~ 60	3,350	56 ~ 60	2,590	56 ~ 60	3,350	56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	3,090	61 ~ 65	2,390	61 ~ 65	3,090	61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,870	66 ~ 70	2,220	66 ~ 70	2,870	66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,680	71 ~ 75	2,070	71 ~ 75	2,680	71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	2,510	76 ~ 80	1,940	76 ~ 80	2,510	76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	2,360	81 ~ 85	1,830	81 ~ 85	2,360	81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	2,230	86 ~ 90	1,730	86 ~ 90	2,230	86 ~ 90	1,730
91 ~ 95	2,110	91 ~ 95	1,640	91 ~ 95	2,110	91 ~ 95	1,630
96 ~ 100	2,010	96 ~ 100	1,550	96 ~ 100	2,010	96 ~ 100	1,550
101 ~ 105	1,910	101 ~ 105	1,480	101 ~ 105	1,910	101 ~ 105	1,480
106 ~ 110	1,820	106 ~ 110	1,410	106 ~ 110	1,820	106 ~ 110	1,410
111 ~ 115	1,750	111 ~ 115	1,350	111 ~ 115	1,750	111 ~ 115	1,350
116 ~ 120	1,670	116 ~ 120	1,290	116 ~ 120	1,670	116 ~ 120	1,290
121 ~ 125	1,610	121 ~ 125	1,240	121 ~ 125	1,610	121 ~ 125	1,240
126 ~ 130	1,540	126 ~ 130	1,190	126 ~ 130	1,540	126 ~ 130	1,190
131 ~ 135	1,490	131 ~ 135	1,150	131 ~ 135	1,490	131 ~ 135	1,150
136 ~ 140	1,430	136 ~ 140	1,110	136 ~ 140	1,430	136 ~ 140	1,110
141 ~ 145	1,380	141 ~ 145	1,070	141 ~ 145	1,380	141 ~ 145	1,070
146 ~ 150	1,340	146 ~ 150	1,030	146 ~ 150	1,340	146 ~ 150	1,030
151人以上	1,290	151人以上	1,000	151人以上	1,290	151人以上	1,000
(25) 学習指導費加算分保護単価				(24) 学習指導費加算分保護単価			
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
1人当たり	8,290			1人当たり	8,290		

改正後									現行												
<u>(26)</u> 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価									<u>(25)</u> 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価												
定員		世帯							月額		定員		世帯							月額	
		円											円								
40		7,160									40		7,150								
41 ~ 50		5,720									41 ~ 50		5,720								
51世帯以上		4,770									51世帯以上		4,770								
<u>(27)</u> 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価									<u>(26)</u> 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価												
定員		世帯							月額		定員		世帯							月額	
		円											円								
10世帯まで		16,180									10世帯まで		16,180								
11 ~ 20世帯		8,090									11 ~ 20世帯		8,090								
21 ~ 30		5,390									21 ~ 30		5,390								
31 ~ 40		4,040									31 ~ 40		4,040								
41 ~ 50		3,230									41 ~ 50		3,230								
51世帯以上		2,690									51世帯以上		2,690								
<u>(28)</u> 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価									<u>(27)</u> 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価												
定員		世帯							月額		定員		世帯							月額	
		円											円								
10世帯まで		15,580									10世帯まで		15,570								
11 ~ 20		7,790									11 ~ 20		7,780								
21 ~ 30		5,190									21 ~ 30		5,190								
31 ~ 40		3,890									31 ~ 40		3,890								
41 ~ 50		3,110									41 ~ 50		3,110								
51世帯以上		2,590									51世帯以上		2,590								
<u>(29)</u> 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価									<u>(28)</u> 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価												
地域区分 定員		20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他												
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
10世帯まで	34,980	33,980	33,730	32,990	32,490	31,500	30,750	30,000	10世帯まで	34,970	33,980	33,730	32,980	32,480	31,490	30,740	30,000				
11~20世帯	26,230	25,490	25,300	24,740	24,370	23,620	23,060	22,500	11~20世帯	26,230	25,480	25,290	24,740	24,360	23,620	23,060	22,500				
21~30	17,490	16,990	16,870	16,490	16,240	15,750	15,370	15,000	21~30	17,480	16,990	16,860	16,490	16,240	15,740	15,370	15,000				
31~40	15,740	15,290	15,180	14,840	14,620	14,170	13,840	13,500	31~40	15,730	15,290	15,170	14,840	14,620	14,170	13,830	13,500				
41~50	13,990	13,590	13,490	13,190	12,990	12,600	12,300	12,000	41~50	13,990	13,590	13,490	13,190	12,990	12,590	12,290	12,000				
51世帯以上	12,240	11,890	11,800	11,540	11,370	11,020	10,760	10,500	51世帯以上	12,240	11,890	11,800	11,540	11,370	11,020	10,760	10,500				

改正後																					
<u>(30)</u> 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価					<u>(31)</u> 一時保護施設の専門職員等加算分保護単価																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>20人まで</td> <td>9,390</td> </tr> <tr> <td>21～25人</td> <td>7,510</td> </tr> <tr> <td>26～30人</td> <td>6,260</td> </tr> <tr> <td>31～35人</td> <td>5,360</td> </tr> </tbody> </table>					定員	月額		円	20人まで	9,390	21～25人	7,510	26～30人	6,260	31～35人	5,360	(削除)				
定員	月額																				
	円																				
20人まで	9,390																				
21～25人	7,510																				
26～30人	6,260																				
31～35人	5,360																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定員</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個別対応職員分</td> <td>11～20人</td> <td>5,861,464</td> </tr> <tr> <td>21人以上</td> <td>11,722,928</td> </tr> </tbody> </table>					区分	定員	年額	個別対応職員分	11～20人	5,861,464	21人以上	11,722,928									
区分	定員	年額																			
個別対応職員分	11～20人	5,861,464																			
	21人以上	11,722,928																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栄養士加算分</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,738,511</td> </tr> </tbody> </table>					区分	年額	栄養士加算分	円		4,738,511											
区分	年額																				
栄養士加算分	円																				
	4,738,511																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定員</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事務職員加算分</td> <td>20人まで</td> <td>1,414,880</td> </tr> <tr> <td>21人以上</td> <td>4,994,869</td> </tr> </tbody> </table>					区分	定員	年額	事務職員加算分	20人まで	1,414,880	21人以上	4,994,869									
区分	定員	年額																			
事務職員加算分	20人まで	1,414,880																			
	21人以上	4,994,869																			
<u>(32)</u> 一時保護施設の新基準対応加算分保護単価																					
看護師加算単価																					
	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他												
定員		円	円	円	円	円	円	円	円												
1施設当たり		536,656	519,544	515,266	502,432	493,875	476,763	463,929	451,095												
※1施設当たりの月額																					
学習指導員加算																					
	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他												
定員		円	円	円	円	円	円	円	円												
1施設当たり		530,475	513,564	509,327	496,653	488,198	471,287	458,604	445,921												
※1施設当たりの月額																					

現行																											
<u>(29)</u> 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価					<u>(30)</u> 一時保護所の専門職員等加算分保護単価																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>20人まで</td> <td>9,390</td> </tr> <tr> <td>21～25人</td> <td>7,510</td> </tr> <tr> <td>26～30人</td> <td>6,260</td> </tr> <tr> <td>31～35人</td> <td>5,360</td> </tr> </tbody> </table>					定員	月額		円	20人まで	9,390	21～25人	7,510	26～30人	6,260	31～35人	5,360	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心理療法担当職員加算分</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,155,504</td> </tr> </tbody> </table>					区分	年額	心理療法担当職員加算分	円		6,155,504
定員	月額																										
	円																										
20人まで	9,390																										
21～25人	7,510																										
26～30人	6,260																										
31～35人	5,360																										
区分	年額																										
心理療法担当職員加算分	円																										
	6,155,504																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定員</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個別対応職員分</td> <td>11～20人</td> <td>5,860,179</td> </tr> <tr> <td>21人以上</td> <td>11,720,358</td> </tr> </tbody> </table>					区分	定員	年額	個別対応職員分	11～20人	5,860,179	21人以上	11,720,358	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栄養士加算分</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,737,220</td> </tr> </tbody> </table>					区分	年額	栄養士加算分	円		4,737,220				
区分	定員	年額																									
個別対応職員分	11～20人	5,860,179																									
	21人以上	11,720,358																									
区分	年額																										
栄養士加算分	円																										
	4,737,220																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定員</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事務職員加算分</td> <td>20人まで</td> <td>1,414,880</td> </tr> <tr> <td>21人以上</td> <td>4,993,584</td> </tr> </tbody> </table>					区分	定員	年額	事務職員加算分	20人まで	1,414,880	21人以上	4,993,584															
区分	定員	年額																									
事務職員加算分	20人まで	1,414,880																									
	21人以上	4,993,584																									
<u>(新規)</u>																											

改正後

現行

心理職配置改善（定員10人につき1人）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
		円	円	円	円	円	円	円
10人まで	554,560	538,730	534,770	522,910	514,990	499,170	487,300	475,430
11～20	1,109,123	1,077,471	1,069,558	1,045,818	1,029,992	998,340	974,600	950,861
21～30	1,663,685	1,616,206	1,604,337	1,568,728	1,544,989	1,497,510	1,461,901	1,426,292
31～40	2,218,247	2,154,943	2,139,116	2,091,637	2,059,985	1,996,680	1,949,202	1,901,723
41～50	2,772,809	2,693,678	2,673,895	2,614,547	2,574,982	2,495,851	2,436,502	2,377,154
51～60	3,327,371	3,232,413	3,208,673	3,137,456	3,089,977	2,995,020	2,923,802	2,852,584
61～70	3,881,933	3,771,149	3,743,453	3,660,365	3,604,974	3,494,190	3,411,103	3,328,015

※1施設当たりの月額

夜間職員（常勤職員を1名以上配置する施設）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
		円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	481,093	465,790	461,964	450,487	442,835	427,532	416,055	404,577

※1施設当たりの月額

夜間職員（上記以外の施設）

月額
円
244,705

※1施設当たりの月額

(33) 一時保護施設のユニットケア加算分保護単価

地域区分 1グループ当たり	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
		円	円	円	円	円	円	円
1グループ当たり	653,584	637,969	634,066	622,355	614,547	598,932	587,221	575,510

※1グループ当たりの月額

改正後	現行								
<p><u>(34)</u> 除雪費加算分保護単価</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、<u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）</u></p> <table border="1" data-bbox="224 276 492 363"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人(1世帯)当たり</td> <td>円 6,270</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額	1人(1世帯)当たり	円 6,270	<p><u>(31)</u> 除雪費加算分保護単価</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、<u>自立援助ホ</u> <u>ーム</u></p> <table border="1" data-bbox="1106 276 1375 363"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人(1世帯)当たり</td> <td>円 6,180</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額	1人(1世帯)当たり	円 6,180
定員	月額								
1人(1世帯)当たり	円 6,270								
定員	月額								
1人(1世帯)当たり	円 6,180								
<p><u>(35)</u> 降灰除去費加算分保護単価</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、<u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）</u></p> <table border="1" data-bbox="224 491 582 571"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>円 164,890</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額	1施設当たり	円 164,890	<p><u>(32)</u> 降灰除去費加算分保護単価</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、<u>自立援助ホ</u> <u>ーム</u></p> <table border="1" data-bbox="1106 491 1464 571"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>円 155,870</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額	1施設当たり	円 155,870
定員	月額								
1施設当たり	円 164,890								
定員	月額								
1施設当たり	円 155,870								

改正後

現行

(36) 社会的養護処遇改善加算
分保護単価

処遇改善加算 (I)

職員	月額
1人当たり	円 6,080

処遇改善加算 (II)

職員	月額
1人当たり	円 6,080

処遇改善加算 (III)

職員	月額
1人当たり	円 18,250

処遇改善加算 (IV)

職員	月額
1人当たり	円 42,590

処遇改善加算 (V)

職員	月額
1人当たり	円 6,080

(37) 社会的養護従事者処遇改
善加算分保護単価

職員	月額
1人当たり	円 10,950

(38) こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分保護単価

職員	月額
1人当たり	円 24,342

(33) 社会的養護処遇改善加算
分保護単価

処遇改善加算 (I)

職員	月額
1人当たり	円 6,080

処遇改善加算 (II)

職員	月額
1人当たり	円 6,080

処遇改善加算 (III)

職員	月額
1人当たり	円 18,250

処遇改善加算 (IV)

職員	月額
1人当たり	円 42,590

処遇改善加算 (V)

職員	月額
1人当たり	円 6,080

(34) 社会的養護従事者処遇改
善加算分保護単価

職員	月額
1人当たり	円 10,950

(新規)

改正後									現行								
(39) 小規模かつ地域分散化加算分保護単価									(35) 小規模かつ地域分散化加算分保護単価								
ア 分園型小規模グループケア									ア 分園型小規模グループケア								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930	96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690	101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480	106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400	141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180
イ 地域小規模児童養護施設									イ 地域小規模児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	576,250	559,650	555,500	543,050	534,750	518,140	505,690	493,240	1施設当たり	576,140	559,540	555,390	542,940	534,640	518,040	505,590	493,140

改正後										現行								
(40) 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価										(36) 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価								
定員	地域区分									定員	地域区分							
	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	20/100		16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	24,660	20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	19,730	21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	5,190	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930	4,930	96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690	4,690	101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480	4,480	106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280	4,280	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110	4,110	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	3,940	121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790	3,790	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650	3,650	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520	3,520	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400	3,400	141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280	3,280	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180	3,180	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
(41) 医療的ケア児等受入加算分保護単価 ア 児童養護施設									(37) 医療的ケア児等受入加算分保護単価 ア 児童養護施設								
定員	地域区分								定員	地域区分							
	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他		20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	69,231	67,570	67,150	65,910	65,080	63,420	62,170	60,930	20人まで	69,270	67,610	67,190	65,940	65,110	63,450	62,210	60,990
21～25人	55,380	54,050	53,720	52,720	52,060	50,730	49,740	48,740	21～25人	55,410	54,080	53,750	52,760	52,090	50,760	49,770	48,770
26～30	46,150	45,040	44,770	43,940	43,380	42,280	41,450	40,620	26～30	46,180	45,070	44,790	43,960	43,410	42,300	41,470	40,640
31～35	39,560	38,610	38,370	37,660	37,180	36,240	35,520	34,810	31～35	39,580	38,630	38,390	37,680	37,210	36,260	35,550	34,830
36～40	34,610	33,780	33,570	32,950	32,540	31,710	31,080	30,460	36～40	34,630	33,800	33,590	32,970	32,560	31,730	31,100	30,480
41～45	30,760	30,030	29,840	29,290	28,920	28,180	27,630	27,080	41～45	30,780	30,040	29,860	29,310	28,940	28,200	27,650	27,090
46～50	27,690	27,020	26,860	26,360	26,030	25,360	24,870	24,370	46～50	27,700	27,040	26,870	26,380	26,040	25,380	24,880	24,380
51～55	25,170	24,570	24,420	23,960	23,660	23,060	22,610	22,150	51～55	25,180	24,580	24,430	23,980	23,680	23,070	22,620	22,170
56～60	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310	56～60	23,090	22,530	22,390	21,980	21,700	21,150	20,730	20,320
61～65	21,300	20,790	20,660	20,280	20,020	19,510	19,130	18,740	61～65	21,310	20,800	20,670	20,290	20,030	19,520	19,140	18,760
66～70	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400	66～70	19,790	19,310	19,190	18,840	18,600	18,130	17,770	17,420
71～75	18,460	18,010	17,900	17,570	17,350	16,910	16,580	16,240	71～75	18,470	18,020	17,910	17,580	17,360	16,920	16,590	16,250
76～80	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230	76～80	17,310	16,900	16,790	16,480	16,280	15,860	15,550	15,240
81～85	16,290	15,890	15,800	15,500	15,310	14,920	14,630	14,330	81～85	16,290	15,900	15,810	15,510	15,320	14,930	14,630	14,340
86～90	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540	86～90	15,390	15,020	14,930	14,650	14,470	14,100	13,820	13,540
91～95	14,570	14,220	14,130	13,870	13,700	13,350	13,080	12,820	91～95	14,580	14,230	14,140	13,880	13,710	13,360	13,090	12,830
96～100	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180	96～100	13,850	13,520	13,440	13,190	13,020	12,690	12,440	12,190
101～105	13,180	12,870	12,790	12,550	12,390	12,080	11,840	11,600	101～105	13,190	12,870	12,790	12,560	12,400	12,080	11,850	11,610
106～110	12,580	12,280	12,210	11,980	11,830	11,530	11,300	11,070	106～110	12,590	12,290	12,210	11,990	11,840	11,530	11,310	11,080
111～115	12,040	11,750	11,680	11,460	11,310	11,030	10,810	10,590	111～115	12,040	11,750	11,680	11,470	11,320	11,030	10,820	10,600
116～120	11,530	11,260	11,190	10,980	10,840	10,570	10,360	10,150	116～120	11,540	11,260	11,200	10,990	10,850	10,570	10,370	10,160
121～125	11,070	10,810	10,740	10,540	10,410	10,140	9,940	9,740	121～125	11,080	10,810	10,750	10,550	10,410	10,150	9,950	9,750
126～130	10,650	10,390	10,330	10,140	10,010	9,750	9,580	9,370	126～130	10,650	10,400	10,330	10,140	10,010	9,760	9,570	9,380
131～135	10,250	10,010	9,940	9,760	9,640	9,390	9,210	9,020	131～135	10,260	10,010	9,950	9,770	9,640	9,400	9,210	9,030
136～140	9,890	9,650	9,590	9,410	9,290	9,060	8,880	8,700	136～140	9,890	9,650	9,590	9,420	9,300	9,060	8,880	8,710
141～145	9,540	9,320	9,260	9,090	8,970	8,740	8,570	8,400	141～145	9,550	9,320	9,260	9,090	8,980	8,750	8,580	8,410
146～150	9,230	9,010	8,950	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120	146～150	9,230	9,010	8,950	8,790	8,680	8,460	8,290	8,120
151人以上	8,930	8,710	8,660	8,500	8,390	8,180	8,020	7,860	151人以上	8,930	8,720	8,670	8,510	8,400	8,180	8,020	7,860

改正後									現行										
イ 乳児院									イ 乳児院										
定員	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	定員	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで		122,880	119,690	118,890	118,060	114,900	111,710	109,320	106,930	10人まで		122,910	119,710	118,920	118,090	114,930	111,740	109,350	106,950
11～15人		81,920	79,790	79,260	78,710	76,600	74,470	72,880	71,280	11～15人		81,940	79,810	79,280	78,720	76,620	74,490	72,900	71,300
16～20		61,440	59,840	59,440	59,030	57,450	55,850	54,660	53,460	16～20		61,450	59,860	59,460	59,040	57,460	55,870	54,670	53,470
21～25		49,150	47,870	47,550	47,220	45,960	44,680	43,730	42,770	21～25		49,160	47,880	47,560	47,230	45,970	44,690	43,740	42,780
26～30		40,960	39,890	39,630	39,350	38,300	37,230	36,440	35,640	26～30		40,970	39,900	39,640	39,360	38,310	37,240	36,450	35,650
31～35		35,100	34,190	33,970	33,730	32,830	31,910	31,230	30,550	31～35		35,110	34,200	33,970	33,740	32,830	31,920	31,240	30,550
36～40		30,720	29,920	29,720	29,510	28,720	27,920	27,330	26,730	36～40		30,720	29,930	29,730	29,520	28,730	27,930	27,330	26,740
41～45		27,300	26,590	26,420	26,230	25,530	24,820	24,290	23,760	41～45		27,310	26,600	26,420	26,240	25,540	24,830	24,300	23,760
46～50		24,570	23,930	23,770	23,610	22,980	22,340	21,890	21,380	46～50		24,580	23,940	23,780	23,610	22,980	22,340	21,870	21,390
51～55		22,340	21,760	21,610	21,460	20,890	20,310	19,870	19,440	51～55		22,340	21,760	21,620	21,470	20,890	20,310	19,880	19,440
56～60		20,480	19,940	19,810	19,670	19,150	18,610	18,220	17,820	56～60		20,480	19,950	19,820	19,680	19,150	18,620	18,220	17,820
61～65		18,900	18,410	18,290	18,160	17,670	17,180	16,810	16,450	61～65		18,900	18,410	18,290	18,160	17,680	17,190	16,820	16,450
66～70		17,550	17,090	16,980	16,860	16,410	15,950	15,610	15,270	66～70		17,550	17,100	16,980	16,870	16,410	15,960	15,620	15,280
71～75		16,380	15,950	15,850	15,740	15,320	14,890	14,570	14,250	71～75		16,380	15,960	15,850	15,740	15,320	14,890	14,580	14,250
76～80		15,360	14,960	14,860	14,750	14,360	13,960	13,660	13,360	76～80		15,360	14,960	14,860	14,760	14,360	13,960	13,660	13,370
81～85		14,450	14,080	13,980	13,890	13,510	13,140	12,860	12,580	81～85		14,460	14,080	13,990	13,890	13,520	13,140	12,860	12,580
86～90		13,650	13,300	13,210	13,110	12,760	12,410	12,140	11,880	86～90		13,650	13,300	13,210	13,120	12,770	12,410	12,150	11,880
91人以上		12,930	12,590	12,510	12,420	12,090	11,760	11,500	11,250	91人以上		12,930	12,600	12,510	12,430	12,090	11,760	11,510	11,250

改正後									現行								
(42) 自立支援担当職員加算（I）分保護単価 ア 児童養護施設									(38) 自立支援担当職員加算（I）分保護単価 ア 児童養護施設								
定員	地域区分								定員	地域区分							
	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他		20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930	96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690	101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480	106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400	141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
イ 地域小規模児童養護施設									イ 地域小規模児童養護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	576,284	559,650	555,500	543,050	534,750	518,140	505,690	493,240	1施設当たり	576,140	559,540	555,390	542,940	534,610	518,040	505,590	493,110
ウ 児童自立支援施設									ウ 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	30人まで	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31~35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31~35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36~40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36~40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41~45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41~45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46~50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46~50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51~55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51~55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56~60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56~60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61~65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61~65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66~70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66~70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71~75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71~75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76~80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76~80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81~85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81~85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86~90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86~90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91~95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91~95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96~100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930	96~100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101~105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690	101~105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106~110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480	106~110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111~115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280	111~115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116~120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110	116~120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121~125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	121~125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126~130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790	126~130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131~135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650	131~135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136~140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520	136~140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141~145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400	141~145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146~150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280	146~150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
エ 母子生活支援施設									エ 母子生活支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880	10世帯まで	38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
11～20世帯	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	11～20世帯	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	21～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	31～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	41～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
オ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設									オ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	115,250	111,930	111,100	108,610	106,950	103,630	101,140	98,640	1世帯につき	115,230	111,900	111,070	108,580	106,920	103,600	101,110	98,620
カ 児童心理治療施設									カ 児童心理治療施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46人以上	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46人以上	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860

改正後									現行										
キ 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）									キ 自立援助ホーム										
定員	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	定員	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで		96,040	93,270	92,580	90,500	89,120	86,350	84,280	82,200	6人まで		96,020	93,250	92,560	90,490	89,110	86,340	84,260	82,190
7～9		64,020	62,180	61,720	60,330	59,410	57,570	56,180	54,800	7～9		64,010	62,170	61,710	60,320	59,400	57,560	56,170	54,790
10～12		48,020	46,630	46,290	45,250	44,560	43,170	42,140	41,100	10～12		48,010	46,620	46,280	45,240	44,550	43,170	42,130	41,090
13～15		38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880	13～15		38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
16～18		32,010	31,090	30,860	30,170	29,700	28,780	28,090	27,400	16～18		32,000	31,080	30,850	30,160	29,700	28,780	28,080	27,390
19人以上		30,320	29,450	29,230	28,580	28,140	27,270	26,610	25,960	19人以上		30,320	29,450	29,230	28,570	28,130	27,260	26,610	25,950

改正後

現行

(43) 自立支援担当職員加算（Ⅱ）分保護単価

(39) 自立支援担当職員加算（Ⅱ）分保護単価

ア 児童養護施設
(非常勤職員)

イ 地域小規模児童養護施設
(非常勤職員)

ア 児童養護施設
(非常勤職員)

イ 地域小規模児童養護施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	12,470
21 ~ 25人	9,980
26 ~ 30	8,310
31 ~ 35	7,130
36 ~ 40	6,230
41 ~ 45	5,540
46 ~ 50	4,990
51 ~ 55	4,530
56 ~ 60	4,150
61 ~ 65	3,830
66 ~ 70	3,560
71 ~ 75	3,320
76 ~ 80	3,110
81 ~ 85	2,930
86 ~ 90	2,770
91 ~ 95	2,620
96 ~ 100	2,490
101 ~ 105	2,370
106 ~ 110	2,260
111 ~ 115	2,170
116 ~ 120	2,080
121 ~ 125	1,990
126 ~ 130	1,920
131 ~ 135	1,840
136 ~ 140	1,780
141 ~ 145	1,720
146 ~ 150	1,660
151人以上	1,610

定員	月額
	円
1施設当たり	249,540

定員	月額
	円
20人まで	12,470
21 ~ 25人	9,970
26 ~ 30	8,310
31 ~ 35	7,120
36 ~ 40	6,230
41 ~ 45	5,540
46 ~ 50	4,980
51 ~ 55	4,530
56 ~ 60	4,150
61 ~ 65	3,830
66 ~ 70	3,560
71 ~ 75	3,320
76 ~ 80	3,110
81 ~ 85	2,930
86 ~ 90	2,770
91 ~ 95	2,620
96 ~ 100	2,490
101 ~ 105	2,370
106 ~ 110	2,260
111 ~ 115	2,160
116 ~ 120	2,070
121 ~ 125	1,990
126 ~ 130	1,910
131 ~ 135	1,840
136 ~ 140	1,780
141 ~ 145	1,720
146 ~ 150	1,660
151人以上	1,600

定員	月額
	円
1施設当たり	249,440

改正後

ウ 児童自立支援施設 (非常勤職員)	
定員	月額
	円
30人まで	8,310
31 ~ 35人	7,130
36 ~ 40	6,230
41 ~ 45	5,540
46 ~ 50	4,990
51 ~ 55	4,530
56 ~ 60	4,150
61 ~ 65	3,830
66 ~ 70	3,560
71 ~ 75	3,320
76 ~ 80	3,110
81 ~ 85	2,930
86 ~ 90	2,770
91 ~ 95	2,620
96 ~ 100	2,490
101 ~ 105	2,370
106 ~ 110	2,260
111 ~ 115	2,170
116 ~ 120	2,080
121 ~ 125	1,990
126 ~ 130	1,920
131 ~ 135	1,840
136 ~ 140	1,780
141 ~ 145	1,720
146 ~ 150	1,660
151人以上	1,610

現行

ウ 児童自立支援施設 (非常勤職員)	
定員	月額
	円
30人まで	8,310
31 ~ 35人	7,120
36 ~ 40	6,230
41 ~ 45	5,540
46 ~ 50	4,980
51 ~ 55	4,530
56 ~ 60	4,150
61 ~ 65	3,830
66 ~ 70	3,560
71 ~ 75	3,320
76 ~ 80	3,110
81 ~ 85	2,930
86 ~ 90	2,770
91 ~ 95	2,620
96 ~ 100	2,490
101 ~ 105	2,370
106 ~ 110	2,260
111 ~ 115	2,160
116 ~ 120	2,070
121 ~ 125	1,990
126 ~ 130	1,910
131 ~ 135	1,840
136 ~ 140	1,780
141 ~ 145	1,720
146 ~ 150	1,660
151人以上	1,600

改正後		改正後		現行		現行	
エ 母子生活支援施設 (非常勤職員)		オ 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設(非常勤職員)		エ 母子生活支援施設 (非常勤職員)		オ 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設(非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
10世帯まで	16,630	1世帯につき	49,900	10世帯まで	16,630	1世帯につき	49,890
11 ~ 20世帯	12,470			11 ~ 20世帯	12,470		
21 ~ 30	8,310			21 ~ 30	8,310		
31 ~ 40	6,230			31 ~ 40	6,230		
31 ~ 50	4,990			31 ~ 50	4,980		
51世帯以上	4,150			51世帯以上	4,150		
カ 児童心理治療施設 (非常勤職員)		キ 児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所I型に限る。) (非常勤職員)		カ 児童心理治療施設 (非常勤職員)		キ 自立援助ホーム (非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
30人まで	8,310	6人まで	41,590	30人まで	8,310	6人まで	41,570
31 ~ 35	7,130	7 ~ 9	27,720	31 ~ 35	7,120	7 ~ 9	27,710
36 ~ 40	6,230	10 ~ 12	20,790	36 ~ 40	6,230	10 ~ 12	20,780
41 ~ 45	5,540	13 ~ 15	16,630	41 ~ 45	5,540	13 ~ 15	16,630
46人以上	4,990	16 ~ 18	13,860	46人以上	4,980	16 ~ 18	13,850
		19人以上	13,130			19人以上	13,120

改正後									現行
別表 2 事務費の事務単価									別表 2 児童福祉施設の職種別職員定数表
1 一般分事務単価									
(1) 里親支援センター									
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
1施設当たり	円 3,192,811	円 3,120,792	円 3,102,787	円 3,048,773	円 3,012,763	円 2,940,744	円 2,886,729	円 2,832,715	
(2) 在宅指導措置委託									
1件当たり月額									
	円 109,000								

改正後									現行
<u>2 加算分事務単価</u>									
<u>(1) 母親等支援員加算分事務単価</u>									
<u>地域区分</u>	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
<u>配置支援員 1人につき</u>	円 523,557	円 506,786	円 502,593	円 490,015	円 481,629	円 464,858	円 452,279	円 439,701	
<u>(2) 心理療法担当職員加算分事務単価 (常勤単価)</u>									
<u>母親支援センター</u>									
<u>地域区分</u>	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
<u>1施設当たり</u>	円 532,686	円 516,683	円 512,683	円 500,681	円 492,680	円 476,677	円 464,676	円 452,674	
<u>(3) 心理療法担当職員加算分事務単価 (常勤の非常勤・非常勤単価)</u>									
<u>母親支援センター</u>									
<u>(常勤の非常勤職員)</u>									
<u>月額</u>									
<u>1施設当たり</u>	円 286,420								
<u>(非常勤職員)</u>									
<u>月額</u>									
<u>1施設当たり</u>	円 184,560								

改正後									現行
<u>(4) 親子関係再構築支援加算 (I) 分事務単価</u>									
<u>里親支援センター</u>									
<u>地域区分</u>	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
1施設当たり	532,686	516,683	512,683	500,681	492,680	476,677	464,676	452,674	
<u>(5) 親子関係再構築支援加算 (II) 分事務単価</u>									
<u>里親支援センター</u>									
<u>月額</u>									
円									
283,752									
<u>(6) 自立支援担当職員加算 (I) 分事務単価</u>									
<u>里親支援センター</u>									
<u>地域区分</u>	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
1施設当たり	532,686	516,683	512,683	500,681	492,680	476,677	464,676	452,674	
<u>(7) 自立支援担当職員加算 (II) 分事務単価</u>									
<u>里親支援センター</u>									
<u>月額</u>									
円									
283,752									
<u>(8) 市町村連携事業加算分事務単価</u>									
<u>地域区分</u>	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
1施設当たり	556,296	539,524	535,332	522,753	514,367	497,596	485,018	472,439	

改正後									現行
<u>(9) レスパイト・ケア体制構築事業加算 (I) 分事務単価</u>									
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	532,686	516,683	512,683	500,681	492,680	476,677	464,676	452,674	
<u>(10) レスパイト・ケア体制構築事業加算 (II) 分事務単価</u>									
月額									
円									
283,752									
<u>(11) 休日・夜間支援体制強化事業加算分事務単価</u>									
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	751,741	734,970	730,777	718,199	709,813	693,042	680,463	667,885	
<u>(12) こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分事務単価</u>									
職員		月額							
円									
1人当たり		24,342							

改正後	現行																																												
<p>別表 <u>3</u></p> <p>児童福祉施設の職種別職員定数表</p> <p>(1)～(6)略</p>	<p>別表 <u>2</u></p> <p>児童福祉施設の職種別職員定数表</p> <p>(1) 児童養護施設</p> <table border="1" data-bbox="1131 280 2078 751"> <thead> <tr> <th>職種別</th> <th>職員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長</td> <td>1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。</td> </tr> <tr> <td>児童指導員 保育士</td> <td>通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。</td> </tr> <tr> <td>個別対応職員</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>家庭支援専門相談員</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。</td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>調理員等</td> <td>定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。</td> </tr> <tr> <td>嘱託医</td> <td>1人。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考：加算職員一覧(児童養護施設))</p> <table border="1" data-bbox="1131 831 2078 1544"> <thead> <tr> <th>加算種別</th> <th>加算職員数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児加算</td> <td>0歳児1.6人につき看護師1人。</td> </tr> <tr> <td>1歳児加算</td> <td>1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。</td> </tr> <tr> <td>2歳児加算</td> <td>2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。</td> </tr> <tr> <td>年少児加算</td> <td>3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。</td> </tr> <tr> <td>里親支援専門相談員加算</td> <td>2人まで。</td> </tr> <tr> <td>心理療法担当職員加算</td> <td>2人まで。</td> </tr> <tr> <td>職業指導員加算</td> <td>1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。</td> </tr> <tr> <td>看護師加算</td> <td>看護師1人。</td> </tr> <tr> <td>小規模グループケア加算</td> <td>児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)</td> </tr> <tr> <td>小規模かつ地域分散化加算</td> <td>児童指導員又は保育士3人まで。</td> </tr> <tr> <td>地域小規模児童養護施設等 バックアップ職員加算</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>家庭支援専門相談員加</td> <td>2人まで。</td> </tr> </tbody> </table>	職種別	職員の定数	施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。	児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	個別対応職員	1人。	家庭支援専門相談員	1人。	栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	事務員	1人。	調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。	嘱託医	1人。	加算種別	加算職員数等	乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。	1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。	2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。	年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。	里親支援専門相談員加算	2人まで。	心理療法担当職員加算	2人まで。	職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。	看護師加算	看護師1人。	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)	小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。	地域小規模児童養護施設等 バックアップ職員加算	1人。	家庭支援専門相談員加	2人まで。
職種別	職員の定数																																												
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。																																												
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。																																												
個別対応職員	1人。																																												
家庭支援専門相談員	1人。																																												
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。																																												
事務員	1人。																																												
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。																																												
嘱託医	1人。																																												
加算種別	加算職員数等																																												
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。																																												
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。																																												
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。																																												
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。																																												
里親支援専門相談員加算	2人まで。																																												
心理療法担当職員加算	2人まで。																																												
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。																																												
看護師加算	看護師1人。																																												
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)																																												
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。																																												
地域小規模児童養護施設等 バックアップ職員加算	1人。																																												
家庭支援専門相談員加	2人まで。																																												

改正後	現行	
	算	
	医療的ケア児等受入加算	児童指導員又は保育士2人。 管理宿直等職員2人。(非常勤)
	自立支援担当職員加算	1人。
	指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
	特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
	学習指導費加算	指導員。(非常勤)
	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
	(2) 児童自立支援施設	
	職種別	職 員 の 定 数
	施設長	1人。
	児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
	個別対応職員	1人。
	家庭支援専門相談員	1人。
	栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
	事務員	1人。
	調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
	嘱託医	2人。
	通所部設置の場合	
	職種別	職 員 の 定 数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人	
	(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))	
	加算種別	加 算 職 員 数 等
	心理療法担当職員加算	2人まで。ただし、定員に応じて心理療法担当職員を配置する場合は定員10人以上につき1人。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。	

改正後	現行	
	小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
	家庭支援専門相談員加算	2人まで。
	自立支援担当職員加算	1人。
	学習指導費加算	指導員。(非常勤)
	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
	(3) 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)	
	職種別	職 員 の 定 数
	施設長	1人。
	嘱託医	1人。
	看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を 差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人 を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他 は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数の ほか保育士1人を加算する。
	個別対応職員	1人。
	家庭支援専門相談員	1人。
	栄養士	1人。
	事務員	1人。
	調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに 1人を加算する。
	(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))	
	加算種別	加 算 職 員 数 等
	里親支援専門相談員加算	2人まで。
	心理療法担当職員加算	2人まで。
	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
	家庭支援専門相談員加算	2人まで。

改正後	現行	
	医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師 2 人。 管理宿直等職員 1 人。（非常勤）
	指導員特別加算	児童指導員 1 人。ただし、定員35人以下の場合に限る。（非常勤）
	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士 1 人。（非常勤）
	(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院	
	職種別	職 員 の 定 数
	施設長	1 人。
	看護師 保育士 児童指導員	通じて 7 人。ただし、看護師はその内 1 人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
	家庭支援専門相談員	1 人。
	嘱託医	1 人。
	調理員等	1 人。
	(参考：加算職員一覧（乳幼児10人未満を入所させる乳児院）)	
	加算種別	加 算 職 員 数 等
	里親支援専門相談員加算	2 人まで。
	心理療法担当職員加算	2 人まで。
	個別対応職員加算	1 人。
	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士 1 人。 管理宿直等職員 1 人。（非常勤）
	家庭支援専門相談員加算	1 人。
	医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師 2 人。 管理宿直等職員 1 人。（非常勤）
	指導員特別加算	児童指導員 1 人。ただし、定員35人以下の場合に限る。（非常勤）
	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士 1 人。（非常勤）
	(5) 母子生活支援施設	
	職種別	職 員 の 定 数
	施設長	1 人。
	母子支援員	定員10世帯未満の場合は 1 人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は 2 人。定員20世帯以上の場合は 3 人。

改正後	現行	
	保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
	少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
	調理員等	1人。
	嘱託医	1人。
	(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))	
	加算種別	加 算 職 員 数 等
	心理療法担当職員加算	2人まで。
	個別対応職員加算	1人。
	母子支援員、少年指導員 加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。 (非常勤)
	自立支援担当職員加算	1人。
	夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
	特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)
	保育機能強化加算	保育士1人。
	学習指導費加算	指導員。(非常勤)
	(6) 児童心理治療施設	
	職種別	職 員 の 定 数
	施設長	1人。
	医師	1人。
	心理療法担当職員	定員10人につき1人。
	看護師	1人。
	児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
	個別対応職員	1人。
	家庭支援専門相談員	1人。

改正後	現行	
	栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
	事務員	1人。
	調理員等	4人。
	通所部設置の場合	
	職種別	職員の定数
	心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
	児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。
	(参考：加算職員一覧(児童心理治療施設))	
	加算種別	加算職員数等
	心理療法担当職員	ただし、定員9人につき1人、8人につき1人、7人につき1人配置した場合に限る。
	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
	家庭支援専門相談員加算	2人まで。
	自立支援担当職員加算	1人。
	学習指導費加算	指導員。(非常勤)
	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
	<u>(新規)</u>	
	<u>(7) 里親支援センター</u>	
	職種別	職員の定数
	<u>センター長</u>	<u>1人。</u>
	<u>里親制度等普及促進担当者 (里親リクルーター)</u>	<u>1人。</u>
	<u>里親等支援員</u>	<u>1人。</u>
	<u>里親研修等担当者 (里親トレーナー)</u>	<u>1人。</u>
	<u>(参考：加算職員一覧(里親支援センター))</u>	
	加算種別	加算職員数等
	<u>心理療法担当職員加算</u>	<u>2人まで。</u>
	<u>親子関係再構築支援加算</u>	<u>家庭支援専門相談員1人。</u>
	<u>自立支援担当職員加算</u>	<u>1人。</u>
	<u>里親等支援員加算</u>	<u>里親支援センター管内の登録里親世帯数が60</u>

改正後		現行	
	<u>世帯を超えて、20世帯につき1人を上限とする。</u>		
<u>市町村連携事業加算</u>	<u>1人。</u>		
<u>レスパイト・ケア体制構築事業加算</u>	<u>1人。</u>		
<u>休日・夜間支援体制強化事業加算</u>	<u>里親等支援員1人。 管理宿直等職員1人。</u>		
<u>(8) 児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅰ型)</u>		<u>(7) 自立援助ホーム</u>	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。	指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)	補助者	1人。(非常勤)
(参考：加算職員一覧(<u>児童自立生活援助事業所Ⅰ型</u>))		(参考：加算職員一覧(<u>自立援助ホーム</u>))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。	自立支援担当職員加算	1人。
<u>個別対応職員</u>	<u>1人。</u>		
<u>(9) 児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅱ型)</u>		<u>(新規)</u>	
職種別	職員の定数		
指導員	<u>定員2人に対して1人。</u>		
<u>(10) ファミリーホーム</u>		<u>(8) ファミリーホーム</u>	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
指導員	1人。	指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)	補助者	2人。(非常勤)
(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))		(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
<u>個別対応職員</u>	<u>1人。</u>	学習指導費加算	指導員。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)		
<u>(11) 地域小規模児童養護施設</u>		<u>(9) 地域小規模児童養護施設</u>	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
児童指導員	3人。(うち1人は非常勤)	児童指導員	3人。(うち1人は非常勤)

改正後		現行	
保育士		保育士	
(参考：加算職員一覧(地域小規模児童養護施設))		(参考：加算職員一覧(地域小規模児童養護施設))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。	小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
自立支援担当職員加算	1人。	自立支援担当職員加算	1人。
(12) 小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設		(10) 小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
母子支援員	1人。	母子支援員	1人。
(参考：加算職員一覧(小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設))		(参考：加算職員一覧(小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。	自立支援担当職員加算	1人。
(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、 <u>児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。)</u> 、地域小規模児童養護施設、小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員 (1人、非常勤) 及び年休代替要員費等が含まれる。		(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、 <u>自立援助ホーム</u> 、地域小規模児童養護施設、小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員 (1人、非常勤) 及び年休代替要員費等が含まれる。	

改正後

(参考)

保護単価(入所児童等1人当たり)表

(令和5年4月1日)

Table with columns for expense categories (e.g., 一般生活費, 保育料, 学給食費) and rows for facility types (e.g., 児童養護施設, ファミリーホーム, 児童心理治療施設). It details monthly costs for various services and levels of care.

現行

(参考)

保護単価(入所児童等1人当たり)表

(令和5年4月1日)

Table with columns for expense categories and rows for facility types, similar to the '改正後' table but reflecting current rates. It details monthly costs for various services and levels of care.

改正後

Table with columns for expense categories (e.g., 一般生活費, 被虐待児受入加算費) and amounts. Includes a row for '一時保護施設' with detailed breakdowns.

(注) この表に定めるもののほか、(1) 児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、(診療報酬の算定方法)及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2) 里親及び(児童自立生活援助施設)児童等による、里親の取立又は里親が児童自立生活援助施設等に対する委託料等については委託手当として月額80,000円(専門里親は月額41,000円)が支弁され、(3) ファミリーホーム、自立援助ホーム若しくは里親(専門里親を含む。)に対して新規に委託したときには委託児童1人につき委託開始月に44,630円を上限として、実費を合算した額が加算され、(4) 里親(専門里親を含む。)及びファミリーホームが一時的な休みのための報酬を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき8,640円(2歳未満児)、5,600円(2歳以上児)が支弁され、(5) 児童自立生活援助施設児童が退去したときには退去したときの実費を合算した額が加算され、(6) 助産施設入所者については、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が加算され、分娩助産料(分娩児1人につき27,720円)、胎盤処置料、新生児介補料及び保険料が支弁される、(7) 一時保護委託児童であって、別に定めるところにより支弁が必要と認められた場合、一時保護委託費として月額630円が支弁され、(8) 里親委託児童(一時保護委託を含む)及び児童自立生活援助施設児童のうち、里親の取立又は里親が児童自立生活援助施設等に対する委託料等については委託児童1人につき月額2,460円が支弁され、(9) 里親委託児童(一時保護委託を含む)であって別に定めるところにより定期的な通院が必要な場合、対象児童1人につき月額5,000円(専門里親は月額5,000円)が支弁され、(10) 一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育学校又は高等学校に通学する場合、対象児童1人につき月額1,800円が支弁される。

現行

Table with columns for expense categories (e.g., 一般生活費, 被虐待児受入加算費) and amounts. Includes a row for '一時保護施設' with detailed breakdowns.

(注) この表に定めるもののほか、(1) 児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2) 里親については委託手当として月額80,000円(専門里親は月額41,000円)が支弁され、(3) ファミリーホーム、自立援助ホーム若しくは里親(専門里親を含む。)に対して新規に委託したときには委託児童1人につき委託開始月に44,630円を上限として、実費を合算した額が加算され、(4) 里親(専門里親を含む。)及びファミリーホームが一時的な休みのための報酬を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき8,640円(2歳未満児)、5,600円(2歳以上児)が支弁され、(5) 児童自立生活援助施設児童が退去したときには退去したときの実費を合算した額が加算され、(6) 助産施設入所者については、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が加算され、分娩助産料(分娩児1人につき27,720円)、胎盤処置料、新生児介補料及び保険料が支弁される、(7) 一時保護委託児童であって、別に定めるところにより支弁が必要と認められた場合、一時保護委託費として月額630円(新設コロナウイルスの影響により臨時に一時保護委託した場合は2,460円)が支弁され、(8) 里親委託児童(一時保護委託を含む)が支弁され、(9) 里親委託児童(一時保護委託を含む)であって別に定めるところにより定期的な通院が必要な場合、対象児童1人につき月額7,500円(専門里親は月額5,000円)が支弁され、(10) 一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育学校又は高等学校に通学する場合、対象児童1人につき月額1,800円が支弁される。